

令和3年度第2回 男女共同参画推進部会（オンライン開催） 次第

令和3年7月28日(水)

午後3時開会

1 開会

2 議事【報告事項】

(1) 令和2年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況の報告について

.....資料1

(2) 「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」素案の検討状況について

.....資料2

3 その他

4 閉会

今後の予定

令和3年10月下旬～11月

令和3年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

配付資料

- ・令和2年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況の報告について資料1-1
- ・令和2年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)(案)資料1-2
- ・令和2年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(案)資料1-3
- ・令和2年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(別冊)(案)資料1-4
- ・「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」素案の修正点について資料2-1
- ・「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」素案(概要版)資料2-2
- ・「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」素案(本編)資料2-3
- ・(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画策定検討にかかる団体との意見交換について資料2-4

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

電話 03-6304-3453 FAX.03-6304-3710

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿

敬称略

		氏名	フリガナ	肩書き
1		江原 由美子	エハラ ユミコ	東京都立大学名誉教授
2	男女共同参画 (学識経験者)	加藤 秀一	カトウ シュウイチ	明治学院大学社会学部教授
3		上杉 崇子	ウエスギ タカコ	弁護士
4	男女共同参画 (関係団体)	薬師 実芳	ヤクシ ミカ	NPO法人Rebit代表理事
5		池田 ひかり	イケダ ヒカリ	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター
6		霜崎 敏一	シモザキ トシカズ	東京商工会議所 世田谷支部 事務局長
7	町会・自治会・産 業団体・人権擁 護関係団体	上田 啓子	ウエダ ケイコ	世田谷区町会総連合会 副会長
8		小島 和子	コジマ カズコ	世田谷区人権擁護委員
9		山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
10	多文化共生 (学識経験者)	田村 太郎	タムラ タロウ	(一財)ダイバーシティ研究所代表理事
11		藤井 美香	フジイ ミカ	(公財)横浜市国際交流協会
12	多文化共生 (関係団体)	ゴロウィナ・クセーニヤ	ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 副代表
13		斎藤 利治	サイトウ トシハル	NPO法人アジアの新しい風 理事
14	公募委員	藤原 由佳	フジワラ ユカ	
15		蔡 和美	サイ カズミ	

事務局	片桐 誠	カタギリ マコト	世田谷区生活文化政策部長
	生垣 明	イケガキ アキラ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課長
	松田 京子	マツダ キョウコ	世田谷区生活文化政策部国際課長
	泉 圭子	イズミ ケイコ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長
	平田 根久	ヒラタ モトヒサ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長
	青木 彩恵子	アオキ サエコ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当副係長
	市村 英太郎	イチムラ エイタロウ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当
	荻田 直幸	オギタ ナオユキ	世田谷区生活文化政策部国際課国際担当係長
	大川 純平	オオカワ ジュンペイ	世田谷区生活文化政策部国際課国際担当
	下岡 健太郎	シタオカ ケンタロウ	世田谷区生活文化政策部国際課国際担当

令和 2 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況の報告について

1 趣旨

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」に基づく施策について、令和 2 年度の取組み状況をまとめたので、以下のとおり報告する。

2 内容

資料 1 - 2、1 - 3、1 - 4「令和 2 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(案)」(概要版、本編、本編別冊)のとおり。

3 報告書の確定について

本日の部会で委員からいただいた意見を報告書(概要版及び本編の巻末)に記載し、「令和 2 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」として確定する。

4 今後のスケジュール(予定)

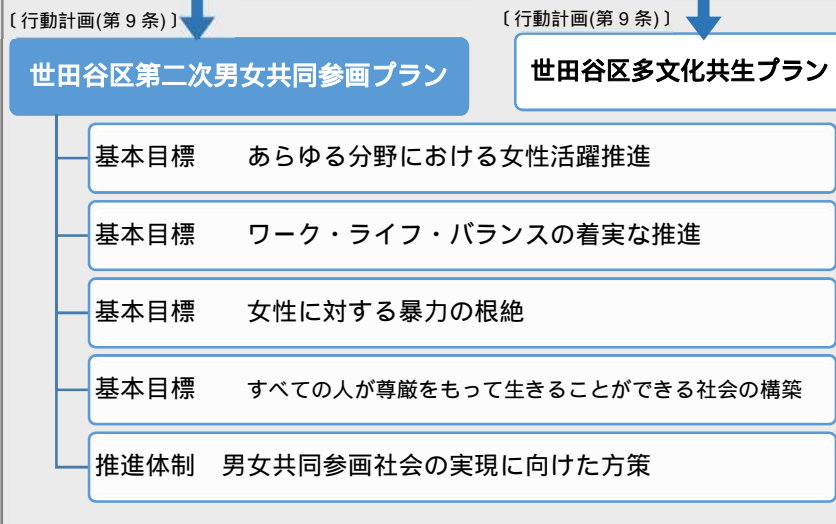
令和 3 年	8 月末	報告書確定
	9 月初旬	区ホームページに報告書掲載

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について (p.4)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(以下、「プラン」という。)は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

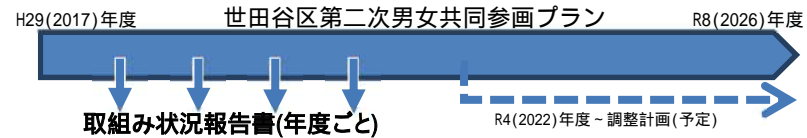


プランの体系 (p.4)

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を推進体制として位置づけています。

プランの進行管理と取組み状況報告について (p.5)

施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行い、その取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き (p.5)

- 「第5次男女共同参画基本計画」の策定(令和2年12月)第4次計画までの取組みの課題、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な社会情勢の現状と予想される環境変化をも受けた内容となっている。
- パートナーシップ宣誓制度を全国103自治体が実施、人口カバー率は37%に(令和3年4月)世田谷区での宣誓累計151組(7月)渋谷区・足立区と共に都内自治体によるネットワークの結成を提言。同年5月に、都内12区市「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成した。

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進 (p.8)

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】(p.8)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
1	1 区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和2年度 4月1日現在 33.8%	令和3年度 4月1日現在 34.7%	35%以上
2	1 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	平成31年度 4月1日現在 37.5%	令和2年度 4月1日現在 38.1%	37%
3	2 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和2年度 81.5%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	85%

【数値目標に対する評価と課題】(p.9)

- 区の審議会等の女性の占める割合
 - ・プラン策定時比3.8ポイント、前年度比0.9ポイント増となった。(現在、女性委員0人の審議会が3件)
 - ・今後も女性委員の登用に向けた理解を求めながら取り組む必要がある。
- 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合
 - ・プラン策定時比3.9ポイント、前年度比0.6ポイント増となった。(内訳：部課長級20.2%、係長級41.3%)
 - ・特定事業主行動計画の改定を踏まえ、今後も取組みを進める必要がある。
- 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合
 - ・プラン策定時比ポイント、前年度比ポイントした。
 - ・今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざす。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】(p.9)

- 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消
 - ・実施時期や設問内容を考慮しつつ区内企業を対象とした調査を実施した。研修や講座はオンラインと集合型を組み合わせるなど工夫して実施した。
- 課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ・男女共同参画先進事業者表彰は中止とし、過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめた冊子を発行した。
- 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
 - ・企業の職場環境整備促進事業により3社にテレワークの導入を支援し、企業向け情報誌を作成した。ワークスペース事業は6か所となった。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.9)

- 区内事業者における一般事業主行動計画の策定は徐々に進み、女性の登用に関する意欲も高まりつつあることを確認できた。調整計画の策定に調査結果を活用していく。
- ワークスペース事業については新規利用登録者、利用実績ともに拡大した。今後もより利用者の視点に立った事業をめざす。

【数値目標】欄の実績数値の出典：1庁内調査(毎年) 2区民意識調査(毎年) 3区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) 4男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 (p.10)

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれた社会をめざします。

【数値目標】(p.10)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
4	3 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度	平成27年度 45.3%	-	令和2年度 40.7%	80%
5	4 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6	1 町会・自治会長における女性の割合	平成28年度 8.6%	令和2年度 4月1日現在 13.3%	令和3年度 4月1日現在 16.0%	20%

【数値目標に対する評価と課題】(p.10)

- 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度
 - ・プラン策定時比4.6ポイント減少した。
 - ・事業者への情報提供や支援を継続し、女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。
- 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合
 - ・プラン策定時比では0.3ポイント増加した。
 - ・仕事と家庭生活を両立できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 町会・自治会長における女性の割合
 - ・プラン策定時比7.4ポイント、前年度比2.7ポイント上昇した。
 - ・地域における女性のリーダーが徐々に増加している。今後も参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】(p.11)

- 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
 - ・中止した事業もあったが、手法の転換等を行い普及・啓発を継続した。
- 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実
 - ・待機児童ゼロを継続した。保育の質の確保、切れ目のない子育て支援に向けた取組みを強化し実施した。
- 課題6 防災・地域活動等への参画促進
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる事業も多かったが、オンライン化や無観客開催・YouTube配信など、手法を見直して実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.11)

- 感染対策を講じて事業を実施するとともに、引き続き区民・事業者への情報提供や支援に取り組む。
- 待機児童が2年連続でゼロになったことや、新型コロナウイルス感染症の影響による保育需要の見通しが不透明なことなどから、改めて今後の保育施設整備を含めた保育施策の方向性を示す。

令和2年度(2020年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)案

令和3年9月 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

基本目標 女性に対する暴力の根絶 (p.12)

配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】(p.12)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
7 2	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和2年度 29.3%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	60%
8 2	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和2年度 65.5%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	80%
9 1	デートDV防止の出前講座実施校数	平成27年度 中学校:6校 高等学校:4校	令和元年度 中学校:0校 高等学校:2校	令和2年度 中学校:6校 高等学校:0校	中学校:10校 高等学校:10校

【数値目標に対する評価と課題】(p.12)

- 7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)
・前年度比 ポイント した。
・DV相談件数は、延相談件数2,287件(前年度1,944件)、実ケース数525件(前年度512件)と増加しており、コロナ禍における相談も増加している。
- 8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合
・前年度比 ポイント した。
・暴力は理由のいかに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。
- 9 デートDV防止の出前講座実施校数
・新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる学校もあったが、令和元年度2校から、2年度6校の実施となった。
・若年層に向けた啓発の機会の拡充をめざす必要がある。

【基本目標 における課題と令和2年度の実施内容】(p.13)

- 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止
・「女性のための悩みごと・DV相談」は令和2年5月より、実施日・実施時間帯を拡充した。DV相談専用ダイヤルは、1年間で309件の相談を受けた。
- 課題8 DV被害者支援の充実
・配偶者暴力相談支援センターとして保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、相談事実証明書の発行等を行い、関係機関とのネットワーク強化に努めた。
- 課題9 暴力を容認しない意識づくり
・啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.13)

- コロナ禍を反映した相談ニーズの増加や、特別定額給付金支給に伴う新たなケースからの相談等により、相談件数が増加している。今後も支援を継続しながら、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。
- DV相談証明書の発行件数が大きく増加し、被害者が必要とする支援を迅速に提供することができた。今後も庁内各課や関係課との連携を強化して取り組む。
- DVやデートDVの防止に向け、若者世代への啓発は重要である。手法転換や、青少年交流センター等での啓発機会を創出していく。

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることが できる社会の構築 (p.14)

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】(p.14)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
10 1	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和元年度 子宮がん 21.6% 乳がん 21.6%	令和2年度 令和3年6月 時点の暫定値 子宮がん 25.4% 乳がん 23.4%	現状以上
11 1	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和元年度 6回	令和2年度 7回	現状以上
12 2	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和2年度 74.9%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	90%以上

【数値目標に対する評価と課題】(p.14)

- 10 がん検診の受診率
・子宮がん、乳がん検診の受診率はいずれも前年度実績を上回った。
・早期発見、早期治療のため、検診率向上のための取組みを進める必要がある。
- 11 ひとり親家庭の養育費相談の実施
・感染対策を徹底して実施したが、実施回数は前年度より増加したもののプラン策定時より減少、相談利用者数は前年度より減少した。
・今後も相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施する必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度
・プラン策定時比 ポイント、前年度比 ポイント し、年間28組(制度開始からの累計151組)がパートナーシップ宣誓を行った。
・区の各事業における性的マイノリティへの配慮も進みつつある。今後も取組みを進める。

【基本目標 における課題と令和2年度の実施内容】(p.15)

- 課題10 性差に応じたところと体の健康支援
・検診や相談等、各種事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて、実施回数、参加者ともに減少した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
・ひとり親家庭を対象とする貸付事業、助成事業の利用実績は増加したが、訪問事業等の利用は減少した。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援
・区内当事者団体との共催による写真展の開催など、区民団体や当事者と協力した周知・啓発事業や、個別の研修等を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.15)

- 各総合支所健康づくり課で実施する事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による休止期間などを反映し、事業により実施回数や利用者の増加、減少がともに見られた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。
- ひとり親家庭向け事業については、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を継続した。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も継続していく。

推進体制 男女共同参画社会の実現に 向けた方策 (p.16)

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化 (p.16)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「女性のための悩みごと・DV相談」の曜日・時間帯の拡大や「女性起業家紹介サイト」の立ち上げ等、状況に合わせた事業を展開した。
- 今後も男女共同参画の拠点として一層の充実を図り「地域に開かれたらぶらす」づくりに取り組んでいく。

方策2 区職員の男女共同参画推進 (p.16)

- 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を策定し、相談担当の職員を増員した。
- 特定事業主行動計画を改定し、女性管理監督職割合目標を令和7年3月までに40%に上方修正した。
- 同性パートナーとその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるよう制度改正を行った。

方策3 推進体制の整備・強化 (p.17)

- パートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年5月には都内の導入済12区市による「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成した。
- 男女共同参画推進・多文化共生推進審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について、区長から諮問を受けた。
- 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和2年度の苦情申立てはなかった。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見 (7月28日開催)(p.18)

・(7月28日開催予定)

**令和2年度(2020年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン
取組み状況報告書
(案)**

**令和3年9月
世田谷区**

目次

本書について	4
計画の体系	6
基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進	8
基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	10
基本目標 女性に対する暴力の根絶	12
基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築	14
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	16
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	18

本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(平成29年度(2017年度)～令和8年度(2026年度))(以下、「プラン」という。)は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

〔行動計画(第9条)〕

世田谷区第二次男女共同参画プラン

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

基本目標 女性に対する暴力の根絶

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

〔行動計画(第9条)〕

世田谷区多文化共生プラン



プランの体系

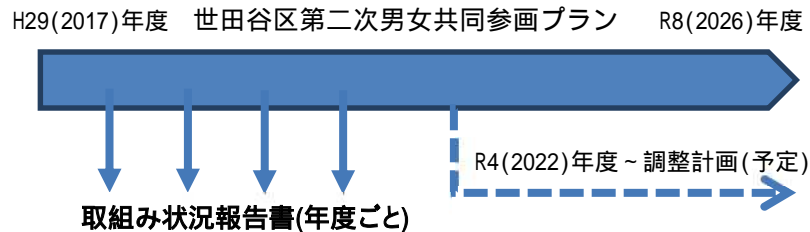
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに3つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p.6~7)をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いた上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き

「第5次男女共同参画基本計画」の策定(令和2年12月)

国は「すべての女性が輝く令和の社会へ」をキャッチフレーズとした「第5次男女共同参画基本計画」を策定した。

第4次計画までの取組みの課題及び、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な社会情勢の現状と予想される環境変化をも受けた内容となっている。

日本のジェンダー平等に向けた取組みは、国際社会から遅れをとっていることを認識し、危機感を持って、男女共同参画に取組むとした姿勢を明記している。

パートナーシップ宣誓制度を全国103自治体を実施、人口カバー率は37%に(令和3年4月)

区はパートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年2月に東京都の呼びかけにより開催した区市の連絡会において、渋谷区・足立区と共に都内自治体によるネットワークの結成を提言した。

令和3年5月に、都内における導入済12区市「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成し、第1回となるオンライン会議を5月19日に開催した。

本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和2年度の取組み内容と評価を掲載しています。なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和2年度に実施した取組み内容を掲載しています。

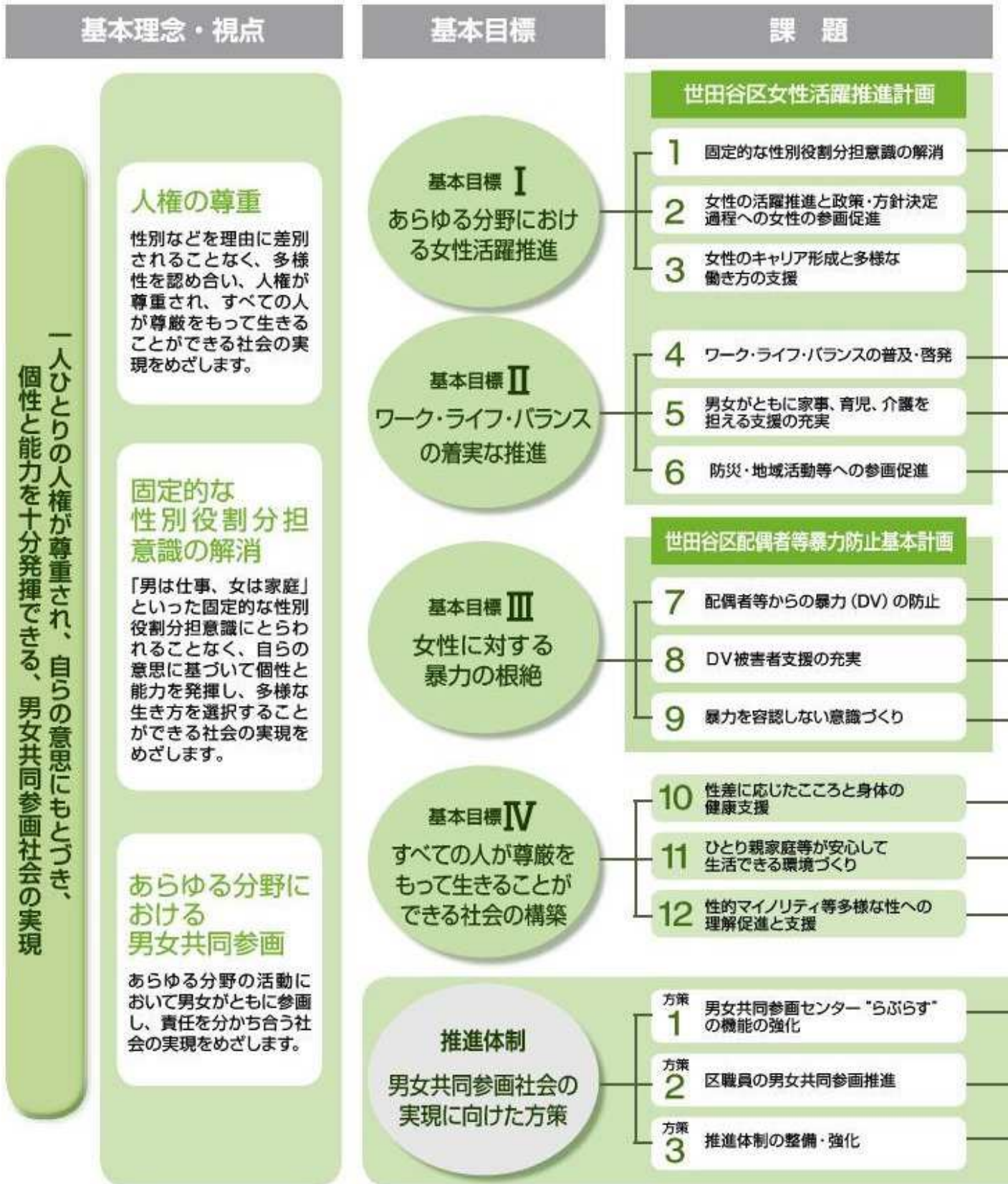
【実施内容の評価と今後の取組み】

令和2年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和元年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見を掲載しています。

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進
④フォローアップ体制整備の検討

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和2年度 4月1日現在 33.8%	令和3年度 4月1日現在 34.7%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	平成31年度 4月1日現在 37.5%	令和2年度 4月1日現在 38.1%	37%
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和2年度 81.5%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	85%

出典 No.1 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.2 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
 前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.1 関連

国の審議会等委員に占める女性の割合 40.7% (令和2年9月30日現在)*1
 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 32.9% (令和2年4月1日現在)*2
 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) (令和2年4月1日現在)*2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
4	0	1	1	1	15	15	25

No.2 関連

国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 11.2% (令和2年7月現在)*3
 東京都の課長相当職以上の女性比率 17.0% (令和2年4月1日現在)*2
 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和2年4月1日現在)*2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
4	1	12	11	17	13	1	3

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和2年12月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和2年11月)

【数値目標に対する評価と課題】

- 1 区の審議会等の女性割合はプラン策定時比 3.8 ポイント、前年度比 0.9 ポイント増となった。
 - ・ 女性委員が 0 人の審議会は 3 件(すべて前年と同一)で、推薦母体や分野に女性が少なく、経歴などを重視して選定した結果女性委員が含まれなかった。今後も庁内各課に向けて、女性委員の登用にに向けた理解を求めながら取り組む必要がある。
- 2 庁内の管理監督の立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 3.9 ポイント、前年度比 0.6 ポイント増となった。(令和 2 年 4 月現在、部・課長級 20.2%、係長級 41.3%)
 - ・ 特定事業主行動計画(令和 2 年度改定)では、世田谷区役所における女性管理監督職割合の目標値を令和 7 年 3 月までに 40%としている。区職員全体における女性の割合は 52.5%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。
- 3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合はプラン策定時比 ポイント、前年度比 ポイント した。
 - ・ 区民の意識は着実に変化している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

【基本目標における課題と令和 2 年度の実施内容】

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消(別冊 p.3)

区内企業に対する意識・実態調査を実施、出前講座は令和元年度 2 校から 2 年度は 6 校まで回復
新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、実施時期や設問内容を考慮しつつ区内企業を対象とした調査を実施した。研修や講座はオンラインと集合型を組み合わせるなどして実施し、性別役割分担意識の解消に努めた。

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進(別冊 p.9)

男女共同参画先進事業者表彰は中止、過去の受賞者の取り組み等をまとめた冊子を発行
表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止とし、過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレットを発行した。

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援(別冊 p.13)

企業のテレワーク導入を支援、ワークスペース事業は 6 か所に
企業の職場環境整備促進事業は 3 社についてテレワーク導入にかかる総合的支援を行い、その成果として企業向け情報誌を内容を刷新して作成した。ワークスペースひろば型を 1 か所(玉川総合支所管内)増設し、保育施設と連携したワークスペース 1 か所とあわせて 6 か所となった。

【実施内容の評価と今後の取り組み】

区内事業者における一般事業主行動計画の策定は徐々に進み、女性の登用に関する意欲も高まりつつあることを確認できた。調整計画の策定に調査結果を活用していく。コロナ禍における研修・啓発事業にオンラインの活用は有効なことが確認でき、今後も必要に応じて活用を継続していく。

テレワークの推進をはじめとする新たな働き方に、コロナ禍において事業者が積極的に取り組んだことは、区内事業者の実態調査でも確認できた。事業者の理解促進に向け、「企業の職場環境整備促進事業」を今年度も継続する。

「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用対象者を中学生までの保護者に拡大するなどし、新規利用登録者、利用実績ともに拡大した。「ワークスペースひろば型」は区内全地域(5 支所)の開設となり、利用者アンケートの実施等により、より利用者の視点に立った事業をめざす。

【参考：令和元年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 庁内の管理監督の立場の女性の占める割合は、平成 31 年 4 月 1 日現在、37.5%と目標を達成したが、男女共同参画推進の基本にたち庁内職員の女性の割合(52.5%)と同程度をめざすべきである。

(令和 2 年 8 月 24 日 男女共同参画推進部会)

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれた社会をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	-	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和2年度 4月1日現在 13.3%	令和3年度 4月1日現在 16.0%	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.6 関連

全国の自治会長の女性比率 6.1%(令和2年4月1日現在)*1

東京都の自治会長の女性比率 12.1%(令和2年4月1日現在)*1

東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数)(令和2年4月1日現在)*2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	3	12	6	1	1	0
市町村	6	5	2	2	9	4	11
合計	6	8	14	8	10	5	11

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクション()の認知度は、プラン策定時比4.6ポイント減少した。

- ・「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日から拡大されることへの対応も見すえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

ポジティブ・アクション：固定的な性別による役割分担意識に根ざすこれまでの制度や慣行が原因となって、雇用の場において男女労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組み。

- 5 「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では0.3ポイント増加している。
- ・ 保育の多様なニーズへの対応や質の確保、育児に関するサービスの充実や切れ目のない支援に取り組んでいるが、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 6 町会・自治会長における女性の割合はプラン策定時比7.4ポイント、前年度比2.7ポイント増加した。
- ・ 地域における女性のリーダーが徐々に増加していることが今回の数値につながったと考えられる。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（別冊 p.21）

中止事業もあったが、手法の転換等を行い普及・啓発を継続

区民向け啓発イベントや先進事業者の表彰等は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したが、過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレットを発行したり、事業者向けセミナーをオンラインセミナーに切り替えるなどして実施した。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（別冊 p.25）

待機児童ゼロを継続。保育の質の確保、切れ目のない支援に向けた取組みの強化・実施

令和3年4月時点の待機児童数は2年連続で0名となった。私立幼稚園預かり保育の増、医療的ケア児の公立保育園での受入枠の増や、新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業などに取り組んだ。ぶれパママ講座はオンラインも併用され、父親の参加は前年並みとなった。

課題6 防災・地域活動等への参画促進（別冊 p.38）

地域における講座等は、新型コロナウイルスの感染拡大により中止や、手法を見直しして実施

中止となる事業も多かったが、子育てメッセのオンライン化、おやじと子どもフェスタ2020が、ステージを無観客開催し後日のYouTube配信を行うなど、感染対策を講じて子どもたちに発表機会の確保を行うなど、手法の見直しや感染対策を講じながら実施されたものもあった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

相談事業の利用者やセミナーへの参加者は、新型コロナウイルスによる電話面接への移行や休止期間などもあり、利用者は増加したのも減少したのもあった。感染対策を講じて事業を実施するとともに、区民への情報提供、事業者への情報提供や支援を行い、区民・事業者の理解促進に向けて取り組む。待機児童数が2年続けてゼロになったこと及び保育施設における欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による保育需要量の見通しが不透明である。新たな区の人口推計なども踏まえながら、令和3年9月に、改めて、今後の保育施設整備を含めた保育施策の方向性を示す。平成31年4月より新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を開始し、保護者の多様な働き方に対応するとともに、小学校就学後からすぐに子どもが一人で過ごすことへの対応を2年間行ったが、利用率が想定を下回った。保護者アンケートより一定のニーズは見られたが、モデル事業は一旦休止する。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 待機児童0の達成や病児保育の充実、新BOP学童クラブの時間延長などの施策が充実している一方で、数値目標5「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」の数字は伸びていない。ともに優先していけるよう、良好な職場環境に向け、企業に対する働きかけ、啓発をもっと進める必要がある。
- ・ コロナ禍において、女性は男性に比べてテレワークの利用が少ないのは、そもそもテレワークになじまない仕事に就いている女性が多い現実があるのかもしれない。結果として女性のほうが職場で感染の危機にさらされているのではないかと。雇用の悪化、貧困化、女性の家事労働の増大と仕事への影響など新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす男女共同参画への影響が気になる。

（令和2年8月24日 男女共同参画推進部会）

基本目標 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和2年度 29.3%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	60%
8	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和2年度 65.5%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	80%
9	デートDV防止の出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和元年度 中学校：0校 高等学校：2校	令和2年度 中学校：6校 高等学校：0校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.7 関連

内閣府調査におけるDV防止法の認知度 20.0%

「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和3年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は前年度比 ポイント したが、プラン策定時比 ポイント した。

- ・ 子ども家庭支援センターに寄せられるDVについての相談は、延相談件数2,287件(前年度1,944件)、実ケース数525件(前年度512件)と増加した。コロナ禍における家庭におけるDVや虐待についての相談も増加している。
- ・ 被害者を着実に支援につなげるとともに、DV防止法自体についての理解を深めるため、区民に向けた啓発の内容や手法等を検討する必要がある。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比 ポイント、前年度比 ポイント した。

- ・ 「DVの被害者にも原因の一端がある」と考える人の割合は、プラン策定時比 ポイント している。
- ・ 暴力は理由のいかに抛らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

- 9 デートDV防止の出前講座は新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる学校もあったが、令和元年度2校から、2年度6校の実施となった。
- ・ デートDVについての啓発冊子は、配布対象を中学2年生に移行し、経過年となる令和2年度については、3年生は生徒及び保護者に向けての配布を実施した。
 - ・ コロナ禍においても学校出前講座は一定数を実施することができた。若年層に向けた啓発は重要であり、今後も新たな手法を検討し、機会の拡充をめざす必要がある。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止(別冊p.47)

コロナによる相談増の想定に対応し、相談事業の質をさらに拡充

男女共同参画センター委託事業「女性のための悩みごと・DV相談」は令和2年5月より、実施日・実施時間帯を拡充した。DV相談専用ダイヤルは、1年間で309件の相談を受けた。

課題8 DV被害者支援の充実(別冊p.51)

配偶者暴力相談支援センターの機能を運営

相談を受けた被害者に対する支援の実施と並行して、保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、DV相談事実証明書の発行、区の相談員を対象とした事例検討会等を実施した。また、会議や研修を通じ、警察署や民間支援団体等、関係機関とのネットワークの強化に努めた。書類作成件数(3件)や証明書発行件数(59件)も昨年に比べて増加した。

課題9 暴力を容認しない意識づくり(別冊p.58)

啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施

啓発物においては、同性間でのDV・デートDVも存在することや、女性から男性へのデートDVの例の紹介も実施した。庁内におけるヒヤリ・ハット事例の共有等も実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

区の婦人相談員が対応したDV相談は、延相談件数2,287件(前年度1,944件)と大きく増加、実ケース数525件(前年度512件)と微増となった。コロナ禍を反映した相談ニーズの増加や、特別定額給付金支給に伴う新たなケースからの相談等により、実際に相談件数が増加している。今後も相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施するとともに、相談拡充や、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。

配偶者暴力相談支援センターの機能を運営する中で、地方裁判所からの照会書面の作成や、DV相談証明書の発行件数が引き続き大きく増加し、被害者が必要とする支援を迅速に提供することができた。今後も庁内各課や関係機関との連携を強化し、被害者支援に取り組む。

DVやデートDVの防止に向け、若者世代への啓発は重要である。新型コロナウイルスの感染拡大もあり出前授業を含めて集合型の啓発事業には限界がある。若者世代と協力したオンラインによる情報発信への手法転換や、青少年交流センター等での啓発機会を創出していく。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 数値目標7「DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は実績値が低く、伸び率も低い。計画策定当時、積極的に達成をめざしたい目標として60%に設定したが、計画年度内の目標達成は厳しいと思われる。
- ・ ここでは、法律名の認知より「接近禁止を知っているか」など法律の内容の認知度や理解度を目標値にするほうが意義がある。調整計画の策定に向けて、数値目標の見直しを検討するべきである。
- ・ デートDV防止の出前講座の実施校数が少なく啓発がいきわたらない。時期や講座内容を学校側のニーズにあわせ確実に実施するとともに、多くの若者に啓発するための手法の検討も必要である。

(令和2年8月24日 男女共同参画推進部会)

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

また、障害のある女性は、障害に加えて固定的な性別役割分担意識やそれに関連する慣行、さらには暴力等により、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意が必要であり、男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながります。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和元年度 子宮がん 21.6% 乳がん 21.6%	令和2年度 令和3年6月 時点の暫定値 子宮がん 25.4% 乳がん 23.4%	現状以上
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	平成31年度 6回	令和2年度 7回	現状以上
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和2年度 74.9%	(参考数値) 令和3年度 9月発表	90%以上

出典 No.10 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.11 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
全国	15.7%	17.0%
東京都	14.0%	16.8%
東京都区部	14.9%	17.4%

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和元年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診の受診率は、プラン策定時比 1.8 ポイント、前年度比 3.8 ポイント上昇した。

乳がん検診の受診率は、プラン策定時比 2.0 ポイント低下したものの、前年度比 1.8 ポイント上昇した。

- ・ 検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

- 11 養育費相談会の実施回数は、7回であり、前年度より増加したものの、プラン策定時比2回減少した。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して開催したが、利用する相談者は減少した(令和2年度30名、令和元年度41名)。相談者は各地域で実施している家庭相談等へつなげた。
 - ・今後も、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比 ポイント、前年度比 ポイント した。
- ・区におけるパートナーシップ宣誓者は年間28組(制度開始からの累計151組)であった。また、区と当事者団体との共催で写真展を開催、区のおしらせでの啓発等、性的マイノリティの方々に対する理解促進を進めている。
 - ・国民健康保険における新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金について、同性パートナーへ相当金額の支給を行う要綱が制定される等、性的マイノリティへの配慮が進みつつある。今後も各所管が、すべての人が尊厳をもって生きられる社会の構築に向けての意識をもって取組みを進めることが求められる。

【基本目標における課題と令和2年度の実施内容】

課題10 性差に応じたところと体の健康支援(別冊p.63)

区民の疾病予防や健康づくりの推進に向けて、各種の対象者に向けた取組みを実施

区民健診や依存症相談、乳幼児健康診断等、各種の事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて実施回数、参加者ともに減少した。妊婦健康診査については、受診延件数は減少したが初回受診率は向上した。

課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり(別冊p.75)

貸付事業、助成事業の実績は増加、訪問事業等の利用は減少

母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象にする給付金の利用実績や、母子生活支援施設への入所件数等は令和元年度に比べて増加した。一方でひとり親家庭等のホームヘルパーや、ひとり親家庭等の子供学習支援事業などについては利用実績が減少した。

課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援(別冊p.80)

区民団体や当事者と協力した周知・啓発事業や、個別の研修等を実施

区のおしらせへのパートナーシップ宣誓5周年の啓発記事掲載、区内当事者団体との共催による写真展の開催、社会福祉法人の自主事業としてのセクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座の開催、区内福祉事業者に向けた個別研修等を実施した。また、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金について、同性パートナーへ相当金額の支給に向け要綱を制定した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

各総合支所健康づくり課で実施する事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による休止期間などを反映し、事業により実施回数や利用者の増加、減少がともに見られた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。がん相談コーナーについては電話相談の1時間拡大や三茶おしごとカフェにおける就労相談等新たな取組みの利用もあり、今後も啓発事業との組み合わせなどによる利用拡大を図る。

ひとり親に対する各種支援事業は、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。

区立中学校では、人権教育推進校による性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開が継続されている。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も、今後も継続して進めていく。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・がん検診の受診率やひとり親家庭の養育相談の利用率が低下した原因について、新型コロナウイルス感染拡大によるイベント中止や外出自粛が影響していると考えられる。新型コロナウイルスの各事業への影響や区の対応について、今後さらに注意深く検証していく必要がある。

(令和2年8月24日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和2年度の取組みと評価】(別冊 p.84)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、男女共同参画センターの一時休館、各種講座事業・啓発事業の休止や、オンライン開催などの手法を見直した。また、相談事業への予約制電話相談の導入等を行いながら、男女共同参画の推進の拠点施設として、センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」の3事業を可能な限り推進した。あわせて、メールマガジンの配信者や Twitter の配信回数増など、SNSでの発信を充実させた。

「女性のための悩みごと・DV相談」については、コロナ禍による相談ニーズの増に備えて開設日時及び時間帯の拡大を行い、相談件数が増大した。受理会議や専門家を招いたスーパーバイズ、各種相談事業での連携等を行い、相談員の質の向上に努めた。

コロナ禍における女性起業家の状況についてアンケートを行い、実践の場の減少と対応の必要を把握し、女性のための起業実践講座におけるPR動画作成や、「女性起業家紹介サイト」の立ち上げ等、状況に合わせた事業を展開した。

らぶらす登録団体を対象としたアンケートも実施し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における団体活動の現状と課題、らぶらすへの要望を尋ね、らぶらす研修室の利用方法への意見、区民企画協働事業等らぶらす事業とのかかわり方についての状況を把握し、今後についての検討につなげた。

令和2年度～4年度の運営事業者である社会福祉法人共生会SHOWAと、世田谷区の男女共同参画の拠点として一層の充実を図るとともに、地域に開かれた多様な交流の進む施設づくりや、地域との良好な連携関係の構築、「地域にひらかれたらぶらす」づくりに向けて協議を行いながら取り組みを進めた。今後も、コロナ禍を踏まえつつ、取組みを継続していく。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和2年度の取組みと評価】(別冊 p.94)

「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を令和2年4月に新たに策定し、ハラスメント苦情・相談担当に、課長級に加えて係長級を令和2年度から増員した。

区長部局のハラスメント苦情・相談窓口(課長級)に寄せられた苦情・相談は5件(前年度7件)となった。区立小・中学校内及び教育指導課に設置したセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口についても引き続き周知を図った。また、職場のハラスメント防止研修をオンラインにより実施し、ハラスメントの防止に取り組んだ。

特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性の管理監督職に占める女性割合の目標値を令和2年3月までに37%から、令和7年3月までに40%に修正した。令和2年4月現在では38.1%(部長級13.0%、課長級22.2%、係長級41.3%)となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和3年4月時点で28.2%(前年度27.0%)となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は23人(前年度18人)、早出遅出勤務取得件数は66件(前年度63件)となった。

令和2年4月1日より、所定の手続きを行った職員(会計年度任用職員を含む)は、同性パートナー(職員と性別が同一で婚姻関係と同様の事情にある者。同一の住所で同居を要件とする。)とその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるようにするなどの制度改正を行った。

これらの取組みにより、男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに努めた。引き続き、取組みを進めていく。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和2年度の取組みと評価】(別冊 p.98)

区はパートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年2月に東京都の呼びかけにより開催した区市の連絡会において、渋谷区・足立区と共に都内自治体によるネットワークの結成を提言した。令和3年5月には、都内において導入済12区市で各区市における性的マイノリティ施策全般の質的向上、パートナーシップ制度の利便性向上を目的とし、情報共有・情報交流の場として「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成し、第1回となるオンライン会議を5月19日に開催した。

平成30年4月1日に施行した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において、「第二次男女共同参画プラン」を、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための行動計画として位置づけ、男女共同参画・多文化共生施策を推進する上で必要な事項を調査審議する区長の諮問機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」を、男女共同参画に関する事項その他の専門的な事項を調査審議するための機関として「男女共同参画推進部会」をそれぞれ設置した。

令和2年度は審議会を2回、男女共同参画推進部会を4回開催し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面やオンラインによる開催も行った。審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について、区長から諮問を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた男女共同参画や多文化共生分野での取組状況について報告を受けた。また男女共同参画部会では、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」実施にあたっての調査票の作成、報告書の取りまとめ、男女共同参画プラン取組状況報告書について区から報告を受け、意見を述べた。上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情・相談機関として設置した「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和2年度においては、同条例に基づく苦情申し立てはなかった。

これらの取組みにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けて、取組みを進めるとともに、計画のPDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施した。また、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」は、令和元年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」とともに、現在策定作業中の(仮称)「第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての基礎資料として活用を進めている。

【参考：令和元年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・男女共同参画センター“らぶらす”について、男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画の展望を見据えながら、区民にとって必要な事業企画を検討するべきである。また、推進拠点としての存在と役割をPRする方法についてもさらに工夫してほしい。
- ・「方策2 区職員の男女共同参画推進」の中で、同性パートナーとその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるようにするなど制度改正が行われた。事実婚のカップルと同様に利用できることは評価できる。
- ・働き方改革が少しずつ進んできた中で、コロナ禍においては、官民ともにテレワークや時差出勤などを実践している。区は、区内最大規模の事業所として、今後も新しい生活様式を実践するために、時差出勤制度の拡充や在宅勤務制度の導入など、新たな働き方を率先して実施していくべきである。

(令和2年8月24日 男女共同参画推進部会)

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和3年7月28日 部会開催予定)

【基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進】(p.8)

・
・

【基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(p.10)

・
・

【基本目標 女性に対する暴力の根絶】(p.12)

・
・

【基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築】(p.14)

・
・

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(p.16)

・
・

令和 2 年度(2020 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書

令和 3 年 9 月発行
世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画担当課
〒156-0043
東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453
FAX 03-6304-3710

**令和 2 年度(2020 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン
取組み状況報告書**

**別冊 各事業の実績
(案)**

**令和 3 年 9 月
世田谷区**

目次

基本目標	あらゆる分野における女性活躍推進	3
課題1	固定的な性別役割分担意識の解消	3
課題2	女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進	9
課題3	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	13
基本目標	ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	21
課題4	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	21
課題5	男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実	25
課題6	防災・地域活動等への参画促進	38
基本目標	女性に対する暴力の根絶	47
課題7	配偶者等からの暴力（DV）の防止	47
課題8	DV被害者支援の充実	51
課題9	暴力を容認しない意識づくり	58
基本目標	すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築	63
課題10	性差に応じたところと身体健康支援	63
課題11	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり	75
課題12	性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	80
推進体制	男女共同参画社会の実現に向けた方策	84
方策1	男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化	84
方策2	区職員の男女共同参画推進	94
方策3	推進体制の整備・強化	98

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策 情報提供・啓発活動の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1	イラストや写真等の選定への配慮	人権・男女共同参画担当課 (全庁各課)	第二次男女共同参画プランの施策とすることにより、各所管への意識付けを行った。また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」リーフレットの改訂にあたり、イラストを新規制作する際、関係課と協議を行い、検討のうえイラストを採用した。			「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」リーフレットのイラストについて、男女共同参画の視点を含む多様性に配慮したイラストを制作することができた。	今後も所管課からの問合せなどにおいて、男女共同参画に配慮したイラストや写真の選択について情報提供を行う。	
2	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる ~ 男女共同参画で次のステージへ ~ ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200 部 (年 2 回)	4,200 部 (年 1 回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	
3	「らぶらす」情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通 (年 24 回)	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通 (年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。Twitterを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日Twitterにアップした。「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料のを紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・ 年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・ 年6回 	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった、選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	男女共同参画センター事業

施策 男女共同参画に関する男性の理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
5	さまざまな情報媒体による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙「らぶらす」をはじめ、区広報紙、HP、SNS等でさまざまな情報媒体により、情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報紙「らぶらす」 ・ 男女共同参画センターらぶらすメールマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各 4,200部 (年2回) ・ 500通 (年24回) 		情報紙「らぶらす」発行や男性向けイベントの周知により、男女共同参画に関する理解の促進に寄与した。	情報紙「らぶらす」での男性向けの情報発信や男性向けイベントの企画を行う。	
6	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ シネマサロン ・ 子育てメッセ <p>らぶらすブックカフェ絵本特集 飛び出す紙芝居「日本ごちゃまぜ昔話」</p> <p>らぶらす所蔵の絵本の読み聞かせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニットカフェ 子どもと一緒に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31名(年1回) ・ - 	<ul style="list-style-type: none"> ・ - ・ 延べ 31名 <p>16人</p> <p>15人</p>	父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。子育てメッセのスタンブラリーポイントの一つとして参加した。通常のブックカフェとは違い、親子を対象にした絵本の読み聞かせを行った。また、ニットカフェでは、子どももできるキットを用意し、親子で参加できるように工夫を行った。	らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了することとしたが、WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取り組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。	男女共同参画センター事業

施策 教育分野における啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
7	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止他をテーマに、学校出前講座を実施した。 区立中学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた7校のうち2校が中止となった。	延 555 人 (年 2 校)	延べ 1038 人 (6 校)	区立中学においては、7 校中 2 校が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。実施に至らなかった学校も含め、各学校は実施に向けて意欲的であった。教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することで、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。	男女共同参画センター事業
8	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施		各校で実施	性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	引き続き継続的に実施する。	
9	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育研究・研修課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発	年3回 実施	人権教育担当者対象研修：3回 新任転入管理職研修：1回 夏季教育課題別研修：1回	研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。	引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。	

施策 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
10	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン ・子育てメッセ らぶらすブックカフェ絵本特集「飛び出す紙芝居「日本ごちゃまぜ昔話」」 らぶらす所蔵の絵本の読み聞かせ ・ニットカフェ 子どもと一緒に	・ 31 名(年 1 回) ・ -	・ - ・ 延べ 31 名 16 人 15 人	父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組を実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。 子育てメッセのスタンプリーパーポイントの一つとして参加した。通常のブックカフェとは違い、親子を対象にした絵本の読み聞かせを行った。また、ニットカフェでは、子どももできるキットを用意し、親子で参加できるように工夫を行った。	らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了することとしたが、WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取り組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業含む

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
11	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	区民企画協働事業 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止	年4団体 延195人参加		男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の今後の活動を継続していくための支援を行うことを目指して予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて、事業自体が中止となった。	令和3年度の区民企画協働事業は、4月に募集業務を開始することを目指す。 令和2年度に実施した登録団体へのアンケート結果をもとに、登録団体に向けて、区民企画協働事業への応募を促す。	男女共同参画センター事業
12	家庭教育学級	生涯学習・地域学校連携課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各校・(園)任意による開催とした結果、幼稚園3園、小学校16校、中学校10校で実施した。	・253回 ・16,898人	・37回 ・2322人	家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に繋げることができた。	今後も家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に取り組んでいく。	
13	世田谷区リカレント学習連携講座	生涯学習・地域学校連携課	区内大学が実施する公開講座の中から指定	8講座を指定	4講座を指定	指定講座を区報へ掲載し、学習する機会情報を提供することができた。	令和3年度は事業を「世田谷区リカレント学習推進」にリニューアルし、各大学の希望する講座を区報に掲載する予定。	
14	「せたがやeカレッジ」	生涯学習・地域学校連携課	令和2年度は13本の新規コンテンツを公開した。	14コンテンツ公開	13コンテンツ公開	各大学が作成する様々な種類の講座を配信することで、時間や場所を選ばない学習機会を区民へ提供することができた。	令和3年度も10本程度の新規コンテンツ公開を予定している。 また、区報への掲載やSNSを通し「せたがやeカレッジ」を周知するとともに、アクセス数・コンテンツ閲覧数の増加を目指す。	
15	講座に関する情報提供の充実	生涯学習・地域学校連携課	9月、3月に「区内大学短期大学公開講座情報誌」を発行	各1,100部		区内大学が行っている公開講座の情報を発信することで、区民へ学習機会の情報を提供することができた。	令和2年度は9月に情報誌の発行を予定している。 令和3年春以降は情報誌の発行に代え、大学が作成する公開講座パンフレット等の区施設への配布によって、情報提供の充実に図る予定。	

施策 職場における男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
16	企業への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布を通じて情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」を作成した。また、個別フォローによる「家庭と仕事の両立応援プログラム」を実施し、登録者との面談や個別に企業紹介を行った。	企業向け情報誌「待たなし 働き方改革とテレワーク」の作成 「家庭と仕事の両立応援就職説明会」 企業9社参加 求職者10名参加	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 「家庭と仕事の両立応援プログラム」 企業7社参加 求職者9名参加	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布により、事業者へ事例を紹介することができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。 家庭と仕事の両立応援プログラムでは、通年かつ個別フォロー形式で実施したことにより、登録者の経歴やスキルに合った企業の紹介に繋がった。しかしながら、コロナ禍の中、採用に至らないケースが目立ち市場の影響を大きく受けた。	引き続き、事業者への情報提供を行う。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度も引き続き実施する。 令和3年度は、子育て世代を就職氷河期世代に包含し、通年で、正社員を希望する求職者の登録を受け付ける。また、就労支援の側面を強化するため、求人を増やす取り組みとして、新たに大企業や社会福祉法人等の求人、区内に限らず区内周辺地域の求人まで幅広く開拓し、登録者に適切な求人を紹介する。	
17	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる ~ 男女共同参画で次のステージへ ~ ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策)
18	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度は事前予約、定期相談を合わせて371名の相談があった。うち女性の相談が185名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、解雇、雇用・退職、賃金等の未払いなどが多かった。	343名 (うち女性230名)	371名 (うち女性185名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。コロナウイルス感染症対策の影響で事前予約相談・事業所訪問相談は休止していたが、相談件数は前年より増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にも利用してもらえるように努める。	

施策 意識調査による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
19	「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施	調査数 3,000人 有効回収数 997人 回収率 33.2%		未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和6年度に実施予定。	
20	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	令和2年11月2日～17日に、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施した。 調査対象：区内にある従業員20人以上の事業所		調査対象数 2,379件 有効回収数 385件 回収率 16.2%	区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	調査結果を「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定の基礎資料として活用する。	

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
21	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	令和2年11月2日～17日に、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施した。 調査対象:区内にある従業員20人以上の事業所		調査対象数 2,379件 有効回収数 385件 回収率 16.2%	区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	調査結果を「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定の基礎資料として活用する。	再掲 (課題1 施策)
22	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	令和2年度男女共同参画先進事業者表彰は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ!事業者の男女共同参画」を発行(令和3年3月)	4団体表彰 パンフレット:3,000部発行	パンフレット:4,200部発行	表彰自体は中止となったが、パンフレットの作成により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 また、世田谷区産業表彰との役割の整理を行う。	
23	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策)
24	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナ感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった、選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業
25	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延91人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	

施策 審議会等の女性登用率の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
26	審議会の女性登用率調査の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法(第 202 条の 3)に定める審議会 ・地方自治法(第 180 条の 5)に定める委員会 ・その他審議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 34.1% ・ 11.8% ・ 34.1% (令和2年4月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35.5% ・ 11.8% ・ 34.8% (令和3年4月1日現在) 	女性登用率が35%未満の審議会等について、各所管でその理由を分析し、今後の登用計画を具体的に考案することで、女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進の一助となった。	継続して調査を実施する。令和8年度までに35%以上の女性登用率となるよう、登用率が35%を下回る審議会等については目標達成に向けた具体的な登用計画を検討するように求めるなど、働きかけを強める。	
27	男女共同参画推進会議における女性の積極的登用についての働きかけ	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画推進会議において、「第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」の中で審議会等の女性登用率を報告した。また、男女共同参画推進に向けた取組みを各部に働きかけた。			庁内各部に向けて、「審議会等における女性委員の積極的な登用」「仕事と生活(家庭・個人)の両立を可能とする環境づくり」「DV被害者の支援に向けた取り組み」「性の多様性に配慮した事業の運営」の4点について特に取組みを進めるよう依頼し、庁内の男女共同参画推進に寄与した。	今後も継続して、庁内へ男女共同参画推進に向けた取組みの働きかけを行う。	

施策 事業者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
28	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	令和2年度男女共同参画先進事業者表彰は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」を発行(令和3年3月)	4団体表彰 パンフレット:3,000部発行	パンフレット:4,200部発行	表彰自体は中止となったが、パンフレットの作成により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。また、世田谷区産業表彰との役割の整理を行う。	再掲 (課題2 施策)
29	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	「男女共同参画先進事業者表彰」の過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」を発行(令和3年3月)	年1回	年1回 4,200部発行	表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止となったが、パンフレットの作成により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区 HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
30	産業団体を通じた女性活躍推進のための情報提供	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を配布し情報提供を行った。 また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」を作成した。	企業向け情報誌「待たなし 働き方改革とテレワーク」の作成	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布により、事業者へ事例を紹介することができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行う。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度も引き続き実施する。	
31	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延 91 人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	再掲 (課題2 施策)

施策 職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
32	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	令和2年11月2日～17日に、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施した。 調査対象：区内にある従業員20以上の事業所		調査対象数 2,379件 有効回収数 385件 回収率 16.2%	区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	調査結果を「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定の基礎資料として活用する。	再掲 (課題1 施策)
33	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣言など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
34	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナ感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった、選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業
35	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延 91 人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	再掲 (課題2 施策)
36	事業者への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」を作成した。公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は16件あった。	企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 27件	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 16件	事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度も引き続き実施する。	

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策 女性の就労・再就職支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
37	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる ~ 男女共同参画で次のステージへ ~ ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200 部 (年 2 回)	4,200 部 (年 1 回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策)
38	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通 (年 24 回)	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通 (年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信をすることができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 Twitterを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日Twitterにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業
39	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(739 冊を新たに収集) ・年 6 回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、Twitterで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなかった、選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
40	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらぶらすで実施した。	118件(年48回)	108件(年48回)	就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日に固定したことで相談件数は伸びたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面相談を中止し、電話相談のみとし年間108件となった。しかし、電話相談は、通話料が相談者の負担になり、今後改善の必要がある。就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタ等において、働き方相談員による出張相談を実施した。	引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。令和2年度に、らぶらすの講座事業・イベント事業において出張相談を設けたところ、相談希望者は毎回あり、相談を受けた講座参加者からも好評を得られたため、令和3年度も引き続き講座事業との連携に取り組む。	男女共同参画センター事業
41	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	令和2年度は、現在職に就いていない、また現在の働き方を見直したいと考える女性に対し、自分の人生の中で仕事をどのように位置付けて生きていくかについて考える2回連続講座を提供した。2回目には、出張相談として、働き方サポート相談員が個別相談に対応することで、講座と相談の連携させた。	延69人参加	延べ40人(18人、19人、個別相談3人)	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和2年度は、対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施した。オンラインと会場の2方向で、講座とワークショップを実施することができた。	令和3年度は、事業としての実施は見送られた。	男女共同参画センター事業
42	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延91人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	
43	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> 女性起業家交流会:年6回を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回が中止となった 女性のための起業・経営相談:年11回を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回が中止となった らぶらす女性のための起業入門講座 起業ミニmesse出展準備講座 起業ミニmesse 起業実践講座/女性のための起業実践講座 売れる商品企画とPR動画作成 女性起業家紹介サイト 	<ul style="list-style-type: none"> 87人(全6回) 延28人(全8回) 2月、3月は中止 延52人(全3回) 23人 2,306人、47団体 - - 	<ul style="list-style-type: none"> 75人(全5回) 21人(全10回) 16人 - - 延べ55人(15人、14人、13人) 20人 	<ul style="list-style-type: none"> 女性起業家を対象に、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。 女性起業家には、「新型コロナウイルス感染拡大に伴うらぶらす起業ミニmesse出展者緊急アンケート」を行い、その結果をもとに、女性起業家紹介サイトの作成に新たに取り組んだ。23人が応募し、審査の結果、20人がサイトに掲載することができた。 令和3年度は、「学び」、「実践」、「交流」に加え、らぶらすの広報媒体(HP)を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。 らぶらすが定期的実施している女性のための起業・経営相談を講座等で紹介し、相談に促すことができた。 	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響をうけ、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援するために、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげや支援を年間を通じて行う。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニmesseはもとより、らぶらす全館あげてのイベント事業等で女性起業家の出展ブースを設けるなど展示販売の機会を増やしていく。	男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
44	共働作業場 (コ・ワーキング・スペース) との連携	人権・男女共同 参画担当課 工業・ものづく り・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワーク スペース」について、利用登録者 19 名 のうち、12 名は女性であった。(工業・も のづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、1 か所(玉川地域)を開設し、区内計 5 か 所となった。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くこと ができるワークス ペース」 利用登録者 37 名 (工業・ものづくり・雇用 促進課) 「ワークスペースひろば 型」(2 か所: 砧地域・烏 山地域)計 4 か所(子ども 家庭課)	「子育てしながら働くこと ができるワークス ペース」 新規利用登録者数 19 名 令和 2 年度利用実績 266 名 (工業・ものづくり・雇用 促進課) 「ワークスペースひろば 型」(1 か所: 玉川地域) 計 5 か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワ ークスペース」について、新型コロナ ウイルスの影響により年度前半は開 所に制限がある中、在宅勤務の広 がりも影響し、前年度より延べ利用 者数が 28.5%増加した。(工業・も のづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」につい ては、新たな事業者の開設前の相談 に的確に対応することで、1か所の 新規開設に至り、区内全地域に開 設することができた。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワ ークスペース」については、利用者 からの要望に対応して、令和3年度 から利用対象者を中学生までの保 護者に拡大した。また、新型コロナウ イルスの影響により就労・雇用に影 響を受けた方のスキルアップを目的 とした利用の場合は、利用対象者を 子育て中の方に限らず、利用できる ようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」につい ては、引き続き利用者アンケートの実 施などを行い、より利用者の視点に 立った事業をめざす。(子ども家庭課)	
45	再就職に関す るセミナーの 開催	人権・男女共同 参画担当課 世田谷区産業振 興公社 (工業・ものづく り・雇用促進課)	求職者だけでなく現在就労中の女性に も仕事や生活の中でも役立つセミナー を実施。	延 446 名参加、年 18 回 実施		就職や面接だけでなく、実生活の 中でも役立つと大変好評な意見が 多い。毎回申し込み後すぐにほぼ 満席で好評を得ている。	継続実施。引き続き女性の就労・再 就職の支援に取り組む。	
46	「世田谷区建 設業人材確 保・区内中小 企業等採用・ 定着促進及び 若年者・子育 て世代の就職 支援事業」の 実施	工業・ものづく り・雇用促進課	本事業の就職決定者 42 名のうち女性 は 14 名であった。また定着支援事業の 参加者は 13%程度が女性であった。さ らに個別フォローによる「家庭と仕事の 両立応援プログラム」を実施し、求人企 業 7 社、求職者 9 名が参加した。	就職決定者 76 名(うち女 性 28 名) 家庭と仕事の両立応援 説明会 参加企業 9 社、求職者 10 名	就職決定者 42 名(うち女 性 14 名) 家庭と仕事の両立応援 プログラム 参加企業 7 社、求職者 9 名	本事業の就職決定者のうち女性が 25%であり、昨年度より女性の就職 者は減少した。また家庭と仕事の両 立応援プログラムでは、家庭と仕事 の両立やワーク・ライフ・バランスに 理解ある企業が参加した。しかしな がら、コロナ禍の中、採用に至らな いケースが目立ち市場の影響を大き く受けた。	令和 3 年度は、子育て世代を就職 氷河期世代に包含し、通年で、正社 員を希望する求職者の登録を受け 付け、また、就労支援の側面を強化 するため、求人を増やす取り組みと して、新たに大企業の求人や社会 福祉法人等の求人、また、区内に限 らず区内周辺地域の求人まで幅広 く開拓し、登録者に適切な求人を紹 介する。	
47	ミニ面接会の 開催	世田谷区産業振 興公社 (工業・ものづく り・雇用促進課)	令和2年度はミニ面接会を5回実施し、 23名の参加があった。	107名参加 (年26回)	23名参加 (5回実施)	企業にとっても面接会の実施は望ま れるところだが、コロナウイルス感 染症対策の影響で5回のみ開催に とどまった。	継続実施予定。ハローワークと連携 を取り、求職者と企業双方に有意義 なものになるよう検討していく。	
48	キャリアカウ ンセリング相 談	世田谷区産業振 興公社 (工業・ものづく り・雇用促進課)	令和 2 年度のキャリアカウンセリングは 1,841 件。うち女性の相談が 1,137 件 で、全体の 6 割を占めた。仕事と家庭、 仕事をする上での家族との関係など女 性ならではの悩みや相談もあった。	相談件数 2,219 件 (うち女性の相談 1,477 件)	相談件数 1,841 件 (うち女性の相談 1,137 件)	コロナウイルス感染症対策の影響で 予約制としたため、相談件数は減少 した。	継続実施。より多くの利用を増やし、 多様な働き方の実現に向けて伴走 型の寄り添った支援を行う。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
49	再就職をめざす女性向けの支援	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	子育て中やブランクがあり再就職を目指す女性を対象に月1回程度、ワークショップを実施し195名の参加があった。	229名(11回実施)	195名(12回実施)	さまざまな女性向けセミナーを実施し、毎回大変好評でほぼ満席だった。	継続実施。	
50	創業支援事業 (創業相談、創業メール相談、創業融資あっせん相談、創業者フォローアップ支援、創業セミナー)の実施	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組み、女性相談員の増員(1名)を行った。	女性相談員3人	女性相談員3人	女性の起業・創業相談の中には、女性の相談員が対応することで、相談しやすい環境を提供できるケースもある。多様な支援のための選択肢を提案できている。	女性相談員3人による、個別事情に応じた融資・相談に取り組む。男性相談員とともに、区の支援メニューに基づいて、引き続き相談者の要望に対応していく。	
51	マザーズハローワーク等との連携による、女性の就業支援、チャレンジ・再チャレンジを支援するセミナー・相談会の実施	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課) (人権・男女共同参画担当課)	ひとり親の就業支援のためのパソコン講座の実施	延29名参加 (年3回)	延32名参加 (年3回)	参加者のスキルアップのために役立つ内容となった。	参加者アンケートをふまえ、講座内容、開催時間等について随時検討する。	
52	保育士就労支援プログラムの開催	保育運営・整備支援課 世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	【保育運営・整備支援課】 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施のプログラムや規模を縮小しての開催となり、8名の採用結果となった。 【世田谷区産業振興公社】 新型コロナウイルス感染症の影響により保育士として働きたい方やブランクがある方に向けて運営方法を変更し、保育士就労支援として就職相談会・面接会を実施した。	・事前講習会 11名参加 ・職場見学・体験 4名参加 ・保育就職相談会 参加企業20社 参加者42名 採用者4名 ・保育士ミニ相談会&面接会 参加者20名 採用者5名 上記一連の事業で採用人数は5名となった。	・事前講習会/未実施 ・職場見学・体験/未実施 ・保育就職相談会 参加企業10社 参加者38名 採用者8名 ・保育士ミニ相談会&面接会 参加者4名 採用者0名 上記一連の事業で採用人数は8名となった。	【保育運営・整備支援課】 コロナ禍で体験型のプログラムが未実施となったが、就職相談会を実施することで、コミュニケーション場を確保し、一定の採用に繋げることができた。 【世田谷区産業振興公社】 保育の現場で実際に見学・体験できる場は少ないので貴重だという意見があったが、就職相談会・面接会を実施し、採用に繋がった。	【保育運営・整備支援課】 継続実施。今後も引き続き潜在保育士への周知に努める。 【世田谷区産業振興公社】 継続実施。多くの潜在保育士が再度保育士として就労できるように引き続き実施していく。	

施策 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
53	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらぶらすで実施した。	118件(年48回)	108件(年48回)	就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日に固定したことで相談件数は伸びたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面相談を中止し、電話相談のみとし年間108件となった。しかし、電話相談は、通話料が相談者の負担になり、今後改善の必要がある。就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタ等において、働き方相談員による出張相談を実施した。	引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。令和2年度に、らぶらすの講座事業・イベント事業において出張相談を設けたところ、相談希望者は毎回あり、相談を受けた講座参加者からも好評を得られたため、令和3年度も引き続き講座事業との連携に取り組む。	再掲 (課題3 施策) 男女共同参画センター事業
54	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	令和2年度は、現在職に就いていない、また現在の働き方を見直したいと考える女性に対し、自分の人生の中で仕事をどのように位置付けて生きていくかについて考える2回連続講座を提供した。2回目には、出張相談として、働き方サポート相談員が個別相談に対応することで、講座と相談の連携させた。	延69人参加	延べ40人(18人、19人、個別相談3人)	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和2年度は、対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施した。オンラインと会場の2方向で、講座とワークショップを実施することができた。	令和3年度は、事業としての実施は見送られた。	再掲 (課題3 施策) 男女共同参画センター事業
55	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延91人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	再掲 (課題3 施策)
56	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度のキャリアカウンセリングは1,841件。うち女性の相談が1,137件で、全体の6割を占めた。仕事と家庭、仕事をする上での家族との関係など女性ならではの悩みや相談もあった。	相談件数2,219件 (うち女性の相談1,477件)	相談件数1,841件 (うち女性の相談1,137件)	コロナウイルス感染症対策の影響で予約制としたため、相談件数は減少した。	継続実施。より多くの利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて伴走型の寄り添った支援を行う。	再掲 (課題3 施策)
57	若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション、ヤングワークせたがや)	工業・ものづくり・雇用促進課 (世田谷区産業振興公社)	令和2年度の「ビジネスマナーセミナー」は7回開催し、14名の方が参加。「面接力アップセミナー」は3回実施し、17名の方が参加。「ホンキの就職」は12回実施し19名の方が参加。	・ビジネスマナー25名参加 ・面接力アップ20名参加 ・ホンキの就職74名参加	・ビジネスマナー14名参加 ・面接力アップ17名参加 ・ホンキの就職19名参加	コロナ禍でいずれのセミナーも実施回数や定員を減少せざるを得ない状況となり、参加者が減少したが、オンラインでの面談などで求職者支援を継続し、若者の自立支援を行った。	継続実施。せたがや若者サポートテーション事業を、おしごとカフェで行うことで、一貫した支援ができるなど相乗効果があるため、引き続き連携を取りながら感染症対策をしながら実施していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
58	区立小・中学校におけるキャリア教育の充実	教育指導課	勤労観・職業観を育てるためにキャリア学習ノートを配布			性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	令和2年度より、「キャリア学習ノート」を、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオ「キャリアパスポート」に変更した上で、引き続き継続的に実施する。	
59	中学校の職場体験	教育指導課	勤労観・職業観を育てるために、3日間、様々な職場で仕事を体験する取組を計画的に実施		各校で実施	性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	引き続き継続的に実施する。	

施策 多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
60	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらぶらすで実施した。	118件(年48回)	108件(年48回)	就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日に固定したことで相談件数は伸びたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面相談を中止し、電話相談のみとし年間108件となった。しかし、電話相談は、通話料が相談者の負担になり、今後改善の必要がある。就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタ等において、働き方相談員による出張相談を実施した。	引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。令和2年度に、らぶらすの講座事業・イベント事業において出張相談を設けたところ、相談希望者は毎回あり、相談を受けた講座参加者からも好評を得られたため、令和3年度も引き続き講座事業との連携に取り組む。	再掲 (課題3 施策) 男女共同参画センター事業
61	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	令和2年度は、現在職に就いていない、また現在の働き方を見直したいと考える女性に対し、自分の人生の中で仕事をどのように位置付けて生きていくかについて考える2回連続講座を提供した。2回目には、出張相談として、働き方サポート相談員が個別相談に対応することで、講座と相談の連携させた。	延69人参加	延べ40人(18人、19人、個別相談3人)	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和2年度は、対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施した。オンラインと会場の2方向で、講座とワークショップを実施することができた。	令和3年度は、事業としての実施は見送られた。	再掲 (課題3 施策) 男女共同参画センター事業
62	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延91人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	再掲 (課題3 施策)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
63	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会:年6回を予定していたが、新型コロナ感染拡大防止のため1回が中止となった ・女性のための起業・経営相談:年11回を予定していたが、新型コロナ感染拡大防止のため1回が中止となった ・らぶらす女性のための起業入門講座 ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・起業実践講座/女性のための起業実践講座 売れる商品企画とPR動画作成 ・女性起業家紹介サイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・87人(全6回) ・延28人(全8回) 2月、3月は中止 ・延52人(全3回) ・23人 ・2,306人、47団体 ・- ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・75人(全5回) ・21人(全10回) ・16人 ・- ・- ・延べ55人(15人、14人、13人) ・20人 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家を対象に、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。 ・女性起業家には、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴うらぶらす起業ミニメッセ出展者緊急アンケート」を行い、その結果をもとに、女性起業家紹介サイトの作成に新たに取り組んだ。23人が応募し、審査の結果、20人がサイトに掲載することができた。 ・令和3年度は、「学び」、「実践」、「交流」に加え、らぶらすの広報媒体(HP)を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。 ・らぶらすが定期的に実施している女性のための起業・経営相談を講座等で紹介し、相談に促すことができた。 	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援するために、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげや支援を年間を通じて行う。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニメッセはもとより、らぶらす全館あげてのイベント事業等で女性起業家の出展ブースを設けるなど展示販売の機会を増やしていく。</p>	再掲(課題3 施策) 男女共同参画センター事業
64	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者19名のうち、12名は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」について、1か所(玉川地域)を開設し、区内計5か所となった。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用登録者37名(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」(2か所:砦地域・烏山地域)計4か所(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数19名</p> <p>令和2年度利用実績266名(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」(1か所:玉川地域)計5か所(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、新型コロナウイルスの影響により年度前半は開所に制限がある中、在宅勤務の広がりも影響し、前年度より延べ利用者数が28.5%増加した。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については、新たな事業者の開設前の相談に的確に対応することで、1か所の新規開設に至り、区内全地域に開設することができた。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、利用者からの要望に対応して、令和3年度から利用対象者を中学生までの保護者に拡大した。また、新型コロナウイルスの影響により就労・雇用に影響を受けた方のスキルアップを目的とした利用の場合は、利用対象者を子育て中の方に限らず、利用できるようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については、引き続き利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課)</p>	再掲(課題3 施策)
65	融資・経営相談	世田谷区産業振興公社(商業課)(産業連携交流推進課)	<p>女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組み、女性相談員の増員(1名)を行った。</p>	女性相談員3人	女性相談員3人	<p>経営に携わる女性の相談来所も相当数あるので、女性の相談員が対応することで、相談しやすい環境を提供できるケースもある。多様な支援のための選択肢を提案できている。</p>	<p>引き続き女性が相談しやすい環境整備に取り組んでいく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
66	創業セミナー	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の講師を招へいする等、引き続き女性が参加しやすいセミナーの企画運営に取り組んだ。	女性の講師 1人 女性の先輩起業家 2人	女性の講師 1人	女性の起業・創業相談者にも、対応できる講師陣を配置して、参加しやすい環境を提供している。	引き続きプログラム内容の充実を図りつつ、支援方法の多様化、事業経営における男女共同参画の意識づけを図っていく。	
67	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度のキャリアカウンセリングは1,841件。うち女性の相談が1,137件で、全体の6割を占めた。仕事と家庭、仕事をする上での家族との関係など女性ならではの悩みや相談もあった。	相談件数 2,219件 (うち女性の相談 1,477件)	相談件数 1,841件 (うち女性の相談 1,137件)	コロナウイルス感染症対策の影響で予約制としたため、相談件数は減少した。	継続実施。より多くの利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて伴走型の寄り添った支援を行う。	再掲 (課題3 施策)
68	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度は事前予約、定期相談を合わせて371名の相談があった。うち女性の相談が185名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、解雇、雇用・退職、賃金等の未払いなどが多かった。	343名 (うち女性 230名)	371名 (うち女性 185名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。コロナウイルス感染症対策の影響で事前予約相談・事業所訪問相談は休止していたが、相談件数は前年より増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にも利用してもらえるように努める。	再掲 (課題1 施策)

施策 女性が少ない分野への女性の参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
69	科学技術者による講演会・セミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課	未実施			未実施のため、評価なし。	今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。	
70	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止他をテーマに、学校出前講座を実施した。 区立中学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた7校のうち2校が中止となった。	延 555人 (年2校)	延べ 1038人 (6校)	区立中学においては、7校中2校が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。実施に至らなかった学校も含め、各学校は実施に向けて意欲的であった。教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することで、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
71	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200 部 (年 2 回)	4,200 部 (年 1 回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策)
72	「地域で遊ぼう!ファミリーデーキャンペーン」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和のため、世田谷線沿線等で開催されるイベントにて専用ブースを設置し、スタンプラリー等を実施 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	延 1,316 人参加 (7 か所で実施)	-	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	効果的な手法について検討し、実施していく。	
73	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通(年 24 回)	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業
74	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(739 冊を新たに収集) ・年 6 回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナ感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった、選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
75	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延 91 人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	再掲 (課題3 施策)
76	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度は事前予約、定期相談を合わせて371名の相談があった。うち女性の相談が185名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、解雇、雇用・退職、賃金等の未払いなどが多かった。	343名 (うち女性230名)	371名 (うち女性185名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。コロナウイルス感染症対策の影響で事前予約相談・事業所訪問相談は休止していたが、相談件数は前年より増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者を利用してもらえるように努める。	再掲 (課題1 施策)
77	講演会やセミナーの開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課) 人権・男女共同参画担当課	令和2年度は、事業所向けセミナーを12回実施し、52名の方が参加した。	155名参加 (11回実施)	52名参加 (12回実施の内、10回をオンラインセミナーにて実施)	法案の改正など、人事労務担当者が知っておきたい内容を盛り込み好評だった。	継続実施。多様な働き方が選択できる社会の実現に向け企業側への支援を引き続き続けていく。	

施策 事業者への働きかけと支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
78	事業者への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」を作成した。公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は16件あった。	企業向け情報誌「待たなし 働き方改革とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 27件	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 16件	事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度も引き続き実施する。	再掲 (課題2 施策)
79	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	令和2年度男女共同参画先進事業者表彰は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」を発行(令和3年3月)	4団体表彰 パンフレット:3,000部発行	パンフレット:4,200部発行	表彰自体は中止となったが、パンフレットの作成により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 また、世田谷区産業表彰との役割の整理を行う。	再掲 (課題2 施策)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
80	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	「男女共同参画先進事業者表彰」の過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」を発行(令和3年3月)	年1回	年1回 4,200部発行	表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止となったが、パンフレットの作成により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区 HP 等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。	再掲 (課題2 施策)
81	ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣の検討	人権・男女共同参画担当課	未実施			未実施のため、評価なし。	今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。	
82	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延91人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	再掲 (課題2 施策)
83	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度は事前予約、定期相談を合わせて371名の相談があった。うち女性の相談が185名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、解雇、雇用・退職、賃金等の未払いなどが多かった。	343名 (うち女性230名)	371名 (うち女性185名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。コロナウイルス感染症対策の影響で事前予約相談・事業所訪問相談は休止していたが、相談件数は前年より増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にも利用してもらえるように努める。	再掲 (課題1 施策)

施策 男女の育児・介護休業の取得促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
84	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通(年24回)	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年3回) ・1,400部 ・ - ・月平均30回投稿 ・月平均7回投稿 ・550通(年24回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料のを紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
85	事業所への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」を作成した。公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は16件あった。	企業向け情報誌「待たなし 働き方改革とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 27件	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 16件	事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度も引き続き実施する。	再掲 (課題2 施策)
86	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策)
87	中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	社会保険労務士が企業向けに、法改正(ハラスメント、同一賃金同一労働)に関するセミナーを4回実施し、23名の参加があった。	参加者49名 (年3回)	参加者23名(年4回実施)	事業所からはセミナー内容について概ね好評であった。	引き続き継続実施の予定。今後も助成金や法改正などの周知に努めていく。	

施策 区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
88	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	令和2年11月2日～17日に、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施した。 調査対象:区内にある従業員20人以上の事業所		調査対象数 2,379件 有効回収数 385件 回収率 16.2%	区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	調査結果を「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定の基礎資料として活用する。	再掲 (課題1 施策)
89	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	「男女共同参画先進事業者表彰」の過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ!事業者の男女共同参画」を発行(令和3年3月)	年1回	年1回 4,200部発行	表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止となったが、パンフレットの作成により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。	再掲 (課題2 施策)

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策 保育等の拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
90	新BOP学童クラブ運営	児童課 生涯学習・地域 学校連携課	保護者が就労や病気等により、放課後に家庭で保護・育成にあたれない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮。 保護者の多様な働き方及び保護者の帰宅時間が遅くなることへの対応のため、新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を、平成31年4月より5カ所で2年間実施したが、利用率の低さからモデル事業の休止を決定した。また、時間延長の効果や適切な手法等を検討するとともに、子どもの自立に向けた支援のあり方について、新BOP事業のあり方検討委員会において検討・検証し報告書を受けた。	全区立小学校 61 箇所	全区立小学校 61 箇所	小学校低学年及び配慮を要する児童に、遊びや安全な生活の場を提供するとともに、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮した。 平成31年度4月より新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を開始し、保護者の多様な働き方に対応するとともに、小学校就学後からすぐに子どもが一人で過ごすことへの対応を2年間行ったが、利用率が想定を下回った。保護者アンケートより一定のニーズは見られたが、モデル事業は一旦休止とする。	継続実施予定 新BOP事業のあり方検討委員会の報告書を受け、関係所管による新BOP事業のあり方検討会を開催し、保護者ニーズに応える新たな施策を検討する。	
91	新規開設園等の施設を活用した定期利用保育事業の実施	保育運営・整備 支援課 保育課	令和2年度は私立16園、区立3園で実施。	私立15園、区立2園	私立16園、区立3園	待機児童解消に繋がった。	今後も待機児童が多い年齢を中心に定期利用保育事業を行っていく。	
92	認可保育園増改築等に伴う定員拡充	保育運営・整備 支援課 保育課	私立保育園1園で実施。 梅丘至誠保育園の改築	大蔵ふたば保育園 定員 81 112	梅丘至誠保育園本園 定員 49 73	定員増により待機児童解消に寄与した。	引き続き待機児童対策として、既存施設の増改築等により保育定員を増やせるよう事業者へ働きかける。	
93	緊急保育・一時預かり保育の拡充	保育課 保育運営・整備 支援課	令和2年度は、区立保育園では、分園を含む47園で実施した。 私立保育園では、分園を含む45園で実施した。	・区立:延 2,272 人 ・私立:延 42,463 人	・区立:延 2,433 人 ・私立:延 24,765 人	保護者の就労や通院等により、一時的に保育が必要となった児童を保育することにより、家庭における養育の支援に繋げることができた。	継続実施。今後も要件や定員の見直しを行い、多様な保育ニーズに対応できるよう努める。	
94	病児・病後児保育施設の拡充	保育課	令和2年度は、医療機関併設型5施設、医療機関連携型4施設、保育園併設型2施設の計11施設で実施した。 (定員計79名)	・登録者数:12,189人 ・利用延人数:10,240人 ・利用実人数:5,198人	・登録者数:11,253人 ・利用延人数:2,269人 ・利用実人数:1,230人	集団保育が困難な病児・病後児について、一時的に病児・病後児保育施設で保育することにより、就労等にある保護者を支援することができた。	継続実施。現時点で不透明な新型コロナウイルス感染症が与える影響を注視しながら、ニーズ調査の結果を見据え整備の必要性について検討していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
95	就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応(幼稚園預かり保育、延長保育、休日・年末保育)	保育運営・整備支援課 保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・休日・年末保育 ・幼稚園預かり保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設を除きほぼ全園実施 ・休日保育 6園で実施 ・年末保育 5園で実施 ・(新制度移行園・私立認定こども園)私立幼稚園預かり保育 3園で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設を除きほぼ全園実施 ・休日保育 6園で実施 ・年末保育 5園で実施 ・(新制度移行園・私立認定こども園)私立幼稚園預かり保育 7園で実施 	多様な就労形態に対応出来た。	昨年度は休日保育実施園を1園増やした。 今後も延長保育や休日・年末保育実施園を拡充し、多様な就労形態に対応出来るよう努める。	
96	保育施設再整備方針に基づく保育施設の整備	保育課 保育課	玉川総合支所分庁舎跡地の活用により、拠点園(玉川地域)の解体・建設工事に着工した。区立松丘幼稚園跡地の活用により、区立西弦巻・弦巻保育園の移転・統合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により2年延期とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事竣工 1か所 ・実施設計着手 1か所 ・新たな再整備計画発表 1か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・建設工事中 1か所 	他所管課と連携しながら計画を進めており、当初スケジュールに基づき、予定通り事業を進めることができた。昨年発表した新たな統合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年延期せざるを得なくなった。	継続実施。現在進行中の再整備計画を着実に進めるとともに、「区立保育園の今後のあり方」を踏まえ、待機児童対策や多様な保育、在宅子育て支援などの施策をより効率的、効果的に推進する。	
97	第三者評価受審の促進、地域保育ネットワーク等による保育の質の向上	保育課	新規開設の私立保育園が増加している中、各地域における保育ネットワークの活動において、地域のニーズに合わせ、今年度も地域ごとの、保育実践研修を企画していたが、コロナの感染拡大防止対策により、実施出来なかった。地域ごとの情報共有会はオンラインで開催した。	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 17園、認証保育所 17園で実施 ・5地域で計 12回実施し延べ 570名が参加 ・地域ごとの研修は、全 17回 980名が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 16園、認証保育所 12園で実施 ・5地域で計 6回(オンライン開催含む)実施、延べ 185名が参加。 	コロナ禍で、保育園同士の交流や研修等、学びの機会等を実施できず、思うような活動はできなかった。それでも、地域のつながりを継続できるように、情報共有会を地域ごとにオンラインで開催し、また、次年度に向けての活動の継続の確認も行えた。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き第3者評価の受審を促す。 ・保育ネットは、コロナの状況に応じて、地域での情報共有、連携を深めていけるようにし、保育の質の向上につなげていく。また、認可外保育施設にも参加を促していく。 	
98	障害児保育の充実	保育課	医療的ケア児の公立保育園での受け入れ枠を、今年度4施設4名とした。看護師を対象とした、実地研修を実施し、スキルアップを図ってきた。また認可保育施設に対しては、専門機関による巡回指導を引き続き実施し、障害児保育の充実を図ってきた。	烏山・北沢・砧地域の区立指定園(松沢保育園・豪徳寺・希望丘)で各一名の受け入れを行っている。	烏山・北沢・世田谷・砧地域の区立指定園(松沢保育園・豪徳寺・世田谷・希望丘)で各一名の受け入れを行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・医ケア枠ではない児の受け入れも検討を重ね、実施(池尻)。医ケア児受け入れの経験を活かし、保護者のニーズに合わせた柔軟な対応を行った。 ・専門機関による巡回指導は、コロナ禍において回数を減らしたり、オンライン研修に変更しながらも、継続して実施できた。 	令和5年度の玉川地域拠点園の開設に向け、引き続き看護師間の連携体制を強化し、関連機関と調整を進めていく。障害児受け入れ園に対する巡回指導の継続とともに、研修(オンライン含む)の中でも障害児に対する理解、接し方を深めるカリキュラムを実施していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
99	認可外保育施設新制度移行支援事業	保育認定・調整課	<ul style="list-style-type: none"> 適格性審査実施回数 適格性審査応募施設数 世田谷区認可外保育施設等認可化移行支援事業費補助金交付施設 世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金交付施設 世田谷区認可外保育施設等認証化移行助言指導支援事業費補助金交付施設 世田谷区認証化移行支援事業補助金交付施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回 ・6施設 ・2施設 ・6施設 ・- ・- 令和2年4月1日移行:7施設	<ul style="list-style-type: none"> ・4回 ・4施設 ・4施設 ・4施設 ・1施設 ・1施設 令和3年4月1日移行:5施設	<p>適格性審査において、給付対象施設及び認証保育所へ移行する施設を新たに3施設選定し、令和3年4月1日に5施設が移行した。今後さらに5施設が移行を予定しており、引き続き支援を行うことで、来年度以降の保育の拡充や充実が見込まれる。</p>	<p>支援期間が令和元年度末で終了する予定であったが、これまでの課題や保育の質の確保への対応等を見据え、継続実施。令和2年度からは、認可保育所への移行支援に加え、認証保育所への移行支援、認可外保育施設が指導監督基準を満たすための支援も行っている。国や都の制度に合わせて補助金の見直しを行いつつ、整備計画数量及び予算との整合を図りながら、令和6年度まで支援を行う。</p>	
100	私立認可保育園の整備による定員拡充	保育課		13施設 636名分	10施設 492名分	<p>認可保育園等の保育施設整備により、令和2年度は前年度と比べ388人の保育定員の拡大に努め、「就学前人口の減少」や育児休業希望者の入園選考見直しの継続等に加え、認証保育所への支援等により、今年度も待機児童ゼロを継続できた。一方で、既存の保育施設の欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による保育需要量の見通しが不透明な状況がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、保育需要の見通しが不透明な状況にあるため、引き続き保育待機児童ゼロの継続に向けて、既に事業決定している案件の施設整備を進めるとともに、今後の保育施設整備を含めた保育施策の方向性を示していく。</p>	
101	認証保育所の整備による定員拡充	保育課		0施設 0名分	1施設 30名分	<p>認可保育園等の保育施設整備により、令和2年度は前年度と比べ388人の保育定員の拡大に努め、「就学前人口の減少」や育児休業希望者の入園選考見直しの継続等に加え、認証保育所への支援等により、今年度も待機児童ゼロを継続できた。一方で、既存の保育施設の欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による保育需要量の見通しが不透明な状況がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、保育需要の見通しが不透明な状況にあるため、引き続き保育待機児童ゼロの継続に向けて、既に事業決定している案件の施設整備を進めるとともに、今後の保育施設整備を含めた保育施策の方向性を示していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
102	小規模保育事業等の整備による定員拡充	保育課		2施設 34名分	1施設 19名分	認可保育園等の保育施設整備により、令和2年度は前年度と比べ388人の保育定員の拡大に努め、「就学前人口の減少」や育児休業希望者の入園選考見直しの継続等に加え、認証保育所への支援等により、今年度も待機児童ゼロを継続できた。一方で、既存の保育施設の欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による保育需要量の見通しが不透明な状況がある。	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育需要の見通しが不透明な状況にあるため、引き続き保育待機児童ゼロの継続に向けて、既に事業決定している案件の施設整備を進めるとともに、今後の保育施設整備を含めた保育施策の方向性を示していく。	
103	ほっとステイ事業の推進	子ども家庭課	ほっとステイ(21か所)(子育てステーション5か所含む)	利用延人数 24,710人	利用延人数 15,277人	新型コロナウイルス感染症の影響により、施設休止や利用人数の制限等があったことから、年間の利用延べ人数は昨年度を大きく下回った。	引き続き、実施施設を確保するため、おでかけひろばの整備に合わせて、おでかけひろば内の一時預かり事業を実施する等、事業者に働きかけを行う。	

施策 育児に関するサービスの充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
104	乳児期家庭訪問指導の充実	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接による妊娠期からの情報も活用し乳児期家庭訪問を実施し、虐待予防のための早期介入、支援を実施。	・出生数6,905人 ・乳児期家庭訪問実施数6,635人 ・実施率96.1%	・出生数6,790人 ・乳児期家庭訪問実施数6,153人 ・実施率90.6%	対象者のいる家庭への全戸訪問をめざし、9割の家庭へ訪問実施。妊娠期面接等の関わりからの切れ目ない支援となっている。	継続実施予定	
105	EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況把握。必要時継続支援。	乳児期家庭訪問からの継続支援 実数3,313人 継続支援率50.0%	乳児期家庭訪問からの継続支援実施。	母親の記入した質問票をもとに面接し、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握。必要時早期介入・支援ができています。	継続実施予定	
106	乳幼児健診、離乳食講習会	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児の発育発達を確認し必要時医療や療育につなげる。保護者への育児相談実施。 栄養士による離乳食講習会は、新たな手法としてオンラインによる開催を試行的に2支所で3回(計6回)実施した。	乳幼児の発育発達を確認し必要時医療や療育につなげる。保護者への育児相談実施。 栄養士による離乳食講習会と同日開催の歯みがき準備教室は、66回1,407組。	オンライン離乳食講座(試行)3回 8組(16名)参加	ほぼ9割近い乳幼児と保護者が来所する乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。 離乳食講習会では、簡単な離乳食の作り方や食べさせ方などを両親で共有してもらい機会となっている。	継続実施予定	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
107	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児(主に0歳、1~2歳)のひろばに栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施。歯科児童館支援10回153組。	歯科児童館支援66回 1,407組。	管内児童館6館 15回178組参加	参加者同士の交流、育児の困りごとなどの対処法の共有の場となっている。	継続実施予定	
108	歯科衛生士による歯の相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	・乳幼児歯科保健相談128回1,693名 ・歯科予防処置905件 ・歯科衛生士による相談271件	・実施回数172回、 受診者数3,037名 ・2,424人 ・214件		4歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。保護者がむし歯リスクを理解し、コントロール力やセルフチェック力をつけてもらうことができる。	継続実施予定	
109	子ども初期救急診療所の運営	保健医療福祉推進課	初期救急診療所(小児科)の開設 平日19:30~22:30 2ヶ所 土曜17:00~22:00 3ヶ所 日曜9:00~17:00 2ヶ所 日曜17:00~22:00 3ヶ所			一般の医療機関では休診が多い休日や夜間に診療所を開設することで、子どもの急病時に対する保護者の不安の解消を図った。	継続実施	
110	産前・産後セルフケア事業の実施	児童課	安定期以降の妊娠中の女性及び5ヶ月未満の赤ちゃんがいる母親を対象に、講座内でストレッチを行ったり、地域の子育て情報を提供した。令和2年度はコロナウイルス感染症の流行があり、中止をせざるを得なかった回もあったが、妊婦さんの参加や出産後の子育て支援に繋がるきっかけになった。	・505人参加 ・21児童館各2回、 4児童館各1回 計46回実施	・250人参加 ・10児童館各2回、 15児童館各1回 計35回	講座内のストレッチや、子育て情報を提供することで、産前・産後の母親に対し必要な支援を提供した。	継続実施	
111	子ども医療費助成	子ども育成推進課 (各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	子ども(区内に住所がある0~15歳到達後最初の3月31日までの子ども)の医療費のうち、保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分の助成を実施	令和2年3月末 114,596人	令和3年3月末 114,420人	子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援している。	児童の増減に合わせ、給付制度を維持していく。	
112	子どものショートステイ、トワイライトステイ	児童相談支援課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	・子どものショートステイ ・トワイライトステイ ・赤ちゃんショートステイ ・要支援家庭を対象としたショートステイ	・延791日(実96人) ・延2日(実2人) ・延189日(実28人) ・延102日(実6人)	・延670日(実73人) ・延1日(実1人) ・延16日(実5人) ・延96日(実7人)	保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることができた。また、要支援家庭(保護者の強い育児疲れや育児不安または不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれがある家庭)への継続的な支援を実施した。	従来のショートステイに加え、協力家庭(個人宅でのショートステイ事業)を開始する予定。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
113	産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣(さんさんサポート)	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	・産前産後支援事業	・ヘルパー派遣数: 3,654回 ・利用会員:1,376人	・ヘルパー派遣数: 658回 ・利用会員:180人	ヘルパーやベビーシッターを派遣し、家事や育児の支援を行うことにより、利用者の負担感や不安の軽減が図れた。	・事業の再構築により本事業は、平成30年度で利用券の配布を終了している。令和3年1月末で事業終了予定。	
114	産後ケア事業の実施	児童相談支援課	産後ケアセンター ・母子ショートステイ ・母子デイケア ・きょうだいショートステイ ・きょうだいデイケア ・オンライン相談 ママズルームで ・母子デイケア	・3,592日 ・835日 ・93日 ・28日 ・316日	・2,809日 ・483日 ・92日 ・29日 ・25件 ・245日	助産師、臨床心理士等の専門職が、ショートステイやデイケアを通じて母体ケアやカウンセリングを行い、母親の育児不安や体調不良の解消を図った。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛に伴い、対面による相談が困難になっている中で、産後ケアセンターを利用した母親が孤立や不安、悩み等を解消できるように、区立産後ケアセンターにおいて、オンライン相談を開始した。	引き続き、ショートステイやデイケアにより母親の育児不安や育児疲れの軽減を図る。産後ケアセンターにおいては、オンライン相談を継続実施するとともに、地域子育て支援コーディネーターによる子育て情報の提供の場を設けるなど、地域と連携した取組みを実施していく。	
115	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	・子育てについての不安や悩みについて、各地域の総合支所保健福祉センター生活支援課と関係機関が連携しながらDV、生活や家庭問題などの相談にも対応 ・その他子育てサービスを情報提供 ・出産費用の援助について、入院費用を支払うのが困難なときに、入院・分娩費用を援助	入院助産:23件	入院助産:18件	令和元年度と比較すると実施件数は減少した。出産費用の援助が必要な母親への援助をすることが出来た。	関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続き出産費用の援助が必要な母の支援を行う。	
116	世田谷子ども・子育てテレフォン(電話相談事業)	児童相談支援課	・子育てに関する相談 ・子どもからの相談	・1638件 ・77件	・739件 ・77件	子ども本人や保護者の悩みや相談を受けることにより、子育て支援と児童虐待の未然防止を図ることができた。また、相談のうち児童虐待が疑われる事案を把握した際には、適宜児童相談所につなげる体制を構築したことによって、児童虐待防止のための迅速な対応を図ることができた。	引き続き、夜間・休日に電話での相談を実施し、子ども本人や子育ての悩みの解消や児童虐待の未然防止を図っていくとともに、児童虐待が疑われる事案については、児童相談所と連携して適切に対応していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
117	世田谷版ネウボラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	子ども家庭課 世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期面接数 ・母子保健コーディネーター ・子育て応援相談員 ・地域子育て支援コーディネーター(ひろば型) ・せたがや子育て利用券登録事業者 ・ネウボラ・チームによる医療機関への訪問や情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6,581 件 ・ 18 名 ・ 13 名 ・ 6 か所 ・ 230 事業者 (区内:142 事業者、 区外:88 事業者) ・ 24 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7,688 件 ・ 19 名 ・ 13 名 ・ 6 か所 ・ 260 事業者 (区内:165 事業者、 区外:95 事業者) ・ 25 か所 (新型コロナウイルス感染症の影響により、電話による情報交換と連携の確認を実施した。) 	<p>せたがや子育て利用券への事業参加を地域の子育て活動団体等へ呼びかけを行うことで、区内の登録事業者数が増え、地域で子育てを支える環境を充実させることができた。地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーター(ひろば型))を引き続き実施し、他機関等との連携強化をさらに図ることができた。</p> <p>妊娠期面接については、新型コロナウイルス感染症予防対策(育児パッケージ追加配布)により面接数が上がった。妊娠期面接アンケート(毎年度実施)において、妊娠期面接が切れ目ない支援の入り口として役割を果たすことができた。</p>	<p>母親学級と連動したおでかけひろばでの妊婦向け講座の実施など妊娠期からおでかけひろば等につながる仕組みづくりの充実を図る。</p> <p>妊婦や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況をみながら、区、医療、地域のそれぞれの支援の担い手が機能的に連携する顔の見えるネットワーク体制の強化を図る。</p>	

施策 子育て世代への支援と地域交流

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
118	乳児健診前の母親を対象に、情報提供、仲間づくりをサポートする交流会を実施	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	例年は各支所で月1回の交流会を実施。参加者は生後2~3か月児と保護者。身近に知り合いができるよう地区別にグループをつくり運営していたが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の為、集団で行う本事業は中止した。			新型コロナウイルス感染症蔓延防止の為、集団で行う本事業は中止した。	新型コロナウイルス感染状況を踏まえて実施を検討	
119	妊娠から育児に関する不安や悩みの相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接で、母親・父親に主体的な育児参画について話をした。両親学級は新型コロナウイルス感染症蔓延防止の為、中止した。	妊娠期面接率 83.6%		平日の面接及び各支所年5回の土曜日面接を予定していた。特に土曜日はパートナーと一緒に来所をする場合が多く、妊娠期面接や両親学級の講和等を通じてパートナーと協力して子育てするイメージづくりを担っていたため残念である。	継続実施予定	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
120	乳幼児健康診査など、子どもの発育発達に関する相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	106と同様			106と同様	継続実施予定	
121	地域の育児グループ等の活動支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	107と同様			107と同様	継続実施予定	
122	地域支えあい活動「子育てサロン」への支援	世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 (生活福祉課)	子育てサロンの運営支援に取り組み、SNSの活用による絆の維持を含め、子育て世代の孤立化防止や多世代とのつながりづくりに取り組んだ。また、活動の継続に向けては、主任児童委員へのつなぎなど地域との関係づくりを意識した。また、児童館やお出かけ広場と連携を図り、相互交流の機会を開発した。	登録グループ数 95	登録グループ数 88	年度末の登録グループ数は7団体減となった。一方で、コロナ禍により実開催が困難な中、SNSの活用による情報交換や絆の維持等に向けた新たな活動が開始されるなど、時機に応じた効果的な支えあいが広がっている。	これまでの集い型の子育てサロンとともに、ICTの活用による絆づくりなど、「新しい生活様式」を意識した新たな活動形態を推進するため、リモート開催も活動補助金の対象とするなど、コロナ禍の状況に合致した支援の見直しを進めている。また、子育て世代を地域で支える契機として、子育て支援コーディネーターへのつなぎや子育て広場、児童館など地域の拠点との関係づくりを一層強化していく。	
123	児童館の子育てひろば事業	児童課	0歳から3歳まで乳幼児の保護者を対象に、わらべ歌や手遊びなどの親子で楽しめる活動や登録制のサークル活動、子育てに関する講座を行うなど、親子で集い、交流・相談できる場を提供	・591講座 ・参加者 17,029人	・286講座 ・参加者 6,355人	子育て中の保護者に、親子で楽しめる活動や子育てに関する情報を提供するとともに、親子で交流・相談できる場を提供した。	継続実施	
124	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 85名	サポーター 63名	講座等を通し新規の人材を発掘するとともに、子育てひろば活動や講座での運営補助活動を通じて、子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。	継続実施	
125	地域での子育て交流の開催	児童課	周辺地域で活動している子育て支援活動団体及び個人との連携協力をめざして関係づくりを進めた。	・4地域1回実施 1地域2回実施 ・参加者数937人	・1地域1回実施 他は中止 ・参加者数148人	周辺地域で活動している子育て支援活動団体及び個人との連携協力をめざして関係づくりを進めた。	継続実施	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
126	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	・第1回 助成18件 (25件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成8件 (10件申請、うち1件取下げ)	・第1回 助成14件 (22件申請、うち4件取下げ) ・第2回 助成6件 (9件申請、うち1件取下げ)	例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。	継続実施。 引き続き、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。	
127	子育て活動団体への助成	子ども家庭課	活動経費の一部補助	10団体	子育て活動団体:6団体 自主保育団体:2団体 (令和元年度に自主保育団体に対する要綱を制定し、運営形態にあわせて2種類の補助体系となった)	地域の自主的な子育て活動を支援することができた。	国の制度を考慮しつつ、今後の補助事業のあり方を検討する。	
128	世田谷区ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	・援助活動延件数(未就学児、就学児) ・年度末会員数(利用会員、援助会員、両方会員)	・43,299件(32,887件、10,412件) ・10,817人(9,719人、1,030人、68人)	・11,297件(9,334件、1,963件) ・10,521人(9,505人、1,078人、62人)	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用内容や対象者の限定等を行ったことにより、援助活動の実績は昨年度を大きく下回った。	感染症拡大予防対策を図りながら引き続き事業を継続する。 利用会員のうち実利用者が20%を下回っていること、事業開始から6年を経過したことを踏まえ、地域での子育ての相互援助がより効果的に実施できるように、制度の見直しを検討する。	
129	おでかけひろば事業の実施	子ども家庭課 保育課	おでかけひろば(41か所)(子育てステーション5か所含む) ・利用組数 ・利用延人数	・137,894組 ・298,463人	・73,096組 ・156,915人	新型コロナウイルス感染症の影響により、施設休止や利用人数の制限等があったことから、年間の利用組数、延べ人数は昨年度を大きく下回った。	感染症拡大(予防)対策を図りながら、引き続き事業の周知を行うとともに、おでかけひろば整備事業者の確保に努める。	
130	子育てメッセの開催	子ども家庭課	子育て中の保護者等に地域の子育て情報を提供するとともに、地域子育て活動団体同士の交流を促進。	来場者数:約1,080人	来場者数:約1,310人	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、前年までの大きな会場で一堂に開催する方式を変更し、各子育て活動団体の活動拠点にてイベントを行い、参加者が各活動拠点をスタンプラリーをしながら巡る方式に変更した。	継続実施。今後の開催方法や活動拠点を持たない子育て活動団体への会場の提供を検討していく。	
131	認証取得マンションの情報提供	居住支援課	令和元年度において世田谷区で実施している「子育て支援マンション認証制度」の認証を受けいている住宅は0件であったが、東京都で実施している「東京都子育て支援住宅認定制度」の認証を受けている住宅を案内した。			一定の効果があった。	継続実施。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
132	キッズルーム整備事業	居住支援課	区より「子育て支援マンション」として認証を受けた共同住宅のキッズルーム整備費用に対する補助制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	補助金交付実績:0件	補助金交付実績:0件	事業者のニーズと事業内容が合致せず、補助金の申請には至らなかった。実績を踏まえ、事業の見直しを行う必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成28年2月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、東京都の認定制度を活用した補助制度を検討する。	
133	認証基準による子育てに配慮した住宅供給の誘導	居住支援課	子育てしやすい居住環境が整備され、一定の基準を満たした共同住宅を「子育て支援マンション」として認証する制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	認証実績:0件	認証実績:0件	事業者のニーズと事業内容が合致せず、認証の申請には至らなかった。実績を踏まえ、事業の見直しを行う必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成28年2月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、区の認証制度の仕組みについて検討する。	

施策 介護者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
134	介護保険サービス、障害福祉サービスの提供	介護保険課 障害施策推進課 (各総合支所保健福祉センター 保健福祉課)	【介護保険課】 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)に基づき、相談支援体制の充実、サービスの質の向上及び制度の趣旨普及を行った。 【障害施策推進課】 居宅介護等訪問系サービスが円滑に提供されるよう事業者に対する支援等を行った。また、総合支所において適切な支給決定が行われるよう、必要な調整を行った。			【介護保険課】 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って施策に取り組むことができた。 【障害施策推進課】 サービスの提供実績は増加している。今後も支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行う必要がある。	【介護保険課】 新たに策定された第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、相談支援体制の充実、サービスの質の向上及び制度の趣旨普及に取り組む。 【障害施策推進課】 引き続き、支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行っていく。	
135	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)での介護相談	介護予防・地域支援課	身近な地区での相談窓口であるほか、平日だけでなく土曜日も開設した。			相談しやすい環境を整備し、問題の早期発見、早期解決につなげることができる。高齢者以外の相談も受けることで、ダブルケア(高齢者の介護と子育ての両方を行う)等の複合的な課題に関する相談もやすくなった。	気軽に相談してもらえるよう周知に努めるとともに、相談を受けるスタッフの充実も図る。	

施策 男性の家事・育児・介護等への参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
136	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる ~ 男女共同参画で次のステージへ~ ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200 部 (年 2 回)	4,200 部 (年 1 回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
137	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通 (年 24 回)	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通 (年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
138	父親向けの育児講座の開催(男女共同参画センター)	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン	・31名(年1回)	・ -	父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。 子育てメッセのスタンブラリーポイントの一つとして参加した。通常のブックカフェとは違い、親子を対象にした絵本の読み聞かせを行った。また、ニットカフェでは、子どももできるキットを用意し、親子で参加できるように工夫を行った。	らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了することとしたが、WLBの推進と居場所事業を兼ねた取り組みとして、父と子が協力して参加するイベントを実施する。	男女共同参画センター事業含む

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
139	父親向けの育児講座の開催	児童課	子育て支援「父親の育児参加」として年間事業計画を策定し、親子体操や父親参加のベビーマッサージ、手作りおもちゃづくりなどを実施	・30 講座 ・参加者数 547 人	・11 講座 ・参加者数 129 人	父親を対象とした育児参加について、子どもとのふれあい及び父親同士の交流を図るなど、児童館特有の子育て支援に寄与することができた。	継続実施	
140	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン ・子育てメッセ らぶらすブックカフェ絵本特集 飛び出す紙芝居「日本こちゃま昔話」 らぶらす所蔵の絵本の読み聞かせ ・ニットカフェ 子どもと一緒に	・31名(年1回) ・-	・- ・延べ31名 16人 15人	父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。 子育てメッセのスタンプラリーポイントの一つとして参加した。通常のブックカフェとは違い、親子を対象にした絵本の読み聞かせを行った。また、ニットカフェでは、子どもできるキットを用意し、親子で参加できるように工夫を行った。	らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了することとしたが、WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
141	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)いきいき講座の実施	介護予防・地域支援課	広く関心をもたれるテーマの講座のほか、男性対象の講座(地域デビュー、料理、体操等)などを開催した。			男性が参加しやすい講座の工夫を行い、介護等への普及啓発を図ることができた。	男性の介護等への参画促進を図れるよう講座の拡充や工夫、周知に取り組む。	
142	介護予防、認知症ケアに関する講習会、講演の実施	介護予防・地域支援課	感染予防のため、定員を減らし、介護予防講座や体力測定会を実施した。体操リーフレットの戸別配付やホームページの動画・介護予防アプリ等の周知等により自宅で行う介護予防の普及を図った。 認知症ケアの家族会については、コロナ禍で一部中止や延期等もあったが、男性介護者も参加しやすい家族会の実施及び運営支援等をした。			集合形式での介護予防講座のほか、代替策の実施により、コロナ禍での介護予防の取り組みの普及を図ることができた。 男性介護者も参加しやすい場を提供することで、家族支援の充実を図り、また、悩みやストレスを抱え込まないよう、介護負担の軽減を図ることができた。	引き続き、感染予防策を講じ、講演会や講座の実施により介護予防の普及啓発を図っていく。 より多くの男性介護者が参加しやすい家族会の定期開催等について検討していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
143	子育て情報紙の発行	子ども家庭課	発行配布先:各支所健康づくり課、生活支援課、出張所、区立保育園、区立幼稚園、私立保育園、私立幼稚園、図書館、児童館など	各 37,600 部(年 4 回)	各 27,000 部(年 4 回)	SNS との付き合い方、コロナ禍の災害対策や親子でのあそび場をテーマとし、地域の子育て世代が必要としている情報を届けるよう努めた。	twitter や子育て応援アプリの活用など、紙媒体以外による区民への情報発信等の充実や、利用者支援事業、おでかけひろばなど、より身近な地域でつながる場の充実などが進んできていることから、機関紙の発行を終了する。	
144	両親学級・ぶれババママ講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	例年は、各総合支所で月1回ずつ計60回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、すべて中止となった。 ぶれババママ講座(休日開催)の対面講座は感染防止対策をして継続し、さらに、新規にオンライン講座を整備して、妊婦等の受講の機会を確保した。(休日対面講座48回、オンライン講座14回実施)	・総合支所母親・両親学級 2,117 人(うち男性 698 人、32.8%) ・ぶれババママ講座 2,709 人(うち男性 1,345 人、49.6%)	・総合支所母親・両親学級 0 人 ・ぶれババママ講座 2,411 人(うち男性 1,200 人、49.8%)(対面講座 1,424 人、オンライン講座 987 人)	新型コロナウイルス感染下であっても、妊婦とその家族が講座を受講できるように、ぶれババママ講座の対面講座に加えて、オンライン講座を整備した。対面講座は感染防止のため、人数やプログラムを制限し、参加者同士の交流を中止したが、オンライン講座では交流を取り入れることができています。	コロナ禍でも、妊婦とその家族が安心して講座を受講できるように、対面講座では感染防止対策を万全とし、オンライン講座も引き続き開催していく。対面講座とオンライン講座のメリット、デメリットを評価し、コロナ収束後の事業体制も考えていく。	
145	男の料理教室の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	自らの希望で自分で料理できるようになりたいと申込みしている参加者が多い。1地域で年度末開催予定だったが新型コロナウイルス感染症予防対策として開催できなかった。	360人参加(北沢支所22回、砧支所5回)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	食べる楽しみとともに自分、家族の健康づくりのために食生活を考えるきっかけとなっている。教室参加をきっかけに同じ目的をもった仲間づくりとなっており、周囲にも食の大切さを伝える地域活動にも発展している。	対面開催ではない開催方法について検討が必要である。	

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策 防災・災害復興の分野への女性の参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
146	地域防災計画や避難所運営等への男女共同参画の視点からの導入	災害対策課	平成29年度に取組み終了				地域防災計画の修正に向けて、現行の計画やマニュアルにおける多様性に配慮した女性の視点に関する新たな課題の抽出に取り組んでいく。	
147	地域防災計画修正段階からの女性の参画	災害対策課	平成29年度に取組み終了				地域防災計画の修正に向けて、新たな課題やその対策方法についての検討に女性の参画を促進できるよう努めていく。	
148	避難所運営マニュアル改定ワークショップの実施、研修・HUG訓練の実施	災害対策課	平成29年度に取組み終了				次回の修正に向け、新たに出てくる課題について検討を進め、各避難所単位での運営体制をより充実させていくよう努める。	
149	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	防災講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、「らぶらすぶらす」の紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 ・災害対策課事業に協力して、被災地(熊本、仙台)の女性リーダーを招いての施設管理等の講座を実施。同時に災害時におけるトイレの啓発展示	・「らぶらすぶらす51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、「らぶらすぶらす」の紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、「らぶらすぶらす」の紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。	男女共同参画センター事業
150	復興住宅計画への反映	住宅管理課 都市計画課	都市復興プログラム実践訓練において講演会を開催し、女性職員(都市整備領域等)の参加促進に努めた。防災・仮住まいワークショップに関し、様々な立場からの意見を集約するため、女性の参加を促した。	講演会やワークショップに参加した女性職員延6名(参加者の約2割)	講演会に参加した女性職員8名(参加者の約3割)	女性職員の参加について、一定程度の成果は出ている。	女性職員が都市復興プログラム実践訓練に参加する機会を増やし、訓練において更に男女共同参画の視点の啓発を図る。区市町村住宅復興連絡会は開催がなかったが、今後開催される中で、女性の参画を含めて住宅復興の課題へ対応していく。	

施策 地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
151	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	社会的な問題や日頃の関心事などを学習することを目的に、企画員を公募し、企画員が企画・運営などを行う区民企画方式と、職員が企画などを行う職員企画方式で事業を展開。例年は区民企画は年1本、職員企画は年3本程度実施しているが、令和2年度は生涯学習セミナーが中止となったことから、職員企画講座を回数を増やして実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各支所区民企画講座 年1本程度 職員による講座 年3本程度 	<ul style="list-style-type: none"> 各支所職員による講座 年3～8本程度 烏山総合支所のみ区民企画講座を1本実施 	学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行うため、講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。	令和2年度は生涯学習セミナーが中止となったため回数が増加したが、令和3年度以降は例年通りの回数で継続実施。	
152	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課	55歳以上の区民を対象に、「生きがい求めて、ともに学び、新しい友だちをつくる」ことを目的として、健康や地域を知るための講座、施設見学など、13～16回程度のプログラムを組み実施。修了後も、受講者で自主的なサークルをつくり、学習活動の継続を目指す。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	各支所 全13～16回	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。以降は例年通り継続実施。	
153	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	<p>1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」</p> <p>2 地域活動団体 PR イベント「大人の学園祭」</p>	<p>1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」</p> <p>講座年1回： 延 118名参加</p> <p>講座年1回： 延 54名参加</p> <p>講座全4日： 延 37名参加</p> <p>町会 HP 作成・運用 支援：3町会</p> <p>講座2日×3団体、 延 63名参加</p> <p>ポータルサイト WEB版、アプリ版の運営</p> <p>2 地域活動団体 PR イベント「大人の学園祭」</p> <p>・延 300名参加 (年1回)</p>	<p>1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」</p> <p>：講座年1回：参加者延べ 216名(まち歩き講師、スタッフ等含む)</p> <p>：新型コロナウイルスの影響により未実施</p> <p>2 地域活動団体 PR イベント「生涯現役フェア」</p> <p>新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施</p> <p>オンライン参加者 115名</p>	各種講座や PR イベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、4年間継続実施してきたため、効果的な講座日数や内容等のノウハウを得る事ができた。	4年間の実績を踏まえて事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取組みを実施していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
154	生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信	市民活動・生涯現役推進課	高齢者に対する情報の提供として、分野別の情報の収集、展示を行った。また無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築した。		中高年を対象に、分野別の情報の収集、展示を行った。また無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築した。	展示スペースが広く、高齢者向けの情報が一つの場所で網羅できるような場所となっている。また、紙媒体や閲覧用PCの設置だけでなく、無料のWiFi環境の提供により、より多くの人が最新の情報にアクセスできるようにしている。	継続実施。今後は情報の提供だけでなく、ステーションの運営ボランティアが企画したイベントの実施などにより、地域活動への参加の促進を図る。	
155	NPO等市民活動に関する相談	市民活動・生涯現役推進課	団体や個人からの相談(オンラインでも実施)や相談業務の一環として運営基盤安定化に向けたセミナーを実施した。	相談件数 37 件	相談件数 141 件	これから活動したい方や活動初期の団体運営の課題についての相談支援を行うことで、地域活動への参画や活動団体の運営基盤安定化に寄与することができた。また、相談事業について、コロナ禍の経験を踏まえ、電話や対面による相談に加えて、令和2年度からオンラインでも実施した。	引き続き、区内で活動する団体や個人を対象とした相談事業や、NPO等市民活動団体が自立的な団体に成長し、より活発な活動へつなげるためのセミナーを実施していく。	
156	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	防災講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 ・災害対策課事業に協力して、被災地(熊本、仙台)の女性リーダーを招いての施設管理等の講座を実施。同時に災害時におけるトイレの啓発展示	・「らぶらすぶらす51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。	再掲 (課題6施策) 男女共同参画センター事業
157	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	8箇所	クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行った。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。	クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。	既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点とした新規クラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
158	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園：区内各地域において、広く区民に土に親しむ機会を提供した。 体験農園：農家が主導する、地域に根差した農業体験を通じ、地域コミュニティの形成を推進した。	区民農園：20園、833区画 体験農園：6園、136区画	区民農園：18園、759区画 体験農園：6園、136区画	区民農園：区民の応募数も依然多く、農業に興味・関心を持ってもらう機会を提供できている。 体験農園：親子・家族での利用など、さまざまな区民に年間を通じた農業体験をしてもらうことで、利用者間のネットワーク構築にも寄与している。	区民農園：継続実施。ニーズの高さから多くの待機者を抱えているため、新たな農園開設へ向けた働きかけを行っていく。 体験農園：継続実施。農園主の高齢化もあり、年間を通じて農作業指導を行うサポート体制の検討。新規開設への働きかけを行っていく。	
159	区民講師による出前講座の実施	消費生活課	消費生活に関する出前講座を、あんしんすこやかセンター等に区民講師を派遣し、実施した。 区民講師の育成を目的として毎年度実施している講座については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ・ステップアップ講座 ・フォローアップ研修 (区民講師登録者対象)	・50回実施 受講者数 1,234人 派遣講師数延 155人 ・21名参加、修了 16名 (全 20回) ・全3回 延参加者 49名	・5回実施 受講者数 302人 派遣講師数延 16人 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・1回実施 参加者 21名。研修用に希望者に図書を配付	消費生活に関する出前講座を新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、実施することができた。地域で消費者教育を担う区民講師に対してフォローアップ研修を行うなど、区民講師の地域活動への支援をすることができた。	引き続き、出前講座及び区民講師育成のための各講座を実施し、内容の充実を図っていく。	
160	地域支えあい活動の支援	世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 (生活福祉課)	コロナ禍により参集型実開催が困難となったことから、SNSの活用によるリモート開催の推進の一貫としてスマホ講座やリモート開催の補助金対象化、大学との協働による自宅でできる体操DVDの制作・配布等、新たな活動形態による地域支えあいの維持・強化に務めた。	登録グループ数 743団体 (内訳) ふれあいいきいきサロン 578 支えあいミニデイ 70 子育てサロン 95	登録グループ数 705団体 (内訳) ふれあいいきいきサロン 550 支えあいミニデイ 67 子育てサロン 88	コロナ禍による実開催が困難な中、スタッフの高齢化に直面していたグループの廃止が目立ったとともに、参加者については、他のサロンの紹介等を強化した。シニア世代へのスマホ等 SNS 活用の講座開催などを通してリモート開催を進めている。	地域資源開発事業による第2層協議体などを活用し、身近な地区の実情に応じた新たな活動形態や場・人材の確保に引き続き取り組んでいくとともに、買い物支援や外出支援など、生活支援サービスの開発や災害時の安否確認など、活動参加者へのサービスの繋ぎを進めていく。	
161	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	新型コロナウイルス感染症のため、活動を休止する既存グループに対し、感染予防策に関する情報提供や臨時での運動指導員の派遣、体力測定会を開催したことにより、住民主体の活動再開・継続支援を実施した。			住民主体の通いの場が維持できるよう、活動再開・活動継続につながった団体があった。	元気高齢者施策との連携を図り、引き続き、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
162	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 85名	サポーター 63名	講座等を通し新規の人材を発掘するとともに、子育てひろば活動や講座での運営補助活動を通じて、子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。	継続実施	再掲 (課題5施策)
163	子育て支援者養成研修	児童相談支援課	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待予防基礎講座 講師派遣 出前型研修 	<ul style="list-style-type: none"> 3回 20回 2回 	<ul style="list-style-type: none"> - 30回 2回 	講師派遣や出前型研修を実施し、児童虐待に関する理解を深めることができた。関係機関を対象とした基礎講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止とした。	講座や講師派遣を通して関係機関の児童虐待の気づきや対応力の向上を図る。	

施策 地域活動における女性リーダーの育成支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
164	町会・自治会長の女性割合状況調査の実施	人権・男女共同参画担当課	地域活動における女性リーダーの参画状況について実態を把握し、課題解決に取り組む。	13.3%	16.0%	町会・自治会長の女性の割合は徐々に増加している。	継続して町会・自治会長の女性割合状況調査を実施し、状況に合わせて、地域活動における女性リーダーの参画に取り組む。	
165	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	防災講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 災害対策課事業に協力して、被災地(熊本、仙台)の女性リーダーを招いての施設管理等の講座を実施。同時に災害時におけるトイレの啓発展示 	<ul style="list-style-type: none"> 「らぶらすぶらす51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) 防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「らぶらすぶらす51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。 	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。	再掲 (課題6施策) 男女共同参画センター事業
166	防災士資格取得助成事業の実施(女性枠の拡充)	災害対策課	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営本部組織の強化のため、組織における人材育成の一環として防災士資格の取得をした区民に対し、受講料を助成。 平成28年度(2016年度)からは、避難所運営に女性の視点を取り入れるため、助成対象に女性枠を設け、女性リーダーの育成を実施。 	助成対象者11名(そのうち女性が6名)		令和元年度は助成対象者の半数近くが女性ということで、女性視点の避難所運営に必要な女性リーダーの育成をすることができた。	今後も、引き続き女性枠を設けて、更なる女性リーダーの育成に努めていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
167	避難所運営組織における女性リーダー育成研修の実施	災害対策課	平成30年度から令和元年度にかけて、区内在住・在勤の女性を対象とした「せたがや女性防災コーディネーター養成研修」を実施した。	せたがや女性防災コーディネーター 養成者数:38名		町会・自治会だけでなく、青少年委員や消防団をはじめ、地域での活動に積極的な区民に受講していただくとともに、当初の予定人数を上回る女性リーダーを養成することができた。	養成した女性リーダーと連携の上、避難所運営組織等において、多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の推進を目的とした研修を実施していく。	

施策 男性の地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
168	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	社会的な問題や日頃の関心事などを学習することを目的に、企画員を公募し、企画員が企画・運営などを行う区民企画方式と、職員が企画などを行う職員企画方式で事業を展開。例年は区民企画は年1本、職員企画は年3本程度実施しているが、令和2年度は生涯学習セミナーが中止となったことから、職員企画講座を回数を増やして実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各支所区民企画講座 年1本程度 職員による講座 年3本程度 	<ul style="list-style-type: none"> 各支所職員による講座 年3～8本程度 烏山総合支所のみ区民企画講座を1本実施 	学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行うため、講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。	令和2年度は生涯学習セミナーが中止となったため回数が増加したが、令和3年度以降は例年通りの回数で継続実施。	再掲 (課題6施策)
169	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課	55歳以上の区民を対象に、「生きがい求めて、ともに学び、新しい友だちをつくる」ことを目的として、健康や地域を知るための講座、施設見学など、13～16回程度のプログラムを組み実施。修了後も、受講者で自主的なサークルをつくり、学習活動の継続を目指す。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	各支所 全13～16回	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。以降は例年通り継続実施。	再掲 (課題6施策)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
170	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 講座年1回： 延 118名参加 講座年1回： 延 54名参加 講座年4日： 延 37名参加 町会 HP 作成・運用支援：3町会 講座2日×3団体、 延 63名参加 ポータルサイト WEB版、アプリ版の運営 2 地域活動団体 PR イベント「大人の学園祭」 ・延 300名参加(年1回)	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 講座年1回： 延 118名参加 講座年1回： 延 54名参加 講座年4日： 延 37名参加 町会 HP 作成・運用支援：3町会 講座2日×3団体、 延 63名参加 ポータルサイト WEB版、アプリ版の運営 2 地域活動団体 PR イベント「大人の学園祭」 ・延 300名参加(年1回)	1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」 ：講座年1回：参加者延べ 216名(まち歩き講師、スタッフ等含む) ：新型コロナウイルスの影響により未実施 2 地域活動団体 PR イベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 オンライン参加者 115名	各種講座や PR イベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、4年間継続実施してきたため、効果的な講座日数や内容等のノウハウを得る事ができた。	4年間の実績を踏まえて事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取組みを実施していく。	再掲 (課題6施策)
171	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	防災講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす 51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 ・災害対策課事業に協力して、被災地(熊本、仙台)の女性リーダーを招いての施設管理等の講座を実施。同時に災害時におけるトイレの啓発展示	・「らぶらすぶらす 51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす 51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。	再掲 (課題6施策) 男女共同参画センター事業
172	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン ・子育てメッセ らぶらすブックカフェ絵本特集 飛び出す紙芝居「日本ごちゃまぜ昔話」 らぶらす所蔵の絵本の読み聞かせ ・ニットカフェ 子どもと一緒に	・31名(年1回) ・-	・- ・延べ 31名 16人 15人	父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。 子育てメッセのスタンブラリーポイントの一つとして参加した。通常のブックカフェとは違い、親子を対象にした絵本の読み聞かせを行った。また、ニットカフェでは、子どももできるキットを用意し、親子で参加できるように工夫を行った。	らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了することとしたが、WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
173	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園：区内各地域において、広く区民に土に親しむ機会を提供した。 体験農園：農家が主導する、地域に根差した農業体験を通じ、地域コミュニティの形成を推進した。	区民農園：20園、833区画 体験農園：6園、136区画	区民農園：18園、759区画 体験農園：6園、136区画	区民農園：区民の応募数も依然多く、農業に興味・関心を持ってもらう機会を提供できている。 体験農園：親子・家族での利用など、さまざまな区民に年間を通じた農業体験をしてもらうことで、利用者間のネットワーク構築にも寄与している。	区民農園：継続実施。ニーズの高さから多くの待機者を抱えているため、新たな農園開設へ向けた働きかけを行っていく。 体験農園：継続実施。農園主の高齢化もあり、年間を通じて農作業指導を行うサポート体制の検討。新規開設への働きかけを行っていく。	再掲 (課題6施策)
174	地域福祉アカデミー	世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 (生活福祉課)	30年度より事業改廃					
175	子育て支援者養成研修	児童相談支援課	・児童虐待予防基礎講座 ・講師派遣 ・出前型研修	・3回 ・20回 ・2回	・- ・30回 ・2回	講師派遣や出前型研修を実施し、児童虐待に関する理解を深めることができた。関係機関を対象とした基礎講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止とした。	講座や講師派遣を通して関係機関の児童虐待の気づきや対応力の向上を図る。	再掲 (課題6施策)
176	「男性のための健康教室」の実施	世田谷保健所健康企画課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課) (世田谷区保健センター)	上町児童館・弦巻児童館の2館と共催で壮年期世代対象講座の開催	・児童館共催の事業：4回開催(各館とも全2回講座) 延べ28人参加 ・男性向けヨーガ教室及びファイティング教室延べ24回、延べ421人参加	児童館共催の事業：2回開催(延べ22人参加) 男性向け健康増進指導(講座、教室)を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、全ての講座等の見直しを行い、対象を限定しない講座に再編したため実施せず。	・児童館と連携することで壮年期世代の参加を促すことができた。	・男性向けの講座を継続的に開催していく。	
177	区立小・中学校のPTAや「おやじの会」活動の活性化・参画促進	生涯学習・地域学校連携課	・世田谷区小学校PTAスポーツ大会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	・全41チーム、約900人参加	中止	・世田谷区小学校PTAスポーツ大会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	・継続実施。世田谷区小学校PTAスポーツ大会実行委員会と共催で事業を実施し、男性保護者同士の親睦を深める機会を提供していく。	
178	おやじと子どもフェスタ2020	生涯学習・地域学校連携課	「オール世田谷おやじの会」との共催で実施。新型コロナウイルス感染症予防のため、無観客によるステージ発表のみを実施し、後日発表の様子をYouTubeで限定配信した。	約3,500人参加	10団体(275人)参加	コロナ禍で様々なイベントが中止になる中、感染対策を講じ子ども達にステージ発表の機会を提供することができた。	今後も子ども達が様々な体験ができる場、各校おやじの会が参画し、相互の交流を深める機会の充実に努める。	

施策 高齢者の社会参画の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
179	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 2 地域活動団体 PR イベント「大人の学園祭」	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 講座年1回:延118名参加 講座年1回:延54名参加 講座全4日:延37名参加 町会HP作成・運用支援: 3町会 講座2日×3団体 延63名参加 ポータルサイト WEB版、アプリ版の運営 2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」 ・延300名参加(年1回)	1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」 :講座年1回:参加者延べ216名(まち歩き講師、スタッフ等含む) :新型コロナウイルスの影響により未実施 2 地域活動団体 PR イベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 オンライン参加者115名	各種講座やPRイベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、4年間継続実施してきたため、効果的な講座日数や内容等のノウハウを得る事ができた。	4年間の実績を踏まえて事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取組みを実施していく。	再掲 (課題6施策)
180	ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度はミニ面接会を5回実施し、23名の参加があった。	107名参加 (年26回)	23名参加 (5回実施)	企業にとっても面接会の実施は望まれるところだが、コロナウイルス感染症対策の影響で5回のみで開催にとどまった。	継続実施予定。ハローワークと連携を取り、求職者と企業双方に有意義なものになるよう検討していく。	再掲 (課題3施策)
181	高齢者の就業相談の実施	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度のキャリアカウンセリングは、1,841件。うち高齢者の相談は459件であった。応募書類の書き方や面接対策、キャリアプランについての相談が多かった。	高齢者540名 (全2,219件)	高齢者459名 (全1,841件)	【世田谷区産業振興公社】 確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。	【世田谷区産業振興公社】 継続実施。引き続き周知活動を実施する。より多くの高齢者の利用を増やし、セカンドキャリアの実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。	
182	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	新型コロナウイルス感染症のため、活動を休止する既存グループに対し、感染予防策に関する情報提供や臨時での運動指導員の派遣、体力測定会を開催したことにより、住民主体の活動再開・継続支援を実施した。			住民主体の通いの場が維持できるよう、活動再開・活動継続につながった団体があった。	元気高齢者施策との連携を図り、引き続き、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。	再掲 (課題6施策)

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

施策 暴力の未然防止と早期発見

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
183	DV防止啓発物の充実	人権・男女共同参画担当課	DVやデートDVの理解のための情報提供及び、DV等の未然防止・早期発見のため、啓発物を配布した。 ・DV防止カード ・DV防止ハンドブック ・デートDV小冊子 ・デートDV防止啓発リーフレット ・DV相談窓口周知ポスター	・3,000枚配布 ・5,250部配布 ・7,800部配布 ・2,500部作製・配布 ・-	・3,000枚配布 ・5,250部配布 ・17,500部配布 ・- ・3,000部配布	デートDV防止啓発のための、リーフレットと小冊子を統合し、区内すべての国公立私立中学2・3年生、および中高生向け出前授業(男女共同参画センター委託事業)で配布することで、若年層への啓発を行うができた。新たに相談窓口周知ポスターを作成し、区内の子育て関連施設と薬局を中心に配布し、早期発見に向けた働きかけができた。	引き続き、デートDV防止啓発リーフレットを配布するとともに、DV防止カード、DV防止ハンドブック、DV防止啓発小冊子について適切に内容の見直しを行った上で増刷し、啓発に努める。	
184	デートDV防止リーフレットによる若年層への啓発	人権・男女共同参画担当課	主にデートDV防止出前講座にて、デートDV防止啓発リーフレットを配布し、啓発を行った。	区内高校2校 区内中学校7校 区内中学校は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座は中止となったが、リーフレットのみ配布した。		講座の実施(男女共同参画センター委託事業)とあわせてリーフレットを配布することで、DVを防止する意識づくりの啓発をより深めることができた。	引き続き、デートDV防止出前講座において、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発に努める	
185	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座：オンラインと会場を選べるカタチで実施 ・パープルリボンツリーの設置 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画)	・延37人(年2回) ・4人 ・33人	・延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) ・- ・-	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、2人の参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 ・パープルリボンは、継続して実施する。	男女共同参画センター事業
186	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	2校 延555人	・696人(4校)	区立中学においては、7校中2校が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。実施に至らなかった学校も含め、各学校は実施に向けて意欲的であった。教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することで、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。	男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
187	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
188	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500部(年4回) ・各 2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均 23回投稿 ・月平均 7回投稿 ・500通(年24回)	・各 2,500部(年4回) ・各 2,500部(年3回) ・1,400部 ・ - ・月平均 30回投稿 ・月平均 7回投稿 ・550通(年24回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
189	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
190	パンフレット等の発行(「子ども虐待防止ハンドブック」、「初期対応マニュアル」等)	児童相談支援課	・「子どもの虐待防止ハンドブック」や「初期対応マニュアル」を活用した、関係機関への講師派遣 ・出前型研修の開催	・20回 ・2回	・30回 ・2回	関係者向けマニュアルやパンフレットの配付、マニュアルを活用した研修を実施し、気付きのポイントや初期対応の大切さの理解を深めることができた。	継続実施。現行のマニュアルやパンフレットのほか、対象に合わせた内容となるよう媒体を工夫する。	

施策 相談体制の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
191	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,465件	2,290件	家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。	継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
192	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応した。	1,297 件	1,608 件	女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。	継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を發揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。	
193	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<p>・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。加えて、7月からメール相談を開始した。</p> <p>また、相談時間・曜日の拡大をおこなった。相談時間は、平日午後8時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週5日相談を実施した。</p> <p>・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)</p>	<p>・女性のための悩みごと・DV相談 785件 (内訳)</p> <p>・電話 674件</p> <p>・面接 111件</p> <p>・160件</p>	<p>・女性のための悩みごと・DV相談 1,222件 (内訳)</p> <p>・電話 1,088件</p> <p>・面接 104件</p> <p>・メール相談 30件</p> <p>・309件</p>	<p>・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談に加えて、7月からメール相談を開始した。</p> <p>・相談時間・曜日の拡大をおこない、相談時間は、平日午後8時まで3時間延長し、相談曜日には、火・水・木・土曜日に、日曜日を加え、週5日実施している。</p> <p>・その結果、相談件数は、約400件増加した。メール相談は初年度ながら、30件に対応した。</p> <p>・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</p>	「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。年度後半の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。	男女共同参画センター事業含む
194	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	令和2年度は、「女性のなやみごとDV相談」として、電話・面接相談に加え、メール相談を開始した。さらに、開設時間・曜日を拡大した。相談時間は、平日午後8時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週5日相談を実施した。併せて、週1回受理会議、月1回専門家を招いてSVを行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業(「女性のための悩みごとDV相談」「女性のための働き方サポート相談」「セクシュアルマイノリティ世田谷にじいそひろば電話相談」「男性電話相談」)合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。	拡大カンファレンス 17人(年1回)	拡大カンファレンス 24人(年2回)	<p>・男女センターの基本機能である「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごとDV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが確立され、相談の質の充実を図ることができた。</p> <p>・拡大カンファレンスでは、各相談・居場所事業の担当者や相談員から報告を受け、相談事業全体の情報共有が進んだ。困難を抱えている女性が、相談から居場所へ、また、居場所から相談へ等らぶらすの事業の中から、入りやすいところを自分自身で選びながら、らぶらすの相談・居場所事業につながっているということを共有することができた。まさに、男女センターの3つの機能が有機的につながっていることの成果である。</p>	SNSを使った相談事業の検討を開始する。拡大カンファレンスを年間2回実施し、相談間の連携を進めることで、女性のための総合相談ができるように検討を始める。	男女共同参画センター事業
195	DV相談カード及びデートDV相談カードの区内施設内トイレ及び医療機関への設置	人権・男女共同参画担当課	各総合支所、子ども子育て総合センター、男女共同参画センターらぶらす、保健センター、図書館、子育てステーション、区内救急病院にDV相談カードを配布し、施設内女子トイレに設置の依頼を行った。	3,000 枚配布	3,000 枚配布	被害女性が加害者の目を気にすることのない女子トイレにDV相談カードを設置することで、早期発見に向けた働きかけができた。	今後はカードの配布方法の変更(相談者に手渡すために使っていただくなど)も検討していく。	

施策 被害者の安全確保と体制整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
196	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	1,944件	2,286件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援のため、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。	
197	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	67件	35件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。	
198	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,944件 ・67件	・2,286件 ・35件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	

課題8 DV被害者支援の充実

施策 被害者支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
199	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	1,944件	2,286件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援のため、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。	再掲 (課題7施策)
200	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	67件	35件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。	再掲 (課題7施策)
201	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護	・1,944件 ・67件	・2,286件 ・35件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	再掲 (課題7施策)
202	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。加えて、7月からメール相談を開始した。 また、相談時間・曜日の拡大をおこなった。相談時間は、平日午後8時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週5日相談を実施した。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)	・女性のための悩みごと・DV相談 785件(内訳) ・電話 674件 ・面接 111件 ・160件	・女性のための悩みごと・DV相談 1,222件(内訳) ・電話 1,088件 ・面接 104件 ・メール相談 30件 ・309件	・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談に加えて、7月からメール相談を開始した。相談時間・曜日の拡大をおこない、相談時間は、平日午後8時まで3時間延長し、相談曜日には、火・水・木・土曜日に、日曜日を加え、週5日実施している。その結果、相談件数は、約400件増加した。メール相談は初年度ながら、30件に対応した。 ・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。	「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。年度後半の開業に向けて、相談員の研修等体制を整える。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業
203	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	令和2年度は、「女性のなやみごとDV相談」として、電話・面接相談に加え、メール相談を開始した。さらに、開設時間・曜日を拡大した。相談時間は、平日午後8時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週5日相談を実施した。 併せて、週1回受理会議、月1回専門家を招いてSVを行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業(「女性のための悩みごとDV相談」「女性のための働き方サポート相談」「セクシュアルマイノリティ世田谷にいいそひるば電話相談」「男性電話相談」)合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。	拡大カンファレンス 17人(年1回)	拡大カンファレンス 24人(年2回)	・男女センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごとDV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが確立され、相談の質の充実を図ることができた。 ・拡大カンファレンスでは、各相談・居場所事業の担当者や相談員から報告を受け、相談事業全体の情報共有が進んだ。困難を抱えている女性が、相談から居場所へ、また、居場所から相談へ等らぶらすの事業の中から、入りやすいところを自分自身で選びながら、らぶらすの相談・居場所事業につながっているということを共有することができた。まさに、男女センターの3つの機能が有機的につながっていることの成果である。	SNSを使った相談事業の検討を開始する。拡大カンファレンスを年間2回実施し、相談間の連携を進めることで、女性のための総合相談ができるように検討を始める。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
204	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	利用実績なし	利用実績なし	利用実績なし	制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行ったが、利用実績にはつながらなかった。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、引き継ぎ、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す	
205	東京都の配偶者暴力相談支援センターとの連携の在り方と配偶者暴力相談支援センター機能の検討	人権・男女共同参画担当課	配偶者暴力相談支援センターの機能を区に整備した。 ・通報 ・保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出 ・相談事実証明書作成 ・婦人相談員事例検討会 ・DV相談支援専門員の雇用 ・DV相談専用ダイヤル対応数	・0件 ・1件 ・48件 ・9回 ・月6日 ・160件	・18件 ・3件 ・59件 ・7回 ・月0日 ・309件	庁内関係所管との連携を強化し、福祉の相談支援と人権施策としてのDV被害者支援の統括的な運用により、配偶者等暴力被害者支援に取り組むことができた。	庁内関係所管と連携して配偶者等暴力被害者支援に取り組むとともに、子ども家庭支援センターにおけるDV被害者への相談対応や支援実務の実施に際した支援を継続する。	
206	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座：オンラインと会場を選べるカタチで実施 ・パープルリボンツリーの設置 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画)	・延37人(年2回) ・4人 ・33人	・延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) ・ - ・ -	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、2人の参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 ・パープルリボンは、継続して実施する。	再掲(課題7施策) 男女共同参画センター事業

施策 被害者の中長期的支援(生活再建の支援)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
207	DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。	1,944件	2,286件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
208	子ども家庭支援センターによる子育て支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉センター健康づくり課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。	・DV相談件数:1,944件 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数:67件	・DV相談件数:2,286件 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数:35件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	
209	暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	保健師による電話、面接、訪問等での相談を実施。関係機関と連携した支援を行った。			DV被害者の支援は、状況に応じた必要な支援を、関係機関と連携しながら進める必要がある。	継続実施予定	
210	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座:オンラインと会場を選べるカタチで実施 ・パープルリボンツリーの設置 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画)	・延37人(年2回) ・4人 ・33人	・延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) ・ - ・ -	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、2人の参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 ・パープルリボンは、継続して実施する。	再掲(課題7施策) 男女共同参画センター事業
211	DV被害者に対する特例的な国民健康保険証の交付	国保・年金課	医療保険の面から、被害者支援を行った。			各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターと連携し、被害者支援の充実を図ることができた。	被害者に関する個人情報等に細心の注意を払いながら、継続して実施する。	
212	公営住宅への単身入居機会の提供	住宅管理課	区営住宅募集において、DV被害者を入居資格対象者としている。(戸籍上の離婚を必要としない)。			相談及び申込みに適正に対応する。	今後の募集においても引き続き、本制度を継続するとともに、じゅうフォーメーション等を活用し、区民への周知を図る。	

施策 被害者の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
213	子どもの人権擁護機関「せたがやホット」相談・救済事業	子ども家庭課	相談内容に応じて、関係機関との連携により対応	272件	208件	広報や啓発活動を通じて、「せたがやホット」に対する認知が広まりつつある。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、対応を行うことができた。	引き続き、広報・啓発活動に努め、「せたがやホット」の認知度の向上を図っていくとともに、相談内容に応じて関係機関との連携により対応を行っていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
214	子どもの就学、転校の配慮	学務課	子ども家庭支援センター・児童相談所や、学校・他自治体等と連携しながら、DV被害者の子どもの就学機会の確保に向けて、相談・受付業務を随時実施した。			各関係機関と密接に連携し、通常であれば保護者や学校間でやりとりする転学関係書類を教育委員会経由とする等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行い、円滑に就学・転校の手続きを行うことができた。	引き続き、各関係機関と密接に連携し、慎重な対応を継続していく。	

施策 支援体制の充実と関係機関との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
215	住民票等の交付拒否による保護と支援措置	住民記録・戸籍課 (各総合支所地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV・ストーカー等の加害者が被害者の住所を探索する目的で住民票の写し等の交付等の請求があった場合、不当な目的があるとして拒否をした。 (参考)令和2年12月1日現在 支援措置対象者数:1,112人 除票者を除く ・ガイドラインに基づき、支援措置情報の提供を必要とする所管課より情報提供の2件請求があり、2件情報提供をした。 	・1件	・2件	DV・ストーカー等被害者への支援措置情報の活用ガイドラインに基づき、庁内の支援措置情報を必要とする所管課へ情報提供ができ、連携が強化された。	継続実施。	
216	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	利用実績なし	利用実績なし	利用実績なし	制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者に向けた事務説明を行ったが、利用実績にはつながらなかった。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、引き続き、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す	再掲 (課題8施策)
217	区職員向けDV被害者対応の手引き配付	人権・男女共同参画担当課	令和2年7月に改訂・発行した「DV被害者対応職員ハンドブック」を、関係窓口所管を中心とした全庁に配布した。庁内イントラネットにも掲載を行うことで、直接的な関係が薄く配布部数が少ない課においても確認ができるようにした。	「DV被害者対応職員ハンドブック」約900冊 (平成31年3月発行)	「DV被害者対応職員ハンドブック」950冊 (令和2年7月発行)	児童相談所の開設に伴い、DV・児童虐待連携フロー図や、支援措置を適切に運用するための注意事項を追加した。また、関係課への配布だけでなく、庁内イントラネットへの掲載を行ったことで、区職員全体のDV被害者対応力の向上を図ることができた。	引き続き、「DV被害者対応職員ハンドブック」も適宜改定を行い、全庁に配布を行う。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
218	区職員へのDV防止研修の実施	人権・男女共同参画担当課(研修担当課)	DV防止研修(研修担当課との共催研修)を実施。	参加人数40人(年1回) 講師:池田ひかり(明治学院大学ハラスメント相談支援センター専門相談員)	参加人数41人(年1回) 講師:加藤吉和(子ども・若者部児童相談支援課 要保護児童等支援専門員)	DVに関する基礎知識、DV被害の現状や防止への取組み、DV被害者への対応について学び、職員の資質向上を図ることができた。また、様々な所管の職員が同時に学ぶことで、他所管での対応状況に対する理解が深まったため、今後の連携に期待ができる。	令和3年度も継続して、全区職員を対象としてDV防止研修を実施する。	
219	DV被害者支援団体連絡会の開催	人権・男女共同参画担当課	・DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議 ・連携会議とあわせてDV被害者支援者研修を開催	・年1回実施(第2回は悪天候の予報につき中止) ・23人(第2回連絡会と同時開催)	・年2回(第1回 参加人数17名)(第2回 研修と同時に書面開催) ・年1回実施(第1回は新型コロナウイルスの影響で中止、第2回は連絡会と同時に書面開催)	DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議を実施、情報交換や意見交換を行うことで連携を強化することができた。	令和3年度も連携強化のため、継続して実施する。	
220	DV防止ネットワーク会議の開催	人権・男女共同参画担当課	区及び関係団体、関係機関等が配偶者からの暴力等の防止並びに被害者の早期発見及び保護をめざし、並びにこれらの問題に対する認識及び相互の連携を図る。	年2回	年2回(第1回は書面開催)	区及び関係団体、関係機関等による会議を実施、区の取組み状況の報告や事業の紹介等を行うことで、問題に対する認識を深めてもらうとともに、相互の連携を図ることができた。	令和3年度も問題認識や連携強化のため、継続して実施する。	
221	区民・団体によるDV被害者支援及び支援者養成活動への支援	人権・男女共同参画担当課	DV被害者支援団体連絡会において、DV被害者支援スキルの更なる向上のために研修会を実施	・初任者(新任・横転者向け) 1回 ・経験者向け 1回	・初任者向け 新型コロナウイルスの影響による事業見直しで中止 ・経験者向け研修会 1回(書面開催)	新型コロナウイルスの影響で書面開催となったが、で関係所管や関係団体と情報共有を行うことができた。	令和3年度も継続して区関係所管に広く参加を呼びかけて実施する。	
222	要保護児童支援協議会、要保護児童支援地域協議会の開催	児童相談支援課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	関係機関の代表者による全区協議会と、各地域の関係機関による地域協議会を開催し、早期発見を早期支援につなぐための関係機関のネットワークの強化を図った。	・全区2回 ・地域12回 ・テーマ別部会2回 ・進行管理会議17回	・全区2回 ・地域6回 ・進行管理会議54回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全区協議会は2回中1回は書面開催とした。『世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議』と同時開催し、児童相談所の開設状況やDV対応との連携、里親制度等について理解の促進を図る事ができた。地域協議会は、書面開催となったが、児童相談所開設後の通告の流れや連携、アンテナシートの使い方等について周知を図ることができた。	引き続き、全区協議会と地域協議会を開催し、関係機関のネットワークの強化を図る。	

施策 高齢者、障害者の被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
223	障害者虐待防止対策	障害施策推進課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	相談支援検討ワーキンググループ・自立支援協議会等と連携し、意見交換を行うとともに、虐待防止ハンドブックの改訂を行い、当事者や支援者・区民への理解促進を図った。			自立支援協議会、相談支援検討ワーキンググループ等との連携を行い、地域ごとの差や今後の対応方針について共有を図ることができた。また虐待防止ハンドブックの配布による周知活動を行い、障害者の虐待に対する理解をより促進することができた。	関係機関との連携をより強化しつつ、区民への周知活動を継続して実施するとともに、支援者向けに障害者の虐待防止をテーマにした研修を行い、理解促進が進むように、体制強化に努める。	
224	高齢者虐待対策事業	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待者の入所措置として福祉緊急対応、緊急一時宿泊を実施した。 特別養護老人ホーム入所 短期入所生活介護利用 緊急一時宿泊利用 ・高齢者虐待対応担当者会 ・高齢者虐待対策地域連絡会 ・高齢者虐待対応研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・23件 ・5件 ・1名2日 ・年2回 ・年1回 ・年3回(154名参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・19件 ・1件 ・0名0日 ・年2回 ・年1回 ・年3回(154名参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設へ入所措置を行い被虐待者の保護を行うことができた。 ・担当者会、連絡会で前年度の取り組みへの各委員、学識経験者等の意見、今年度の計画の共有ができた。 ・研修を実施し高齢者虐待に対する知識を深めることができた。 	引き続き、被虐待者の施設への入所措置を行う。高齢者虐待対策検討担当者会を実施、同様に研修も開催し、地域や地区ごとに更なる啓発活動を進めていく予定である。	

施策 男性、性的マイノリティの被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
225	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,465件	2,290件	家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。	継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。	再掲 (課題7施策)
226	DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。加えて、7月からメール相談を開始した。 また、相談時間・曜日の拡大をおこなった。相談時間は、平日午後8時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週5日相談を実施した。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 785件 (内訳) ・電話 674件 ・面接 111件 ・160件 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 1,222件 (内訳) ・電話 1,088件 ・面接 104件 ・メール相談 30件 ・309件 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談に加えて、7月からメール相談を開始した。 ・相談時間・曜日の拡大をおこない、相談時間は、平日午後8時まで3時間延長し、相談曜日には、火・水・木・土曜日に、日曜日を加え、週5日実施している。 ・その結果、相談件数は、約400件増加した。メール相談は初年度ながら、30件に対応した。 ・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。 	「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。年度後半の開説に向けて、相談員の研修等体制を整える。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業含む

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
227	性的マイノリティの相談、居場所事業の実施	人権・男女共同参画担当課	・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談 ・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば交流スペース (4月・5月は、コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。6月・7月・8月は、オンラインで実施したが、参加者が集まらず、9月からは会場で実施したところ、参加者が集まり始めた)	・131件(年47回) ・34人(年9回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、2月、3月は中止	・131件(年47回) ・21人(年10回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止	潜在的で深刻化しやすい性的マイノリティ当事者及びアライの方々が相談しやすい環境を整備し、支援をすることができた。 交流スペースでは、感染拡大防止のためオンラインで行ったが、こんな時期だからこそ、対面が望まれている実態が分かり、対面での開催に戻すなど、柔軟な対応をすることで参加者が戻ってきた。	継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。	男女共同参画センター事業
228	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	利用実績なし	利用実績なし	利用実績なし	制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行ったが、利用実績にはつながらなかった。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、引き続き、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す	再掲 (課題8施策)
229	DV被害者支援団体との連携	人権・男女共同参画担当課	・DV防止ネットワーク会議 ・DV被害者支援団体連絡会	・年2回 ・年2回	・年2回(第2回は書面開催) ・年2回(第1回は書面開催)	それぞれの会議において、DV被害者支援団体を始め、区関係所管、関係機関・団体に区の取組み事業について報告する等情報共有を行ったことで、連携強化を図ることができた。	令和3年度も連携強化のため、継続して実施する。	
230	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。	
231	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる ~男女共同参画で次のステージへ~ ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
232	「らぶらす」情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通(年24回)	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年3回) ・1,400部 ・ - ・月平均30回投稿 ・月平均7回投稿 ・550通(年24回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
233	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・男性電話相談	15件(年11回) 台風による休館のため10月は中止	・26件(年12回)	相談の機会が少ない男性に向けて事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。	ポスター・PRカードを再度配布する等広報活動に注力し、相談を周知する。	男女共同参画センター事業

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策 人権尊重と暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
234	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
235	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。	再掲 (課題8施策)
236	「らぶらす」情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通(年24回)	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年3回) ・1,400部 ・ - ・月平均30回投稿 ・月平均7回投稿 ・550通(年24回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
237	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナ感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
238	職員に対する人権研修の実施	人権・男女共同参画担当課	区職員(管理職)に対し、犯罪被害者支援に関する人権問題講演会を実施	38人参加	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	年度ごとに内容を検討しながら、継続して実施する。	

施策 学校における人権教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
239	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	2校 延 555人	・696人(4校)	区立中学においては、7校中2校が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。実施に至らなかった学校も含め、各学校は実施に向けて意欲的であった。教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することで、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業
240	区内中学3年生を対象としたデートDV防止啓発小冊子の配布	人権・男女共同参画担当課	区内中学2,3年生すべてに配布し、デートDV防止の啓発を実施	区内国公立中学校46校、約7,800部配布(2年生全員)	区内国公立中学校46校、約17,500部配布(2,3年生全員)	区内中学2,3年生全員を対象に、中学生でも理解がしやすい漫画を主としたデートDV啓発小冊子を配布することで、意識啓発を図ることができた。	令和3年度は区内中学2年生を配布対象に変更して配布し、若年層への意識啓発を図る。	
241	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施		各校で実施	性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	引き続き継続的に実施する。	再掲 (課題1施策)
242	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育研究・研修課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発	年3回 実施	人権教育担当者対象研修: 3回 新任転入管理職研修: 1回 夏季教育課題別研修: 1回	研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。	引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。	再掲 (課題1施策)

施策 性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
243	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容・第81号(7月発行) 内容: 巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
244	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。	再掲 (課題8施策)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
245	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通(年 24 回)	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
246	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(739 冊を新たに収集) ・年 6 回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
247	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座:オンラインと会場を選べるカタチで実施 ・パープルリボンツリーの設置 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす運動企画)	・延 37 人(年 2 回) ・4 人 ・33 人	・延べ 31 人(1 回目:15 人(会場 8 人、オンライン 7 人)、2 回目:16 人(会場 9 人、オンライン 7 人)) ・ - ・ -	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごと DV 相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、2 人の参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 ・パープルリボンは、継続して実施する。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業
248	校長会、副校長会、生活指導主任研修会等での説明	教育研究・研修課	校長会・副校長会、生活指導主任研修会等で啓発		90 校全校に啓発	特に管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。	引き続き継続的に実施する。	
249	虐待防止についての周知啓発	教育指導課	文部科学省及び東京都教育委員会からの通知に基づき、校長会等を通じて全校へ周知した。		90 校全校に周知	子どもに係る虐待防止への理解を深めることができた。	引き続き継続的に実施する。	

施策 セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
250	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応した。	1,297 件	1,608 件	女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。	継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を發揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。	再掲 (課題7 施策)
251	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。加えて、7月からメール相談を開始した。 また、相談時間・曜日の拡大をおこなった。相談時間は、平日午後8時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週5日相談を実施した。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 785 件(内訳) ・電話 674 件 ・面接 111 件 ・160 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 1,222 件(内訳) ・電話 1,088 件 ・面接 104 件 ・メール相談 30 件 ・309 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談に加えて、7月からメール相談を開始した。 ・相談時間・曜日の拡大をおこない、相談時間は、平日午後8時まで3時間延長し、相談曜日には、火・水・木・土曜日に、日曜日を加え、週5日実施している。 ・その結果、相談件数は、約400件増加した。メール相談は初年度ながら、30件に対応した。 ・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。 	「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。年度後半の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。	再掲 (課題7 施策) 男女共同参画センター事業含む
252	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	<p>令和2年度の発行内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第81号(7月発行) <p>内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか</p> <p>下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>	各4,200部(年2回)	4,200部(年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1 施策)
253	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通(年24回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年3回) ・1,400部 ・- ・月平均30回投稿 ・月平均7回投稿 ・550通(年24回) 	<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p> <p>ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。</p> <p>「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料のを紹介する展示コーナー。</p>	継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業
254	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回 	<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。</p> <p>らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。</p>	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
255	区内大学、企業等への働きかけ	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	<p>・企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を区内大学・企業等に配布し情報提供を行った。</p> <p>また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」を作成した。</p> <p>公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は16件あった。</p>	<p>企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成</p> <p>社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 27件</p>	<p>企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成</p> <p>社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 16件</p>	<p>区内大学・企業等への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。</p> <p>企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。</p>	<p>引き続き、区内大学・企業等への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。</p> <p>企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度も引き続き実施する。</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策 疾病予防、健康づくりの推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
256	区民健診	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	新型コロナウイルス感染防止に配慮し各支所で1回のみ開催。食事診断やリーダーチャートを活用した結果返しなど生活習慣の改善につながるよう工夫	合計受診者 1708人	合計受診者 171人	16歳以上40歳未満の健診を受ける機会がない方の生活習慣予防・健康づくりの取組みを促す重要な場となっている。	継続実施予定	
257	思春期のころと体の普及・啓発・相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	心と体の変化の大きい思春期について、その特徴と関わり方を普及啓発し、保護者や関係者が適切な対処法を学べるよう講演会を例年実施してきたが、新型コロナウイルス感染防止に配慮し中止した。	実施なし	実施なし	思春期に起こりやすい問題や課題等について保護者が理解を深め、思春期の親としての心積もりや具体的な対応の仕方、身近な相談先の情報提供をする予防的な普及啓発は重要である。	継続実施予定	
258	更年期障害等に関する情報発信	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	健康教室や児童館支援、出前講座等で女性の健康づくりの一環として講話等情報発信を例年してきたが、新型コロナウイルス感染防止に配慮し中止した。	健康教室「エイジレスボディ」参加者23人に女性向けの健康情報冊子配布 乳幼児健診や区民健診等に来所の希望者(7月から10月)170人に骨密度測定実施。更年期前に骨密度を高めておく必要性を啓蒙普及。	実施なし	・健康教室や児童館支援、出前講座等で女性の健康づくりの一環として講話等情報発信。 ・自身の健康に関心が向かない子育て世代にも働きかける工夫をした。	機会を捉えて継続実施	
259	リプロダクティブヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関するセミナー	人権・男女共同参画担当課	・暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 ・女性のためのニットカフェ(年6回予定していたが、感染症大防止のため5月を中止し、定員を1/2減で実施) ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ・居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」(年4回予定していたが、感染拡大防止のため5月を中止し、オンラインで実施) ・「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」特別編(講座) ・区民企画協働事業	・延61人(年3回) ・延92人(年5回) ・令和元年3月1日～3月31日 ・延24人(年4回) ・22人 ・延61人(3回連続実施)	・ - ・延44人(年5回) ・令和3年3月2日～3月31日 ・延8人(年3回) ・24人(年2回) ・ -	・講座事業は中止となった。 ・それ以外の事業では、ところと身体健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。 ・女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワメントすることができた。	講座事業としての実施は見送られた。居場所事業は継続して実施する。	男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
260	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	8箇所	クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。	クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。	既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点とした新規クラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。	再掲 (課題6施策)
261	配食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター 保健福祉課)	・ひとりぐらし高齢者等の身体状況や生活状況に応じた食事を提供 ・配食している法人と連絡会を実施し、高齢者の健康支援等について情報交換	登録者数:98人	登録者数:68人	高齢者ごとにアセスメントを行うことで、高齢者個々の状況に対応することができた。	(プランの取組みから削除) 当該事業は、令和2年度末をもって終了することを政策決定している。また、健康づくりを推進する側面は有するが、男女共同参画プランに基づく取組みにはなじまないため、令和3年(2021年)に策定予定の調整計画から削除する。	
262	会食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター 保健福祉課)	ひとりぐらし高齢者等へ、協力員が調理した食事を地区会館等で提供	登録者数:619人	登録者数:522人	協力員が調理した食事を、地域の皆と会食することで、社会参加や地域交流の機会が確保できた。	(プランの取組みから削除) 当該事業は、健康づくりの推進に資する要素は有するが、男女共同参画プラン基本目標 課題10に基づく取組みにはなじまないため、令和3年(2021年)に策定予定の調整計画から削除する。	
263	介護予防に関する普及・啓発、介護予防講座の実施	介護予防・地域支援課	フレイル(虚弱)予防に運動・食・認知機能・社会参加が重要であることを講演会や介護予防普及啓発講座を通して普及啓発した。また、高齢者自身による介護予防の取り組みを支援する介護予防手帳を発行し、配布した。			フレイル予防の必要性の周知が図れた。また介護予防手帳の発行により取り組みの記録や支援者との共有に活用するなどにより自助の取り組み意識を高めることができた。	引き続き、講演会や講座の実施により介護予防や社会参加の重要性について普及啓発を図っていく。	
264	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)もの忘れ相談	介護予防・地域支援課	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう「もの忘れ相談窓口」の設置及び認知症専門相談員の配置をし、感染予防策を徹底したうえで、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等で対応した。			「もの忘れ相談窓口」の相談件数のうち継続相談は近年増加傾向にあり、コロナ禍でも多くの相談が寄せられ、支援が必要な方への早期対応・早期支援を図ることができた。	「もの忘れ相談窓口」のさらなる周知及び相談を受ける職員の質の向上を図る。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
265	世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み	世田谷保健所健康企画課	区と官民連携実績がある企業と連携し、経営力向上セミナーとして同企業が開催する中小企業向け健康経営に関するオンラインセミナーに協力し、世田谷区地域・職域連携推進連絡会委員へ周知を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会:1回 ・作業部会:1回 ・経営力向上セミナー:1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け健康経営ライブオンセミナーの周知 連絡会、作業部会、経営力向上セミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響により休止 ・関係機関からの意見等を参考に令和2年3月に作成した、区民の健康状況を経年的データから分析した「データでみるせたがやの健康2019」を世田谷区地域・職域連携推進連絡会委員へ配付 	新型コロナウイルス感染症の影響により、連絡会、作業部会、経営力向上セミナーは休止となったが、世田谷区地域・職域連携推進連絡会委員へ中小企業向け健康経営ライブオンセミナーの周知を行うことで、中小企業等への啓発強化を図ることができた。	コロナ禍を経て区民の健康づくりに対する意識などの変化が予想されることから、「新しい生活様式」を踏まえた区民の継続的な健康管理を支援するための環境整備について、世田谷区地域・職域連携推進連絡会委員の意見等を踏まえ、検討を進めていく。	
266	成人健診	世田谷保健所健康企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・特定及び長寿健診対象者への詳細な健診項目等の実施。 ・生活保護受給者等への成人健診の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・83,190件 ・1,627件(確定値) 	<ul style="list-style-type: none"> ・52,052件 ・1,197件(令和3年4月現在) 	生活保護受給者等への成人健診の実施については、生活支援課と連携し、DV被害者など住民登録のない方に対しても案内を送付し、受診の勧奨を行った。また、生活保護法の改正に伴い、生活福祉課が「被保護者健康管理支援事業」のひとつとして令和3年度から実施する成人健診の受診勧奨について、成人健診の実施所管として調整を行った。	継続実施	
267	がん検診(肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん)及び胃がんリスク(ABC)検査	世田谷保健所健康企画課 (各総合支所健康づくり課) (世田谷区保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・胃がんリスク(ABC)検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・10,689件 ・55,245件 ・50,264件 ・29,396件 ・19,576件 ・7,399件(確定値) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4,698件 ・33,843件 ・32,241件 ・20,893件 ・13,115件 ・5,071件(令和3年4月現在) 	女性特有のがんのうち、死亡率減少効果が科学的に証明されている子宮がん、乳がん検診を実施して、性差を考慮した支援を行うことができた。また、子宮がん・乳がん検診について、正しい受診機会の提供と、がん検診による科学的根拠に基づいた不利益の減少を図るため、令和3年度から受診年齢要件を国の指針に合わせるための準備を行った。	継続実施(子宮がん・乳がんについては令和3年度より国の指針に合わせた受診年齢要件で実施)	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
268	がん相談コーナー	世田谷保健所健康企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・対面相談(第2・4土曜日) ・電話相談(第1~4木曜日(うち第1・3週看護師による専門相談、第2・4週がん体験者によるピア相談)) ・一次相談(平日 午前9時から午後5時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・27件(就労相談8件含む) ・23件(うち専門相談10件、ピア相談13件) ・ - 	<ul style="list-style-type: none"> ・21件(就労相談5件含む) ・46件(うち専門相談41件、ピア相談5件) ・34件 	令和2年度より、区立保健センターにおける午前9時から午後5時までの一次相談、既存の電話相談の1時間拡大、三茶おしごとカフェでの就労相談を新たに実施し、より一層、がんに関連した家族の介護を行う方や、治療と就労の両立に不安を抱える方の相談に対応できた。	令和3年度は、中央図書館において、がんに関する展示本コーナーの開設と併せて対面相談を実施することで、より一層利用しやす相談体制の構築を図る。	
269	エイズや性感染症の抗体検査・相談対応	世田谷保健所感染症対策課	<ul style="list-style-type: none"> 予約不要、匿名、無料でHIV相談を実施 ・電話相談 ・来所相談 ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・12件 ・0件 ・1049件 ・延43人(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4件 ・2件 ・0件 ・0件(検査事業を1年間中止) 		相談事業は継続実施。検査事業は開催方法を変更し再開する。	
270	せたがや元気体操リーダー養成	世田谷保健所健康企画課	講座終了後のフォローのために、登録リーダー対象にスキルアップ講座・交流会を開催した。また実際の現場での指導状況を把握しアドバイスを指導実習を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座開催10名を認定 登録リーダー:69名 スキルアップ講座・交流会:各6回 指導実習:29名 	<ul style="list-style-type: none"> 登録リーダー:65名 スキルアップ講座・交流会:6回 指導実習:9名 各年で養成講座と上級養成講座を開催し、令和2年度は上級養成講座を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度に延期 	新型コロナウイルス感染症の影響により、「元気体操リーダー」派遣の活動が休止となったが、スキルアップ講座・交流会の内容を精査し、感染症対策を講じたうえで実施することで、リーダーとしての士気の維持につなげることができた。	派遣先(自主団体)のニーズに合わせた講座運営を継続し、リーダーを安定的に派遣できる体制を維持する。	
271	食育講座等の食育事業の普及・啓発	世田谷保健所健康推進課(各総合支所健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> 区民の健康づくりを支援するため、区民、大学、区内事業者等と協働した食育を推進した。 ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 ・地域における共食を通じた食育推進事業 ・「おいしい適塩等の食体験ができる講座」等による適塩等の普及啓発 ・大学生食育プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・延79名(年2回) ・延711名(年15回) ・延3,487名(年158回) ・延79名(年2回×2大学で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した事業 ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 ・地域における共食を通じた食育推進事業 ・大学生食育プロジェクト ・「おいしい適塩等の食体験ができる講座」等による適塩等の普及啓発は、フードモデル等の展示による普及啓発で実施した。延255名(年21回) 	食育体験をすることにより、自分や、家族の健康づくりのために、食の大切さを実感し、実践に結びつく取組みが実施できた。	試食等体験ではない実施方法を検討する。行政だけでなく、地域の関係機関、施設等と連携した取組みを働きかけていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
272	学校を中心とした食育推進事業の普及・啓発、健康教育推進研修の実施	教育指導課	世田谷3快プログラム研修において、食育リーダー・保健主任の役割や食育・がん教育の推進の講義・実践発表等を実施	4回	90校全校に啓発がん教育講演会:14回	食育の推進や健康教育を実践していくための資質・能力の向上を図ることができた。	引き続き継続的に実施する。	

施策 こころの健康対策

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
273	相談体制の充実	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	<p>子どもから大人までのこころの健康に関して、保健師による電話・面接・訪問等での相談を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神関連保健師訪問 <p>精神科医・保健師によるこころの健康相談を実施(予約制)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談 ・依存症相談 <p>世田谷保健所の「多職種チーム」が保健福祉センター保健師と連携し、困難ケースに対応(R1.6月「多職種チームによる訪問支援事業」開始)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談員による訪問支援 ・措置入院者退院後支援計画策定(令和3年度拡充事業) ・グリーンサポート事業 ・夜間・休日等こころの電話相談事業(令和2年度新規事業) 	<p>保健師訪問 5支所 実数 1,404人、 延数 3,479人</p> <p>こころの健康相談 5支所 全101回 利用者実数 269人、 延数 281人</p> <p>多職種チーム訪問支援 実数 34人、 延数 236人</p>	<p>保健師訪問 (健康づくり課・健康推進課) 実数 1017件、 延数 2506件</p> <p>相談事業 全100回 利用者実数 186件、 延数 189件</p> <p>依存症相談 全38回 利用者実数 58件、 延数 58件</p> <p>多職種チーム訪問支援 実数 35件、 延数 306件</p> <p>相談・電話等 実数 26件、 延数 161件</p> <p>関係機関連絡 1,153件 退院後計画策定 7件</p> <p>グリーンサポート 個別相談 40件 電話相談 69件</p> <p>夜間休日電話相談 延 2,522件</p>	<p>令和2年度より夜間・休日におけるこころの電話相談事業を開始し、さらに支援が必要な区民が総合支所保健福祉センターの保健師等へつなげる体制を整え、区民の相談の機会を拡充した。</p> <p>支援によって、精神疾患の発症予防・再燃予防・社会復帰に関して、生活の改善や、病気や障害があっても安心して地域生活が継続できることにつながっている。</p> <p>措置入院者退院後支援の開始によって、入院をきっかけに、新たな支援開始の機会となっている。</p> <p>グリーンサポート事業では、コロナ禍による区民の不安に対応するため電話相談を月2回から3回に増やした。</p> <p>・夜間休日電話相談では、専門相談員とともに活動できるピア相談員の養成も行い事業の拡大を目指している。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式やコミュニケーション手段等の変化により、区民の相談に対する敷居を低くし、早期に相談につながれるよう、多様な相談窓口の周知や相談することの啓発に取り組む。</p>	
274	思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題について、児童思春期精神科医・保健師による思春期こころの相談を実施。	<p>実施回数: 5支所 全58回、 利用者実数 79人、 延数 92人</p>	<p>実施回数: 5支所 全56回 参加者 116人</p>	思春期に起こりやすいこころの問題について専門医による見立てや、対応方法の助言、および医療機関・社会資源紹介のニーズがあるため必要である。	継続実施予定	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
275	こころの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	全 101 回 利用者実数 269 人 延数 281 人	全 100 回 利用者実数 298 人 延数 305 人	こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。	継続実施予定	
276	EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時に EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況把握。必要時継続支援。	乳児期家庭訪問からの継続支援 実数 3,313 人 継続支援率 50.0%	乳児期家庭訪問からの継続支援実施。	母親の記入した質問票をもとに面接し、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握。必要時早期介入・支援ができています。	継続実施予定	再掲 (課題5施策)
277	依存症相談(アルコール等)	世田谷・烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	依存症に関連する問題の明確化と対応の理解を進め、健康回復・社会復帰を図るために、医師等による専門相談(個別相談・家族講座)を予約制で実施 保健師の相談は随時実施	実人数 55 人、延 63 人(2 支所、年 18~24 回) 同日に家族講座を実施 実人数 25 人(延 92 人)(全 24 回)	実人数 20 人 延 20 人(15 回) 同日に家族講座を実施 実人数 5 人(延 12 人)(8 回)	依存症に関連する問題の明確化と対応の助言、医療機関、社会資源の紹介等を実施した。家族講座では対応についての講義やグループワークを実施。	継続実施予定。状況により家族教室に託児の活用を検討。	
278	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第 81 号(7 月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各 4,200 部 (年 2 回)	4,200 部 (年 1 回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣言など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
279	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政 PR コーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。	再掲 (課題8施策)
280	「らぶらす」情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通(年 24 回)	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
281	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(739 冊を新たに収集) ・年 6 回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナ感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
282	女性のためのところと身体 の健康講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 女性のためのニットカフェ(年6回予定していたが、感染症大防止のため5月を中止し、定員を1/2減で実施) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」(年4回予定していたが、感染拡大防止のため5月を中止し、オンラインで実施) 「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」特別編(講座) 区民企画協働事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・延61人(年3回) ・延92人(年5回) ・令和元年3月1日～3月31日 ・延24人(年4回) ・22人 ・延61人(3回連続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・- ・延44人(年5回) ・令和3年3月2日～3月31日 ・延8人(年3回) ・24人(年2回) ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座事業は中止となった。 ・それ以外の事業では、ところと身体 の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。 ・女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。 	講座事業としての実施は見送られた。居場所事業は継続して実施する。	男女共同参画センター事業
283	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)もの忘れ相談	介護予防・地域支援課	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう「もの忘れ相談窓口」の設置及び認知症専門相談員の配置をし、感染予防策を徹底したうえで、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等で対応した。			「もの忘れ相談窓口」の相談件数のうち継続相談は近年増加傾向にあり、コロナ禍でも多くの相談が寄せられ、支援が必要な方への早期対応・早期支援を図ることができた。	「もの忘れ相談窓口」のさらなる周知及び相談を受ける職員の質の向上を図る。	再掲(課題10施策)
284	事業者や医療関係者と連携した普及・啓発	世田谷保健所健康推進課(各総合支所健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において、健康せたがやプランのネットワークや、家族会、当事者グループ、学校などとの連携によって講演会や健康教育を実施した。 ・毎年医療従事者対象のゲートキーパー講座は、薬剤師会と共催、医師会後援で開催している。 また、自殺対策協議会およびその部会や、グリーフサポート検討会、思春期青年期精神保健部会、精神障害者支援連絡協議会等の委員である、学識経験者、東京都、医療機関、障害者団体、支援機関の関係者からの意見を元に普及啓発事業に反映させた。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精神保健ネットワーク 33回452人 ・依存症家族講座(教室) 24回92人 ・ゲートキーパー講座(医療従事者対象) 参加者43人 その他講演会実績・数値についてはNo.284以降の値に準ずる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行部会 3回131人 ・ピア相談員養成講座 5回149人 ・地域精神保健ネットワーク 9回55人 ・依存症家族教室 14回39人 ・ゲートキーパー講座(医療従事者対象) オンライン開催 参加者89人 ・新型コロナに対応した新しい生活様式の中でできるメンタルケア情報提供 ところと体の整え方動画配信 11,270アクセス 「ところコンディショナー」;リンク ワークブック;ホームページに掲載 	ところの健康づくりに関する啓発活動を、関係機関に向けてあるいは関係機関とともに実施することで、区民のところの健康づくり理解の促進とともに、ネットワークの構築につながった。 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策により通常行う講座や連絡会等の開催が困難な時期があった。 ・在宅時間の延長によるストレス対処のための情報提供に1万件を超えるアクセスがあり、効果が得られた。 	継続して実施していく。また、令和3年度に向けて、ところの健康づくりの効果的な普及啓発について検討を行い、一部の普及啓発事業を令和2年4月に開設した区立保健センターに移行する準備を行う。地域のネットワークと連携した、ところの健康づくりや講演会は引き続き実施する。保健センターでの啓発事業については、コロナの影響により、準備が十分ではないため移行支援を継続している。今後は保健センターと区が協議しながら、区の普及啓発事業の展開につなげる。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
285	こころの健康づくりに関する講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	精神保健講演会の開催 (精神疾患の理解、思春期のこころの理解、自殺予防対策、アルコールや薬物など依存症に関することなど)	年 20 回 参加者延 1,150 人	健康づくり課における区民向けの講座開催は中止 ・依存症セミナー 2 回 91 人 ・区民会議 本会議 2 回 21 人 ここからカフェ 15 回 201 人 ・グリーフサポート連続講座 3 回 303 人 ・WEB による動画配信講座 11,270 アクセス(再掲)	新型コロナ感染症により、中止となった講座が多かったが、オンラインによる動画配信や、講座を開催も実施し、新たな手法での展開を図ることができた。アンケート等からの参加者の講演会に対する満足度も高かった。	保健センターが全区民を対象とした講座を、健康づくり課は地域のネットワークを生かした講座を実施していく。保健センターと区が協議しながら、効果的なこころの健康づくりに関する講座を開催していく。	
286	世田谷区自殺対策協議会の開催	世田谷保健所健康推進課	医療機関・医師会・薬剤師会・警察署・消防署・鉄道会社・支援機関・相談機関・家族会等と自殺対策についての協議を実施した。 令和元年 10 月に「自殺対策基本方針」を策定した。 ・自殺対策協議会 ・庁内自殺対策連絡会およびグリーフサポート事業連絡会 ・ゲートキーパー講座 ・中学生向け啓発冊子配布	・参加者延 62 人 ・5,604 部	・自殺対策協議会 1 回(書面開催) 自殺対策推進部会 0 回 自殺未遂者支援部会 1 回(書面) 庁内連絡会 1 回(書面) ・一般向けリーフレット配布 580 部 中学生向け冊子配布 5875 部 ・職員向け自殺予防セルフチェック 回答者 2144 人 ・「こころの体温計」78045 件 ・自殺対策として、WEB による動画配信講座 11,270 アクセス(再掲)	自殺は追い込まれた末の死であり、誰にでも起こりうるこころの危機として、単に精神保健上の問題だけではないと、啓発等を実施してきた。今後も自殺予防、自殺対策は区の様々な所管課が関連するものと位置づけて、裾野を拡大していく。	継続実施。 令和元年 10 月に世田谷区自殺対策基本方針を策定し、引き続き、協議会においても、区の体制整備を進める。	
287	こころスペース (思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	22 件(全 12 回)	・ 14 人(6 回)	平日の午前、午後、夕方と時間帯を変えて実施した。令和2年度は新型コロナ感染症の拡大防止対策として、6 回に減らして開催した。敷居の低い相談として機能し、継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。	学校へちらしを配布時は一時的に相談者が増加するため、効果的に配布する。さらに、HP やツイッター等で相談の周知の充実を図っていく。	
288	思春期青年期精神保健部会の開催	世田谷保健所健康推進課 (学校健康推進課)	世田谷区子ども・若者支援協議会の実務者会議として、また思春期・青年期の世代のこころの健康づくりについて協議する場として開催	年 2 回	部会の開催 2 回(書面開催) 事例検討会の開催なし ・支援ガイド(支援者向け相談窓口の一覧)の配布 8100 部	学校健康推進課と共同事務局として運営することで、教育と保健医療分野での相互理解と課題の認識が図られた。	継続実施	

施策 母子の健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
289	低所得世帯への出産費補助	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭課	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談を実施	23件	18件	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、女性の生き方に応じた妊娠・出産に関わる選択を尊重し、支援する体制の充実が図られた。	継続実施。今後も経済的理由により、子を産み育てることに関わる権利が損なわれないように努める。	
290	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児(主に0歳、1~2歳)のひろばに栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施。歯科児童館支援10回153組。	歯科児童館支援66回1,407組	管内児童館6館15回178組参加	参加者同士の交流、育児の困りことなどの対処法の共有の場となっている。	継続実施予定	再掲(課題5施策)
291	食生活・歯科相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期・乳幼児期の食生活や歯と口の健康についての個別相談を実施 ・食生活相談 ・すくすく歯科相談 ・歯科予防処置 ・歯みがき準備教室	・2,749件 ・2,946件 ・2,433件 ・1,407件	歯みがき準備教室は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、実施なし ・3,016件 ・1,693件 ・905件 ・0件	妊娠期や乳幼児の食事の相談を通じて、生活習慣病などの疾病予防につなげている。また、保護者がむし歯のリスクを理解し、歯に良い生活習慣を身に付ける機会を提供している。	継続実施	
292	親子の心身の健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	・妊娠期面接等のネウボラ・チームによる関わりを通して、妊娠期からの情報も乳児期家庭訪問に活かしている ・訪問後は必要時地区担当保健師の支援を実施 ・乳幼児健診等の医師の診察後、本人の希望や必要な方に保健師、心理士、栄養士の個別相談			乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。	継続実施予定	
293	離乳食講習会、4か月、1歳6か月、3歳児健診及び両親学級等の機会での食に関する啓発	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊婦や乳幼児の食生活に関する知識の普及および妊婦とパートナーを対象として、家族の食生活を見直すきっかけとなる生活習慣病予防についての啓発を行う。 前期離乳食講習会 後期離乳食講習会 4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 両親学級	新型コロナウイルス感染拡大防止のための通常の開催回数よりも減となっている。 66回 26回 136回 96回 104回 55回	新型コロナウイルス感染拡大防止のための通常の開催回数よりも減となっている。 6回 0回 132回 98回 127回 0回	離乳食講習会や各種健診など、様々な機会を通じて、妊婦とそのパートナー、乳幼児の保護者に、食に関する正しい知識を提供することができた。新型コロナウイルス感染拡大予防のための健診等中止の間は電話相談を行った。	継続実施	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
294	非課税世帯への保健指導票の交付	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	経済的理由により医療機関での保健指導を受けたい妊婦および乳幼児に対し、診察および検査等必要な保健指導を受けられるよう交付	260件	11件 (妊産婦1件、乳児1件)	経済的な負担軽減をはかり、診察及び検査等、必要な保健指導の機会を提供することで、妊婦及び乳幼児の健康な発育・発達につなげることができた。	継続実施	
295	児童館事業での食育推進	児童課	全児童館において「食育」をテーマに年間事業計画を策定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために飲食を伴う事業の多くを中止とせざるを得なかった。	全児童館 25館	全児童館 25館	総合支所健康づくり課と連携し、乳幼児の親向けに栄養相談事業を実施するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を進めながら、可能な範囲で事業を実施した。	継続実施	
296	世田谷版ネウボラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	子ども家庭課 世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期面接数 ・母子保健コーディネーター ・子育て応援相談員 ・地域子育て支援コーディネーター(ひろば型) ・せたがや子育て利用券登録事業者 ・ネウボラ・チームによる医療機関への訪問や情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・6,581件 ・18名 ・13名 ・6か所 ・230事業者 (区内:142事業者、 区外:88事業者) ・24か所 (世田谷版ネウボラ推進協議会 ・4回開催(令和元年度まで開催)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,688件 ・19名 ・13名 ・6か所 ・260事業者 (区内:165事業者、 区外:95事業者) ・25か所 (新型コロナウイルス感染症の影響により、電話による情報交換と連携の確認を実施した。) 	せたがや子育て利用券への事業参加を地域の子育て活動団体等へ呼びかけを行うことで、区内の登録事業者数が増え、地域で子育てを支える環境を充実させることができた。 地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーター(ひろば型))を引き続き実施し、他機関等との連携強化をさらに図ることができた。 妊娠期間接については、新型コロナウイルス感染症予防対策(育児パッケージ追加配布)により面接数が増えた。妊娠期間接アンケート(毎年度実施)において、妊娠期間接は95.7%が満足と回答しており、妊娠期間接が切れ目のない支援の入り口として役割を果たすことができた。	母親学級と連動したおでかけひろばでの妊婦向け講座の実施など妊娠期間からおでかけひろば等につながる仕組みづくりの充実を図る。 妊婦や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。 新型コロナウイルスの感染状況をみながら、区、医療、地域のそれぞれの支援の担い手が機能的に連携する顔の見えるネットワーク体制の強化を図る。	再掲 (課題5施策)
297	母子健康手帳の交付	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課) (各出張所・まちづくりセンター等)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届による交付 ・その他(再交付等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,815件 ・228件 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,582件 ・195件 	世田谷区オリジナルの母子保健バッグは好評。内容の説明等窓口職員にも周知した。	継続実施	
298	妊婦健康診査	世田谷保健所健康推進課	交付件数は同上。	受診延件数 84,230件 初回受診率 93.8%	受診延件数 75,594件 初回受診率 96.4%	母胎の心身の負担を把握し、必要な支援につなげる一助として活用できた。医療機関との連携の一助とした。	継続実施	
299	妊娠高血圧症候群等医療助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成	申請 6件	申請 4件	母胎の心身の負担を把握し、必要な支援につなげる一助として活用できた。	継続実施	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
300	母親学級・両親学級の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	例年は、各総合支所で月1回ずつ計60回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、すべて中止となった。 ぶれパパママ講座(休日開催)の対面講座は感染防止対策をして継続し、さらに、新規にオンライン講座を整備して、妊婦等の受講の機会を確保した。(休日対面講座48回、オンライン講座14回実施)	・総合支所母親・両親学級 2,117人(うち男性698人、32.8%) ・ぶれパパママ講座 2,709人(うち男性1,345人、49.6%)	・総合支所母親・両親学級 0人 ・ぶれパパママ講座 2,411人(うち男性1,200人、49.8%)(対面講座1,424人、オンライン講座987人)	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。ぶれパパママ講座の対面講座に加えてオンライン講座を新規開設することでフォローしたが、対面講座の人気は依然として高い。	コロナ禍における対面講座の実施体制について、ぶれパパママ講座と併せて、検討する必要がある。	
301	乳幼児健康診査	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・3~4か月児健診 コロナ禍対応として、集団健診に加え個別健診も可能とした。 ・1歳6ヶ月児歯科健診 コロナ禍対応として、2歳3か月まで受診機関を延長した。 ・3歳児健診 コロナ禍対応として、5歳まで受診機関を延長した。 ・集団健診は緊急事態宣言時の4~6月は休止とした。 ・これらの受診率はコロナ禍ではあるが80%台を超えている。 ・経過観察健診 ・精密検査受診票を発行	・148回 ・91回 ・106回 新型コロナウイルス感染拡大により、3月の1歳6か月児歯科健診と3歳児健診を中止した。 ・60回 ・乳児279件 幼児402件	・131回 ・99回 ・127回 緊急事態宣言時の4~6月は、集団健診を休止した。 ・60回 ・乳児230件 幼児343件	コロナ禍においても、すべての子どもに対して、健康的な生活の基礎となる健康診査の機会を提供し、保護者とともに家庭養育の状況を確認と、必要な支援へのつなぎを継続した。	感染防止策を講じた乳幼児健診の継続開催。 再度新型コロナウイルスの感染拡大により健診を中止せざるを得なくても、子育て質問票の返送や電話等による発見とアプローチを継続する。	
302	不妊治療費の助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	区としては、不妊治療助成はするが、検査の助成は行わない。	・助成件数 1,270件	・助成件数 1,455件	昨年度より申請数が増加した。	新型コロナウイルス感染拡大により不妊治療の延期を余儀なくされている方に対し、東京都は令和2年度のみ次元的に年齢要件を緩和、区も東京都にならう。	
303	家庭教育学級での保護者への食育推進	生涯学習・地域学校連携課	食育に関する講座の実施	73回	5回	共通テーマに基づき、食育推進を行うことができた。 家庭教育学級で学んだ食育の知識を各家庭でも活用されることが期待される。	今後も家庭教育学級を通じて、食育の重要性について学ぶ機会を提供していく。	

施策 年代に応じた性教育の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
304	エイズ予防啓発活動	世田谷保健所感染症対策課	第2庁舎1階ロビーにて、12月1日世界エイズデーに合わせてエイズ予防啓発のロビー展を実施。 実施期間:11/24~12/4			第2庁舎ロビーに展示したことにより、普段エイズに関心のない方にも知ってもらう機会となった。啓発グッズの配布も好評で、関心の持続に寄与することができた。	継続実施。より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。	
305	学園祭やイベント会場でのキャンペーン	世田谷保健所感染症対策課	検査中止に伴いポスター掲示を取りやめた	・区内高校 38校 ・区内大学・短大 14校			学生の関心を高められるよう、内容を検討する。	
306	差別や偏見をなくすためのPR活動	世田谷保健所感染症対策課	検査中止に伴い展示、配布も実施しなかった				より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。	
307	エイズ/性感染症相談・検査の実施、充実	世田谷保健所感染症対策課	予約不要、匿名、無料でHIV相談を実施 ・電話相談 ・来所相談 ・検査実施件数 ・夜間検査	・12件 ・0件 ・1049件 ・延43人(年2回)	・4件 ・2件 ・0件 ・0件 (検査事業を1年間中止した)		開催内容や回数を検討し、再開する。	
308	学校への計画的な保健師等の派遣	世田谷保健所感染症対策課	・助産師等専門職による研修として、「いのちと性の健康教育」をテーマに要請があった中学校で実施	・1校、95人	・2校、324人	実施校の生徒からの感想文よりこのような機会を設けることの重要性を感じた。	継続実施。研修内容については各学校の意見等を踏まえて実施する。	
309	予防啓発用媒体・資材の貸し出し、配布	世田谷保健所感染症対策課	「いのちと性の健康教育」の際に参考資料として配布した。 ・区立中学校 ・私立・国立中学校 ・私立・都立・国立高校	・3,575部 ・22校 1,980部 ・38校 290部	・2校、324人 ・ - ・ -	エイズも含めた感染症全般の予防啓発について、生徒向けにわかりやすい表現にした冊子を作成し、普及啓発を行うことができた。	継続実施。内容については、適宜見直しに努める。	
310	性教育の推進	教育指導課	体育・保健体育の年間指導計画において、計画的に実施		各校で実施	体の発育・発達について、思春期の体の変化などについて、理解を深めることができた。	平成31年3月に東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を活用した授業実践を行っていく。	

課題 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策 ひとり親家庭への相談・情報提供の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
311	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,465 件	2,290 件	家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。	継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法的な問題についての助言指導を実施する。	再掲 (課題7施策)
312	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会)(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月は中止、その後は、オンラインで実施) ・シングルマザー応援フェスタ(相談会、情報提供等) (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談に特化したカタチでフェスタを実施した。相談は、対面とオンラインを選択制としたところ、4人がオンラインを希望した。加えて、シンママの置かれている状況から、スーツ・フードのプレゼントコーナーを併設した。スーツ・フードは希望者は予定数を超えたため、3/8～3/14に追加配布を行った) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延29人(年5回) 台風による休館のため10月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・延13人(年5回) ・延べ95人 (個別相談20人、 スーツコーナー32人、 フードコーナー43人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会)は、対象者の生活状況から、オンラインで実施した。 ・シングルマザー応援フェスタは、らぶらすのイベント事業が全面中止となる中、相談に特化したカタチで実施することができた。相談は、対面とオンラインを選択制としたところ、4人がオンラインを希望した。 ・貧困度が上がっていると言われるシンママの困難な状況から、スーツ・フードのプレゼントコーナーを設けた。スーツ・フードの希望者は予定数を超えた希望があったため、3/8～3/14に追加配布を行い、スーツコーナー32人、フードコーナー43人に提供することができた。 ・プレゼントの物品には、区民団体ぐるくるひろば、ぶらっとホーム世田谷に協力いただいた。 	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業・就業時間の時短など、生活面でかなり苦しい状況におかれているシングルマザーを継続して支援する事業を実施する。	男女共同参画センター事業
313	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ ほか 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	各4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
314	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。	再掲 (課題8施策)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
315	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通(年24回)	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年3回) ・1,400部 ・ - ・月平均30回投稿 ・月平均7回投稿 ・550通(年24回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
316	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。 らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった、選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
317	シングルマザーのための居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会)(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月は中止、その後は、オンラインで実施) ・シングルマザー応援フェスタ(相談会、情報提供等) (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談に特化したカタチでフェスタを実施した。相談は、対面とオンラインを選択制としたところ、4人がオンラインを希望した。加えて、シンママの置かれている状況から、スーツ・フードのプレゼントコーナーを併設した。スーツ・フードは希望者は予定数を超えたため、3/8～3/14に追加配布を行った)	・延29人(年5回) 台風による休館のため10月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止	・延13人(年5回) ・延べ95人(個別相談20人、スーツコーナー32人、フードコーナー43人)	シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業・就業時間の時短など、生活面でかなり苦しい状況におかれているシングルマザーを継続して支援する事業を実施する。	男女共同参画センター事業
318	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,944件 ・67件	・2,286件 ・35件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	再掲 (課題7施策)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
319	養育費相談会	子ども家庭課 人権・男女共同 参画担当課	離婚を考えている方やひとり親等を対象に、養育費に関する周知啓発の講義を含めた個別相談会を実施した。	41名(年6回)	30名(年7回)	各総合支所の家庭相談員が個別相談を実施し、相談会からさらに各地域で実施している家庭相談へつなげることが出来た。	民間事業者とも連携しながら、引き続き、区民への広報活動を行い、事業の周知を行う。また、人権・男女共同参画担当課とも連携を図り、広く周知を行う。	

施策 ひとり親家庭の親への就労支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
320	母子・父子自立支援プログラム	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	母子・父子自立支援プログラム策定員と母子・父子自立支援員が、自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携しながら就業支援を実施	・相談件数 17件 ・プログラム策定件数 8件	・相談件数 23件 ・プログラム策定件数 8件	ひとり親家庭の個々の状況に寄り添いながら、経済的自立に向けて、ハローワークと連携を図りながら就業支援を行った。	引き続き、関係機関と連携を図りながら、自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の就業を支援する。	
321	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	就業に必要な教育訓練講座を受講した場合に、経費の一部を支給	4件	11件	29年度の制度の一部改正において、雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給をうけることができる方も本事業の支給対象になったこと等から、給付件数が増加したと思われる。	引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。	
322	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	就業に有利な資格取得を促進し、生活の負担軽減を図るため、受講期間の一定期間について支給	20件	27件	元年度と比較して支給者数が増加した。区報等で事業周知を図りながら、就業に有利な資格取得を促進し、ひとり親家庭の生活の負担軽減のため、給付金を支給した。	引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。	
323	ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給	0件	0件	チラシ・区報・Twitter等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった	引き続き区民への周知を行い、実績につなげる。	

施策 ひとり親家庭への生活支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
324	児童扶養手当	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。			家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。	特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少ないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。	
325	児童育成手当	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。			家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。	特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少ないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。	
326	ひとり親家庭等医療費助成	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。			家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。	特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少ないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。	
327	母子及び父子福祉資金等貸付	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課(生活福祉課)	経済的に困窮するひとり親家庭への支援を行った。	269件		ひとり親家庭の父母が扶養している児童の就学支度資金や修学資金を中心に支援を行なうとともに、父母の技能修得や住居確保等に資金融資を行った。このことで、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援し、扶養している児童の福祉を増進することが出来た。	継続実施。ひとり親世帯のうち経済的に困窮している世帯を支援することで、世帯の経済的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことができることから、今後も支援の充実に努める。	
328	母子生活支援施設入所	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	関係機関と連携しながら、区内にある母子生活支援施設3施設で、ひとり親の支援を実施した。	15人(3施設)	18人(3施設)	関係機関との情報共有・連携を図りながら、各母子生活支援施設においてひとり親の母が自立に向けた支援を実施することができた。	関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続きひとり親の母への支援の充実が図れるように母子生活支援施設の活用による支援を実施する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
329	ひとり親等家事援助ホームヘルパーの訪問	児童相談支援課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	小学3年生以下の児童を扶養する日常生活の自立が困難なひとり親家庭を対象 ・延利用時間数 ・利用回数 ・利用実世帯	・3,503時間(内訳:時間内 1,107時間、時間外 2,396時間) ・1,172回 ・37世帯	・1,767時間(内訳:時間内 483時間、時間外 1,284時間) ・708回 ・16世帯	日常生活において児童の養育に支障が生じている家庭にホームヘルパーが一定期間訪問することで、家庭の自立及び児童の健全な育成を支援することができた。	引き続き、家庭の自立及び児童の健全な育成を支援するとともに、多様なニーズに応えられるよう事業者の安定的な確保に努める。	
330	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	子ども家庭課	学習習慣の定着と苦手科目の克服をめざし学習支援を実施 ・登録生徒数計 ・参加生徒累計 ・参加ボランティア累計	・89名 ・899名 ・831名	・83名 ・600名 ・547名	関係機関との情報共有・連携を図りながら子どもたちの個々のペース、課題解決に向けて寄り添った学習支援を実施することができた。また新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけオンライン学習の導入や、進学相談等の支援を強化した。	関係機関との連携を図りながら、引き続きひとり親家庭等の子どもたちの学習習慣の定着や苦手科目等の克服を目指す。新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活困窮が深刻化する中、参加希望者に迅速かつ柔軟に対応する。	

施策 ひとり親家庭の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
331	ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給	0件	0件	チラシ・区報・Twitter等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった	引き続き区民への周知を行い、実績につなげる。	再掲 (課題 11 施策)
332	教育相談	教育相談・支援課	・教育相談室:心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。 また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。 ・区立小中学校:スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。	・教育相談回数:15,404回 ・学校支援件数:1,581件 ・スクールカウンセラー相談回数:85,276回	・教育相談回数:13,464回 ・学校支援件数:1,546件 ・スクールカウンセラー相談回数:74,831回	心理教育相談員、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組むことができた。	複雑化・多様化する相談内容に対して各機関が連携し適切な支援につなげるため、引き続き学校内外の教育相談体制の充実に取り組んでいく。	

課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策 就労・災害時における性的マイノリティへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
333	地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ	災害対策課	平成 29 年度に取組み終了				令和3年修正予定の地域防災計画において、より充実した多様性に配慮した女性の視点の取組みを反映していく。	
334	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいるひろば電話相談 ・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいるひろば交流スペース (4月・5月は、感染拡大防止のため中止となった。6月～8月はオンラインで実施したが、参加者が集まらず、9月からは会場で実施したところ、参加者が集まり始めた)	・電話相談 92件(年47回) ・交流スペース 34人(年9回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、2月、3月は中止	・電話相談 131件(年47回) ・交流スペース 21人(年10回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止	・当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。	・継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。	男女共同参画センター事業
335	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和2年度は事前予約、定期相談を合わせて371名の相談があった。うち女性の相談が185名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、解雇、雇用・退職、賃金等の未払いなどが多かった。	343名 (うち女性 230名)	371名 (うち女性 185名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったの、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。コロナウイルス感染症対策の影響で事前予約相談・事業所訪問相談は休止していたが、相談件数は前年より増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にも利用してもらえるように努める。	再掲 (課題1施策)

施策 性的マイノリティへの理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
336	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。	再掲 (課題8施策)
337	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和2年度の発行内容 ・第81号(7月発行) 内容:巻頭インタビュー(小島慶子氏)コロナに負けない家族と社会をつくる～男女共同参画で次のステージへ～ほか	各 4,200部 (年2回)	4,200部 (年1回) 下半期の発行は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
338	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。男女共同参画の理解促進を図ることができた。展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲(課題1施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
339	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通(年 24 回)	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP 及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題 1 施策) 男女共同参画センター事業
340	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・セクシュアル・マイノリティフォーラム(コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	・延 446 人		中止のため、評価の記載はなし	・令和3年度は、令和2年度に実施できなかったセクシュアル・マイノリティフォーラムを実施する。 ・区民に向けて、セクシュアル・マイノリティ理解促進のための講座等を実施する。	男女共同参画センター事業

施策 同性パートナーシップに関する取組み

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
341	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組み	人権・男女共同参画担当課	同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、同性カップルの気持ちを区が受け止め、区長名の宣誓書受領証を交付	令和元年度: 30 件 (平成 27 年度: 25 件、平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 19 件、平成 30 年度: 20 件)	令和2年度: 28 件 (平成 27 年度: 25 件、平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 19 件、平成 30 年度: 20 件、令和元年度 30 件)	令和元年度より、希望する方に小型受領の交付を開始したことで、制度の利便性を向上することができた。 また、パートナーシップ宣誓の取組みを継続して実施することで、当事者の気持ちを受け止めると同時に、広く区民へもLGBTに関する理解促進を図ることができた。	ファミリーシップ宣誓の検討を始め、制度の見直しを検討する。	
342	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ	人権・男女共同参画担当課	条例PRリーフレットの配布や、男女共同参画情報紙「らぶらす」での記事掲載、掲載区政 PR コーナーでの掲示など、性的マイノリティに対する理解や支援を呼びかけた。	条例PRリーフレットの配布により関係所管に性的マイノリティ支援を呼びかけ 発行部数: 7,000 部	条例PRリーフレットの配布により関係所管に性的マイノリティ支援を呼びかけ 発行部数: 5,000 部	パートナーシップ宣誓の取組みについて継続して情報発信することで、広く理解促進を図ることができた。	都内市区同性パートナー導入自治体ネットワークづくりを目指し、他自治体との話し合いを進めてきた。話し合いを継続し、自治体間の連携を図っていく。性的マイノリティ理解促進のためのリーフレットづくりに取り組んだ。令和3年度は広く配布・啓発を進めていく。	
343	住まいの確保の支援	住宅管理課	区営、区立住宅募集において、同性者を入居資格対象者としている。			相談及び申込みに適正に対応する。	今後の募集においても引き続き、本制度を継続するとともに、じゅうフォーメーション等を活用し、区民への周知を図る。	

施策 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
344	こころの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	全 101 回 利用者実数 269 人 延数 281 人	全 100 回 利用者実数 298 人 延数 305 人	こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。	継続実施予定	再掲 (課題 10 施策)
345	思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題について、児童思春期精神科医・保健師による思春期こころの相談を実施。	実施回数:5 支所 全 58 回、 利用者実数 79 人、 延数 92 人	実施回数: 5 支所 全 56 回 参加者 116 人	思春期に起こりやすいこころの問題について専門医による見立てや、対応方法の助言、および医療機関・社会資源紹介のニーズがあるため必要である。	継続実施予定	再掲 (課題 10 施策)
346	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談 ・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば交流スペース (4月・5月は、感染拡大防止のため中止となった。6月～8月はオンラインで実施したが、参加者が集まらず、9月からは会場で実施したところ、参加者が集まり始めた)	・電話相談 92 件(年 47 回) ・交流スペース 34 人(年 9 回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、2月、3月は中止	・電話相談 131 件(年 47 回) ・交流スペース 21 人(年 10 回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止	・当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。	・継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。	再掲 (課題 12 施策) 男女共同参画センター事業
347	こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	22 件(全 12 回)	・ 14 人(6 回)	平日の午前、午後、夕方と時間帯を変えて実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、6回に減らして開催した。敷居の低い相談として機能し、継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。	学校へちらしを配布時は一時的に相談者が増加するため、効果的に配布する。さらに、HP やツイッター等で相談の周知の充実を図っていく。	再掲 (課題 10 施策)
348	教育相談	教育相談・支援課	・教育相談室:心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。 また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。 ・区立小中学校:スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。	・教育相談回数:15,404 回 ・学校支援件数:1,581 件 ・スクールカウンセラー相談回数:85,276 回	・教育相談回数:13,464 回 ・学校支援件数:1,546 件 ・スクールカウンセラー相談回数:74,831 回	心理教育相談員、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組むことができた。	複雑化・多様化する相談内容に対して各機関が連携し適切な支援につなげるため、引き続き学校内外の教育相談体制の充実に取り組んでいく。	再掲 (課題 11 施策)

施策 区職員・教育分野等における理解促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
349	介護職員研修による理解促進	保健医療福祉推進課	・世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、「職員による高齢者・障害者虐待と職員が受ける「ハラスメント」の防止」研修を実施した。 ・受講者に、「性的マイノリティの理解」等の資料により「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」等について周知を図った。(Web研修)	・4研修 約160名 ・研修受講者 23名	・Web研修 研修受講者 172名 ・視聴回数 1008回	性的マイノリティ等多様性を認め合い人権が尊重される社会について理解し、日頃の業務に活かすことができるよう研修を実施することができた。	世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、性的マイノリティに関する内容も包括した研修を実施する等、理解促進に努めていく。	
350	職員に対する研修の実施	世田谷保健所健康推進課 人権・男女共同参画担当課	性的マイノリティ理解促進研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、令和2年度は中止。 自殺対策実務者連絡会を、研修担当課との共催「自殺予防普及啓発」研修に変更し、性的マイノリティーやDVの問題を含む区民の困りごとの気づきを促し、必要な支援につなぐための職員育成を実施している。	性的マイノリティー研修 109人 実務担当者連絡会 50人	性的マイノリティ理解促進研修 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、令和2年度は中止 ・実務担当者連絡会は職員向け自殺予防セルフチェックに変更して実施 回答者 2144人	毎年繰り返し職員に研修を実施することで、一人ひとりの理解を促進するとともに、所属での伝達により職場の多様な性へ配慮し支援する体制づくりの継続につながった。令和元年10月策定の自殺対策基本方針の施策に性的マイノリティーも謳ったことで、職員周知の機会が広がった。コロナ対応のため形を変えて実施したことで、これまで自殺対策研修に参加呼びかけが難しかった職員にも回答していただいた。さらに関心を寄せてもらえるよう今後の研修にも反映させていく。	対面またはオンライン等で研修を開催していく。 ・令和2年度に実施した職員向けセルフチェックも開催していく。	
351	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育研究・研修課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や、児童・生徒への理解について、教員研修で啓発	年3回 実施	人権教育担当者対象研修:3回 新任転入管理職研修:1回 夏季教育課題別研修:1回	研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。	引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。	
352	実践的な人権教育の計画的な実施	教育指導課	令和2年度の教育課程届出においても、人権教育全体計画に人権課題として「性同一性障害者」「性的指向」を取り入れるよう周知		各校で実施	意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ることができた。	引き続き、推進していく。	
353	性的マイノリティの理解の授業のための教材の検討	教育指導課	平成29年度に作成した性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を実施		各校で実施	区立中学校全校で、性的マイノリティ理解の授業内容が、同水準で行えるようになった。	各校で新たな教材を活用した授業が行えるように啓発していく。	

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の強化

施策 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」機能拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1001	学習・研修、情報収集・提供、相談機能の拡充と総合的運用	人権・男女共同参画担当課	女性起業支援について 学習・研修として、らぶらす女性のための起業入門講座と、起業実践講座/女性のための起業実践講座 売れる商品企画とPR動画作成の2本の講座を行い、併せて、らぶらすの図書資料の提供、起業家同士の交流を図る、女性起業家交流会への参加を促すことで、ネットワーク作りを支援した。また、らぶらすで定期的実施している女性のための起業・経営相談を紹介し、講座参加者から相談を促した。令和3年度の新しい取り組みとして、女性起業家紹介サイトを創設した。23人が応募し、審査の結果、20人がサイトに掲載されている。このように、令和3年度は、学習・研修、情報提供、相談に加え、らぶらすの持つ広報媒体を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。	相談事業: 女性の悩みごとDV電話相談 週4回 女性のためのサポートグループ月1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月4回 女性のための起業・経営相談 月1回 男性電話相談 月1回 居場所事業: シママカフェ~シングルマザーのためのグループ相談会~ 月1回 女性のためのブックカフェ 隔月1回 女性のためのニットカフェ 隔月1回 女性のためのからだところサロン 隔月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス17人(年1回)	・「学習・研修」講座等延べ71人 ・「交流会等情報提供」起業家交流会延べ75人 ・「相談」女性のための起業・経営相談延べ21人 ・広報支援 女性起業家応援サイトに登録20人	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため女性起業家の実践の場がほぼなくなったということがアンケートによって明らかになったことから、女性起業支援の学習・研修として、女性のための起業実践講座では、売れる商品企画とPR動画作成という具体的な成果物を作り上げる講座を行った。 ・さらに、女性起業家紹介サイトを立ち上げ、20人の女性起業家をサイトに掲載することができた。 ・起業家同士の交流を図る、女性起業家交流会への参加を促し、ネットワーク作りを支援した。 ・らぶらすが定期的実施している女性のための起業・経営相談を各講座・交流会で紹介し、相談を促した。	・令和3年度は、学習・研修、情報提供、相談に加え、らぶらすの持つ広報媒体を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。 ・セクシュアル・マイノリティ支援については、令和3年度に予定しているセクシュアルマイノリティフォーラムは、広く区民に知ってもらうことで、世田谷にアライを増やしていくよう取り組む。	男女共同参画センター事業
1002	調査研究機能の整備	人権・男女共同参画担当課	女性起業家・らぶらす登録団体へむけて2つの緊急アンケートを実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を図った。		女性起業家向け:2015~2019年度のらぶらす起業ミニメッセ出展者148名(184名に依頼、うち不達36名)有効回答51件、回答率34.5% 登録団体向け:世田谷区立男女共同参画センターらぶらす登録団体300団体(2021年1月時点で登録のある312団体に調査票を郵送、うち不達12団体)有効回答102件、回答率34%	・女性起業家には、新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響について、現状と課題、らぶらすへの要望を尋ね、回答から令和2年度の事業の方向性に役立てることができた。 ・らぶらす登録団体には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における団体活動の現状と課題、らぶらすへの要望を尋ね、らぶらす研修室の利用方法への意見、区民企画協働事業等らぶらす事業とのかかわり方に関するヒントを得られた。今後の事業に生かせるものとなった。	・いずれの調査で得られたものは、令和3年度以降も継続して、らぶらすの事業に生かす。 ・登録団体向けに、らぶらす研修室利用方法について検討を始める。 ・区民グループ・団体がらぶらすの事業にコミットしてもらえるよう取り組む。	男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1003	ライフステージ等に 応じた女性の就労支援 講座等の開催	人権・男女共同 参画担当課	令和2年度は、現在職に就いていない、また現在の働き方を見直したいと考える女性に対し、自分の人生の中で仕事をどのように位置付けて生きていくかについて考える2回連続講座を提供した。2回目には、出張相談として、働き方サポート相談員が個別相談に対応することで、講座と相談の連携させた。	延69人参加	延べ40人(18人、 19人、個別相談3人)	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和2年度は、対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施した。オンラインと会場の2方向で、講座とワークショップを実施することができた。	令和3年度は、事業としての実施は見送られた。	再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業
1004	女性起業家の 育成支援の総合的 取組み(講座、相談、 インキュベーション・ スペース等)の拡充	人権・男女共同 参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会:年6回を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回が中止となった ・女性のための起業・経営相談:年11回を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回が中止となった ・らぶらす女性のための起業入門講座 ・起業ミニmesse出展準備講座 ・起業ミニmesse ・起業実践講座/女性のための起業実践講座 売れる商品企画とPR動画作成 ・女性起業家紹介サイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・87人(全6回) ・延28人(全8回) 2月、3月は中止 ・延52人(全3回) ・23人 ・2,306人、47団体 ・- ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・75人(全5回) ・21人(全10回) ・16人 ・- ・- ・延べ55人(15人、 14人、13人) ・20人 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家を対象に、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。 ・女性起業家には、「新型コロナウイルス感染拡大に伴うらぶらす起業ミニmesse出展者緊急アンケート」を行い、その結果をもとに、女性起業家紹介サイトの作成に新たに取り組んだ。23人が応募し、審査の結果、20人がサイトに掲載することができた。 ・令和3年度は、「学び」、「実践」、「交流」に加え、らぶらすの広報媒体(HP)を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。 ・らぶらすが定期的に実施している女性のための起業・経営相談を講座等で紹介し、相談に促すことができた。 	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援するために、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげや支援を年間を通じて行う。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニmesseはもとより、らぶらす全館あげてのイベント事業等で女性起業家の出展ブースを設けるなど展示販売の機会を増やしていく。	再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業
1005	男性のための ワーク・ライフ・ バランス推進講座等の 開催	人権・男女共同 参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シネマサロン ・子育てmesse らぶらすブックカフェ絵本特集 飛び出す紙芝居「日本ごちゃまぜ昔話」 らぶらす所蔵の絵本の読み聞かせ ・ニットカフェ 子どもと一緒に 	<ul style="list-style-type: none"> ・31名(年1回) ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・- ・延べ31名 16人 15人 	父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。子育てmesseのスタンブラリーポイントの一つとして参加した。通常のブックカフェとは違い、親子を対象にした絵本の読み聞かせを行った。また、ニットカフェでは、子どももできるキットを用意し、親子で参加できるように工夫を行った。	らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了することとしたが、WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取り組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1006	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<p>防災講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらす51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらす51号の紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 災害対策課事業に協力して、被災地(熊本、仙台)の女性リーダーを招いての施設管理等の講座を実施。同時に災害時におけるトイレの啓発展示 	<ul style="list-style-type: none"> 「らぶらす51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) 防災パネル展示の期間中に、らぶらす51号の紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「らぶらす51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 防災パネル展示の期間中に、らぶらす51号の紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。 	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>再掲 (課題6施策) 男女共同参画センター事業</p>
1007	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> 離婚をめぐる法律・制度活用講座：オンラインと会場を選べるカタチで実施 パープルリボンツリーの設置 大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画) 	<ul style="list-style-type: none"> 延37人(年2回) 4人 33人 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) - - 	<ul style="list-style-type: none"> 講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、2人の参加者に個別に対応した。 パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。 	<p>継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 パープルリボンは、継続して実施する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業</p>
1008	女性のためのこころと身体の健康講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 女性のためのニツカフェ(年6回予定していたが、感染症大防止のため5月を中止し、定員を1/2減で実施) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」(年4回予定していたが、感染症大防止のため5月を中止し、オンラインで実施) 「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」特別編(講座) 区民企画協働事業 	<ul style="list-style-type: none"> 延61人(年3回) 延92人(年5回) 令和元年3月1日～3月31日 延24人(年4回) 22人 本格ハンドマッサージ講座延61人(3回連続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> - 延44人(年5回) 令和3年3月2日～3月31日 延8人(年3回) 24人(年2回) - 	<ul style="list-style-type: none"> 講座事業は中止となった。 それ以外の事業では、こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。 女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。 	<p>講座事業としての実施は見送られた。 居場所事業は継続して実施する。</p>	<p>再掲 (課題10施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1009	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会)(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月は中止、その後は、オンラインで実施) ・シングルマザー応援フェスタ(相談会、情報提供等)(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談に特化したカタチでフェスタを実施した。相談は、対面とオンラインを選択制としたところ、4人がオンラインを希望した。加えて、シンママの置かれている状況から、スーツ・フードのプレゼントコーナーを併設した。スーツ・フードは希望者は予定数を超えたため、3/8～3/14に追加配布を行った) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延29人(年5回) 台風による休館のため10月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・延13人(年5回) ・延べ95人(個別相談20人、スーツコーナー32人、フードコーナー43人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会)は、対象者の生活状況から、オンラインで実施した。 ・シングルマザー応援フェスタは、らぶらすのイベント事業が全面中止となる中、相談に特化したカタチで実施することができた。相談は、対面とオンラインを選択制としたところ、4人がオンラインを希望した。 ・貧困度が上がっていると言われるシンママの困難な状況から、スーツ・フードのプレゼントコーナーを設けた。スーツ・フードの希望者は予定数を超えた希望があったため、3/8～3/14に追加配布を行い、スーツコーナー32人、フードコーナー43人に提供することができた。 ・プレゼントの物品には、区民団体くるくるひろば、らぶらすとホーム世田谷に協力いただいた。 	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業・就業時間の時短など、生活面でかなり苦しい状況におかれているシングルマザーを継続して支援する事業を実施する。	再掲 (課題11 施策) 男女共同参画センター事業
1010	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・マイノリティフォーラム(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延446人 		中止のため、評価の記載はなし	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、令和2年度に実施できなかったセクシュアル・マイノリティフォーラムを実施する。 ・区民に向けて、セクシュアル・マイノリティ理解促進のための講座等を実施する。 	再掲 (課題12 施策) 男女共同参画センター事業
1011	男女共同参画関連図書資料、チラシ、ポスター等の収集、提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ・年6回 	男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。らぶらす所蔵の図書資料の紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を設置した。毎日、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されている図書資料を紹介した。その様子は、ツイッターで毎日配信している。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館や、イベント事業が中止されたため行うことができなくなった、選書により不要となった図書について、区民への頒布を行う。	再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1012	“らぶらす”情報紙、ホームページ等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通(年 24 回)	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。 「今日は何の日」とは、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事が記されているらぶらす所蔵の図書資料を紹介する展示コーナー。	継続して情報紙の発行、HP 及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
1013	女性のための相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	令和2年度は、「女性のなやみごと DV 相談」として、電話・面接相談に加え、メール相談を開始した。さらに、開設時間・曜日を拡大した。相談時間は、平日午後 8 時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週 5 日相談を実施した。併せて、週 1 回受理会議、月 1 回専門家を招いて SV を行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業(「女性のための悩みごと DV 相談」「女性のための働き方サポート相談」「セクシュアルマイノリティ世田谷にじいそひろば電話相談」「男性電話相談」)合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。さらに、居場所事業では、多くの女性の参加の定着がみられ、安心できる場所づくりの成果が見られた。	相談事業: 女性の悩みごとDV電話相談 週4回 女性のためのサポートグループ月1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月4回 女性のための起業・経営相談 月1回 男性電話相談 月1回 居場所事業: シンママカフェ～シングルマザーのためのグループ相談会～ 月1回 女性のためのブックカフェ 隔月1回 女性のためのニットカフェ 隔月1回 女性のためのからだところサロン 隔月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス17人(年1回)	相談事業: 女性の悩みごとDV電話相談 週5回 女性のためのサポートグループ月1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月4回 女性のための起業・経営相談 月1回 男性電話相談 月1回 居場所事業: シンママカフェ～シングルマザーのためのグループ相談会～ 隔月1回 女性のためのブックカフェ 隔月1回 女性のためのニットカフェ 隔月1回 女性のためのからだところサロン 隔月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス 年2回	「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごと DV 相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが確立され、相談の質の充実を図ることができた。	SNS を使った相談事業の検討を開始する。 拡大カンファレンスを年間 2 回実施し、相談間の連携を進めることで、女性のための総合相談ができるように検討を始める。	男女共同参画センター事業
1014	ライフステージ等に応じた女性のための就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらぶらすで実施した。	118 件(年 48 回)	108 件(年 48 回)	就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日に固定したことで相談件数は伸びたが、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、対面相談を中止し、電話相談のみとし年間 108 件となった。しかし、電話相談は、通話料が相談者の負担になり、今後改善の必要がある。 就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタ等において、働き方相談員による出張相談を実施した。	引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。 令和2年度に、らぶらすの講座事業・イベント事業において出張相談を設けたところ、相談希望者は毎回あり、相談を受けた講座参加者からも好評を得られたため、令和3年度も引き続き講座事業との連携に取り組む。	再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1015	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。加えて、7月からメール相談を開始した。 また、相談時間・曜日の拡大をおこなった。相談時間は、平日午後8時まで延長し、相談曜日には日曜日を加え、週5日相談を実施した。 ・DV相談専用ダイヤル（配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口） 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 785件（内訳） ・電話 674件 ・面接 111件 ・160件 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 1,222件（内訳） ・電話 1,088件 ・面接 104件 ・メール相談 30件 ・309件 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談に加えて、7月からメール相談を開始した。 ・相談時間・曜日の拡大をおこない、相談時間は、平日午後8時まで3時間延長し、相談曜日には、火・水・木・土曜日に、日曜日を加え、週5日実施している。 ・その結果、相談件数は、約400件増加した。メール相談は初年度ながら、30件に対応した。 ・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。 	<p>「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。年度後半の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。</p>	再掲（課題7施策） 男女共同参画センター事業
1016	シングルマザー・性的マイノリティ等の相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	<p>シングルマザーが、同じ立場の女性と分かち合いを行い、必要な情報を得ることが出来る相談会「シンママカフェ」と安心安全な相談ができる機会として「シングルマザー応援フェスタ」等を提供した。「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいるひろば電話相談、交流スペース」では、当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、その家族や支援者からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ～シングルマザーのグループ相談会～ ・シングルマザー応援フェスタ（相談会、情報提供等） ・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいるひろば電話相談、交流スペース」 ・電話相談 ・交流スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ～シングルマザーのグループ相談会～ 延29人（年5回）台風による休館のため10月は中止 ・シングルマザー応援フェスタ（相談会、情報提供等） ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止 ・電話相談 延131人（全48回） ・交流スペース 延35人（全9回）12月は、年末年始の休館に重なったため実施なし、2月・3月は、コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ～シングルマザーのグループ相談会～ 延13人（年5回） ・シングルマザー応援フェスタ（相談会、情報提供等） 延べ95人（個別相談20人、スツコーナー32人、フードコーナー43人） ・電話相談 131件（年47回） ・交流スペース 21人（年10回） ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・マザーに特化した支援講座を実施することで、シングルマザーが抱える課題の共有、仲間意識が醸成され、自立支援を図ることができた。 ・セクシュアル・マイノリティ支援では、相談、交流スペースの利用者がうかがえるため、相談員カンファレンスを毎月実施し、ケースカンファを通して、相談員間の情報共有が徹底され、相談者に適切な対応ができた。交流スペースでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインで行ったが、こんな時期だからこそ、対面が望まれている実態が分かり、対面での開催に戻すなど、柔軟な対応をすることで参加者が戻ってきた。 	<p>継続して、シングルマザーや性的マイノリティへの相談、居場所事業を実施する。</p>	男女共同参画センター事業
1017	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・男性電話相談 	<ul style="list-style-type: none"> 15件（年11回） 台風による休館のため10月は中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・26件（年12回） 	<p>相談の機会が少ない男性に向けて事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。</p>	<p>ポスター・PRカードを再度配布する等広報活動に注力し、相談を周知する。</p>	再掲（課題8施策） 男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1018	共働作業場 (コ・ワーキング・スペース) との連携	人権・男女共同 参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者 19 名のうち、12 名は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、1 か所(玉川地域)を開設し、区内計 5 か所となった。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用登録者 37 名(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(2 か所:砦地域・烏山地域)計 4 か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」 新規利用登録者数 19 名 令和 2 年度利用実績 266 名(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(1 か所:玉川地域)計 5 か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、新型コロナウイルスの影響により年度前半は開所に制限がある中、在宅勤務の広がりも影響し、前年度より延べ利用者数が 28.5%増加した。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、新たな事業者の開設前の相談に的確に対応することで、1 か所の新規開設に至り、区内全地域に開設することができた。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、利用者からの要望に対応して、令和3年度から利用対象者を中学生までの保護者に拡大した。また、新型コロナウイルスの影響により就労・雇用に影響を受けた方のスキルアップを目的とした利用の場合は、利用対象者を子育て中の方に限らず、利用できるようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、引き続き利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課)	再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業
1019	子育て世代の 地域活動等を 支える一時保 育事業の実施	人権・男女共同 参画担当課	相談事業と男女共同参画センターの事業者の一本化にあわせ、ひととき保育を利用できる相談事業・居場所事業を拡大した。	・相談事業: 2 事業 ・居場所事業: 5 事業	・相談事業:2 事業 ・居場所事業:5 事業	相談事業や居場所事業の参加者が子連れで来所参加できるようになり、利便性が向上した。	男女共同参画センターで実施する相談・居場所事業を拡大する際に、ひととき保育を利用できることの周知を図る。	男女共同参画センター事業
1020	災害時の女性 支援拠点とし ての機能の整 備	人権・男女共同 参画担当課	新型コロナウイルス感染症もある種の災害ととらえ、感染症の拡大防止のためにらぶらすは休館となったが、相談事業は通常通り継続実施した。また、相談時間・曜日を拡大することで、相談しやすい体制を整えた。	・職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 ・災害対策課事業に協力して、被災地(熊本、仙台)の女性リーダーを招いての施設管理等の講座を実施。同時に災害時におけるトイレの啓発展示	・相談時間・曜日の拡大をおこない、相談時間は、平日午後 8 時まで 3 時間延長し、相談曜日には、火・水・木・土曜日に、日曜日を加え、週 5 日実施している。 ・女性のための悩みごと・DV相談 1222 件 (内訳) ・電話 1088 件 ・面接 104 件 ・メール相談 30 件	・相談時間・曜日の拡大をおこなった結果、相談件数は、令和元年度 785 件から 1088 件となり、約 400 件増加した。メール相談は初年度にもかかわらず、30 件に対応した。(令和元年 女性のための悩みごと・DV相談 785 件)	災害時に弱者となる女性やセクシュアル・マイノリティへの支援の充実を図る。	男女共同参画センター事業
1021	区民の主体的 活動を支援す るための施設 整備の充実と 柔軟な運営	人権・男女共同 参画担当課	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、手指用消毒剤を各階に設置した。また、利用時間や利用人数の制限等は来館者に説明、施設に掲出し、理解を促した。休館や開館時間の短縮の決定後は、速やかに予約団体に連絡を起こなった。令和 2 年度に館内での飲食利用を可能としたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため飲食利用は中止となった。	・AV資料の視聴コーナーを再開 ・働き方サポート相談ブースを 3 階に設置	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行った。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行うことで、利用の際には、トラブルなくご利用いただけた。	来館者にとって、安心安全な場であることは担保しつつ、継続して利用・来館しなくなる施設を目指していく。	男女共同参画センター事業

施策 区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1022	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	区民企画協働事業 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止	年4団体 延195人参加		男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の今後の活動を継続していくための支援を行うことを目指して予定していたが、新型コロナ感染症拡大防止を受けて、事業自体が中止となった。	令和3年度の区民企画協働事業は、4月に募集業務を開始することを目指す。 令和2年度に実施した登録団体へのアンケート結果をもとに、登録団体に向けて、区民企画協働事業への応募を促す。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
1023	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	2校 延555人	・696人(4校)	区立中学においては、7校中2校が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。実施に至らなかった学校も含め、各学校は実施に向けて意欲的であった。教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することで、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業
1024	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	中止(緊急事業見直しのため)	延91人参加		未実施のため、評価なし。	令和3年度は庁内のワーク・ライフ・バランスに関連したイベントを紹介するチラシを作成し、周知を行う。	再掲 (課題2施策) 男女共同参画センター事業
1025	区、NPO等との連携・協働による男女共同参画視点での防災・災害・復興関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	・女性起業家が企画したイベント「新しい防災・減災」に協力。 ・「らぶらすらぶらす51号」特集「コロナ禍と防災」にもその様子を掲載。紙面で紹介した動画をらぶらすで再生。 ・「せたがやNPO防災アクション」に参加	・せたがや女性防災コーディネーター養成研修を災害対策課に協力して運営に参加 ・世田谷区女性防災リーダー育成検討委員会委員として活動(年3回) ・上町防災塾のワークショップの企画・開催に協力	・イベント「新しい防災・減災」で行われたオンライン講座を、後日、らぶらすでも再生した。講師は、NPO 防災アクション事務局長の柴田真希さん。イベントの主催は、女性起業部イヴの木。 ・「せたがやNPO防災アクション」主催の訓練に参加した。	・女性起業家が企画したイベント「新しい防災・減災」に広報協力し、当日は会場にブースを出し、らぶらすの取り組みを紹介することができた。 ・「らぶらすらぶらす51号」をらぶらすらぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・「せたがやNPO防災アクション」の研修会や訓練にも参加し、区内の防災関連の団体とのつながりを強化することができた。	・震災時の支援に関する啓発展示を実施予定 ・「せたがやNPO防災アクション」に参加	男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1026	「らぶらす」情報紙やホームページによる、連携・協働に関する情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通(年 24 回)	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。	継続して情報紙の発行、HP 及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	男女共同参画センター事業
1027	区内大学との連携・協働の促進	人権・男女共同参画担当課	・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・昭和女子大学インターンシップ生の受入 ・昭和女子大学でのデートDV 防止講座の実施 ・男女共同参画センター利用者の昭和女子大学図書館の利用(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため図書館が閉館となったため実施なし) ・田園調布学園教職員研修	・延 20 人 (全 6 回) ・4 人 ・10 人 ・9 人 ・ -	・ - ・4 人 ・授業にてデートDV 防止講座を提供 ・実施なし ・実施	区内高校・大学と連携することにより、地域に密着した課題解決、男女共同参画に関する意識啓発の推進をひろく図ることができた。	継続して、「インターンシップの受入」を実施する他、様々な機会を通じ、区内大学との連携・協働を促進させる。	男女共同参画センター事業

施策 区民の主体的な活動拠点としての充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1028	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	区民企画協働事業 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止	年 4 団体 延 195 人参加		男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の今後の活動を継続していくための支援を行うことを目指して予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて、事業自体が中止となった。	令和3年度の区民企画協働事業は、4月に募集業務を開始することを目指す。令和2年度に実施した登録団体へのアンケート結果をもとに、登録団体に向けて、区民企画協働事業への応募を促す。	再掲 (課題 1 施策) 男女共同参画センター事業
1029	困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実		再掲 (課題 11 施策、課題 12 施策)					男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1030	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者 19 名のうち、12 名は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、1 か所(玉川地域)を開設し、区内計 5 か所となった。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用登録者 37 名(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(2 か所:砧地域・烏山地域)計 4 か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数 19 名 令和 2 年度利用実績 266 名(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(1 か所:玉川地域)計 5 か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、新型コロナウイルスの影響により年度前半は開所に制限がある中、在宅勤務の広がりも影響し、前年度より延べ利用者数が 28.5%増加した。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、新たな事業者の開設前の相談に的確に対応することで、1か所の新規開設に至り、区内全地域に開設することができた。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、利用者からの要望に対応して、令和3年度から利用対象者を中学生までの保護者に拡大した。また、新型コロナウイルスの影響により就労・雇用に影響を受けた方のスキルアップを目的とした利用の場合は、利用対象者を子育て中の方に限らず、利用できるようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、引き続き利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課)	再掲(課題3施策) 男女共同参画センター事業
1031	主体的活動を行う女性やグループ・団体のネットワーク形成支援	人権・男女共同参画担当課	・女性起業家交流会:年 6 回を予定していたが、新型コロナ感染拡大防止のため 1 回が中止となった ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ	・87 人(全 6 回) ・延 28 人(全 8 回) 2月、3月は中止 ・延 52 人(全 3 回) ・23 人 ・2,306 人 出展者数 47	・75 人(全 5 回)	女性起業家を対象に、交流会を開催し、女性起業家のネットワークの形成を支援することができた。	令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援する。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニメッセはもとより、らぶらす全館あげてのイベント事業等では、多様な女性起業家の出展ブースを設け、展示販売の機会を提供しながら、起業家同士のネットワークづくりを支援する。	男女共同参画センター事業
1032	「らぶらす」情報紙やホームページによる、区民の主体的活動に関する情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性相談カード ・Twitter ・Facebook ・メールマガジン	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 4 回) ・1,400 部 ・3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・500 通(年 24 回)	・各 2,500 部(年 4 回) ・各 2,500 部(年 3 回) ・1,400 部 ・ - ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・令和 2 年度に新しい取り組みとして開始した、女性起業家紹介サイトに新規掲載者を募り、サイトの継続を図る。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。	男女共同参画センター事業
1033	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	人権・男女共同参画担当課	新型コロナ感染症拡大防止対策として、手指用消毒剤を各階に設置した。また、利用時間や利用人数の制限等は来館者に説明、施設に掲出し、理解を促した。休館や開館時間の短縮の決定後は、速やかに予約団体に連絡を行った。令和 2 年度に館内での飲食利用を可能としたが、新型コロナ感染症拡大防止のため飲食利用は中止となった。	・AV資料の視聴コーナーを再開 ・働き方サポート相談ブースを 3 階に設置	新型コロナ感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行った。	新型コロナ感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行うことで、利用の際には、トラブルなくご利用いただけた。	来館者にとって、安心安全な場であることは担保しつつ、継続して利用・来館しなくなる施設を目指していく。	再掲(方策1施策) 男女共同参画センター事業

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策 区職員・教職員の男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1034	ハラスメントに関する基本方針に基づく取組み	人事課 職員厚生課	【職員厚生課】 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を新たに策定し、ハラスメント苦情・相談担当を課長級及び係長級を加え令和2年度から増員した。 【人事課】 職員相談担当窓口やハラスメント苦情・相談担当(課長級)窓口を設置	【職員厚生課】 7件	【職員厚生課】 5件	【職員厚生課】 ハラスメント苦情・相談担当の窓口を開設したことで、ハラスメントに対する意識が高まった。また、職員相談と連携して対応していくことも可能になった。 【人事課】 窓口の設置により、ハラスメントに関する問題の解決に向けた支援をすることができた。	【職員厚生課】 窓口の存在を引き続きアピールしていく。 【人事課】 職員にとって、より相談しやすい窓口体制の検討を進めていく。	
1035	区職員、区立学校教員への「職場のハラスメント」の防止に関する研修の実施	職員厚生課 教育指導課 (研修担当課)	職場のハラスメント防止研修を実施 一般向け及び管理監督者向け	8人	一般:13人 管理監督者:28人	研修を通じてハラスメントに対しての正しい理解を深めてもらうことで、平等で対等な関係で快適に働くことができる職場環境の確保、維持に寄与した。	継続実施し、ハラスメントの防止に取り組んでいく。	
1036	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画担当課	令和2年度に調査内容を検討し、令和3年4月に調査を実施した。			関係所管課と協議し、対象者や質問を見直した。	調査結果を「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定の基礎資料として活用する。	
1037	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	37人	-	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、オンライン実施を含めて実施を検討する。	
1038	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけ、定時退庁を促した。			毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。	引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。	
1039	区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置	教育指導課	相談窓口の設置について周知を図り、活用を促した。		各校で周知	相談窓口の設置について少しずつ認知され、活用されている。	引き続き、区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置し、相談対応を行っていく。	

施策 庁内の管理監督的立場への女性の登用

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1040	すべての職員の能力が発揮できるよう、性別にこだわらず適材適所の配置を行う	人事課 (全庁各課)	性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施した。			適切な人事評価と人材配置により、円滑な組織運営に寄与した。	引き続き、性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施していく。	
1041	女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勸奨等を行い、昇任意欲向上を図る	人事課 (人権・男女共同参画担当課)	・特定事業主行動計画における計画目標として、管理監督的立場における女性職員の割合を令和7年(2025年)3月までに40%以上にするという目標値を設定 ・育児休業中の昇任選考試験の実施	・女性の管理監督職の割合:37.5% (部長級 15.2%、課長級 23.2% 係長級 40.6%) ・各昇任選考を合計 23 人が受験	・女性の管理監督職の割合:38.1% (部長級 13.0%、課長級 22.2% 係長級 41.3%) ・各昇任選考を合計 19 人が受験	特定事業主行動計画において目標を明確化するとともに、育児休業中の昇任選考試験を実施することで、女性職員の昇任意欲の向上を図ることができた。	特定事業主行動計画における計画目標である管理監督的立場における女性職員の割合だけでなく、国が掲げる女性管理職の割合 30%も目標として位置づけ、取り組んでいく。女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勸奨等を行い、昇任意欲向上を図る。	
1042	女性の管理監督職への昇任に対する相談や経験談を聞くことができるキャリアアップセミナーの実施	研修担当課 人事課 人権・男女共同参画担当課	・採用4年目職員を対象に「キャリアチャレンジ」研修を実施 ・主任4年目職員を対象に「キャリア形成」研修を実施 早い時期から自身のライフプランを考える機会とした。	・9～10月実施 修了者:175名 ・11～1月実施 修了者:156名	・10～12月実施 修了者:178名 ・10～1月実施 修了者:155名	採用4年目研修については、自身のキャリア計画の作成を通じて、キャリアに対する前向きな意識の醸成を図ることができた。 主任4年目研修については、これまでの職業人生を見つめ直し、ライフイベントを含めた今後のキャリアプランの作成につなげさせることができた。	引き続き昇任意欲向上等のための研修内容を検討していく。	
1043	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	37人	-	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、オンライン実施を含めて実施を検討する。	再掲 (方策2施策)
1044	区の外郭団体理事の男女比率調査	人権・男女共同参画担当課		27.0% (令和2年4月1日時点)	28.2% (令和3年4月1日時点)	前回調査時よりも1.2ポイント上昇した。	今後も継続して区の外郭団体理事の男女比率調査を実施する。	
1045	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画担当課	令和2年度に調査内容を検討し、令和3年4月に調査を実施した。			関係所管課と協議し、対象者や質問を見直した。	調査結果を「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定の基礎資料として活用する。	再掲 (方策2施策)

施策 区職員の仕事と生活の両立支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1046	妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・育児を行う職員の早出遅出勤務制度の継続実施 ・超過勤務の制限(免除)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・早出遅出勤務取得件数(育児理由):59件 	<ul style="list-style-type: none"> ・早出遅出勤務取得件数(育児理由):63件 	早出遅出勤務等の実施により、職員のライフプランに合わせた柔軟で多様な働き方の促進に繋げることができた。	引き続き継続し、職員の仕事と生活の両立を支援していく。	
1047	育児や介護に係る休暇制度等の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇等取得者への昇給抑制を行わない。 ・育児休業中の昇任選考受験 ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を実施 <p>【職員厚生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内公開サイトに、介護休暇など、家族の介護が必要となった際に利用できる介護に関する制度を分かりやすく一覧にまとめた。 ・介護に関する制度や経済的な支援などを掲載した「介護と仕事の両立支援ハンドブック」の発行に向けた検討を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中の昇任選考受験者数:23人 ・早出遅出勤務取得件数(育児・介護理由):63件 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中の昇任選考受験者数:19人 ・早出遅出勤務取得件数(育児・介護理由):66件 	<p>【人事課】</p> <p>昇給抑制の制限や育児休業中の昇任選考受験を実施することで各休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度等の制度の円滑な利用を支援し、職員の家庭生活と仕事の両立を図った。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>庁内公開サイトを活用し、介護に関する休暇等の制度を分かりやすく一覧にまとめることで、職員の休暇等制度の理解を促すことができた。</p>	<p>【人事課】</p> <p>引き続き、各制度を継続し、利用を促進していく。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>職員が子育てや介護と仕事を両立できるよう引き続き、休暇制度の検討整備を図るとともに、より制度が利用されるよう周知に取り組む。</p>	
1048	男性職員の子育て目的の休暇の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中の昇任選考受験 <p>【職員厚生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任管理職によるイクボス宣言の実施。 ・男性職員の育児休業取得の機運醸成を図るため、男性職員の育児休業の取得事例を紹介するリーフレット(令和元年度に発行した「子育てと仕事の両立支援ハンドブック」の副読本)の発行に向け、育児休業取得者へのインタビューを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産支援休暇取得率 83.2% ・男性の育児休業取得率 23.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産支援休暇取得率 92.5% ・男性の育児休業取得率 38.8% 	<p>【人事課】</p> <p>昇給抑制の制限や育児休業中の昇任選考受験を実施することで各休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度等の制度の円滑な利用を支援し、職員の家庭生活と仕事の両立を図った。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>育児休業を取得した男性職員へのインタビューを通して、今後発行予定の男性職員の育児休業の取得事例を紹介するリーフレットの内容を精査し、啓発に向けた取組みを進めることができた。</p>	<p>【人事課】</p> <p>引き続き、各制度を継続し、利用を促進していく。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>男性職員の育児休業の取得事例を紹介するリーフレットを発行、周知するなど、引き続き、男性職員が子育てしやすい職場風土の醸成を進める。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1049	超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進	職員厚生課	「新たな超過勤務ルール」の実効性を確保するための取組みの実施(超過勤務管理シートの改善、超過勤務の留意事項等に関する庁内周知、超過勤務の上限時間を超えた所属への働きかけ等)			超過勤務管理シートの改善等の取組みやその周知を通して、適正な超過勤務の運用に繋げ、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことができた。	「新たな超過勤務ルール」の実効性を一層確保するため、庁内への働きかけをさらに促進する。	
1050	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけ、定時退庁を促した。			毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。	引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。	再掲 (方策2施策)

方策3 推進体制の整備・強化

施策 国や都との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1051	全国市長会、特別区長会等で要望	人権・男女共同参画担当課	・全国市長会、特別区長会への要望の提出は行わなかった。				今後も男女共同参画社会の実現に向け、必要な取組みについて、必要性を検討したうえで、全国市長会、特別区長会等で要望を行う。	

施策 男女共同参画に関わるNPOの育成

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1052	NPOとの協働事業の推進	市民活動・生涯現役推進課	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、庁内における協働の実態を把握し、NPO・協働実践マニュアルと併せて、結果を周知した。	535件	652件	連携や協力、事業委託等を通じて、庁内において「NPO等市民活動団体との協働」を行うことできた。	引き続き、「NPO・協働実践マニュアル」の庁内周知を通じて協働を推進し、市民活動団体の専門性などを活かしながら、公共サービスの充実や地域の課題解決に向けて、区と団体との協働を推進していく。	
1053	「せたがや市民活動勉強会」の開催	市民活動・生涯現役推進課	例年、中間支援組織の支援力向上を主な目的として学習会を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休止した。	1回	新型コロナウイルス感染症の影響により休止	新型コロナウイルス感染症の影響により休止	引き続き、中間支援組織の支援力を向上させるため、勉強会を実施していく。	
1054	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	・第1回 助成18件 (25件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成8件 (10件申請、うち1件取下げ)	・第1回 助成14件 (22件申請、うち4件取下げ) ・第2回 助成6件 (9件申請、うち1件取下げ)	例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。	継続実施。 引き続き、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。	再掲 (課題5施策)

施策 NPO等との連携・協働の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1055	地域保健福祉等推進基金によるNPOへの支援	市民活動・生涯現役推進課	区民・事業者・行政が連携・協力しながら、区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、市民活動の促進を図るため、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用し「市民活動支援事業」を実施した。	提案型協働事業 7事業(行政提案型:2件、市民提案型5件) 支援事業 1事業	提案型協働事業 3事業(行政提案型:0件、市民提案型3件) 支援事業 1事業	NPO等市民活動団体からの事業提案による協働事業と提案型協働事業をサポートし、コーディネートする支援事業を実施し、地域課題解決に向けた行政とNPOとの協働による取組みを進めることができた。	NPO等の市民活動団体と区が地域の課題を解決していくこと、中間支援NPO等を育成していくことなどを目的に継続して実施していく。	
1056	NPOと区の連携・協力の拡大	市民活動・生涯現役推進課	区民・事業者・行政が連携・協力しながら、区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、市民活動の促進を図るため、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用し「提案型協働事業」を実施した。	提案型協働事業 7事業(行政提案型:2件、市民提案型5件)	提案型協働事業 3事業(行政提案型:0件、市民提案型3件)	NPO等市民活動団体からの事業提案による協働事業を実施し、地域課題解決に向けた行政とNPOとの協働による取組みを進めることができた。	NPO等の市民活動団体と区が地域の課題を解決していくことなどを目的に継続して実施していく。	

施策 フォローアップ体制整備の検討

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R01)	実績・数値等 (R02)	令和2年度の評価	今後の取組み	備考
1057	外部委員による評価委員会の検討	人権・男女共同参画担当課 国際課	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において、第二次男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただいた。 「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」において、苦情等申立てなどの対応を行った		・審議会 年2回 ・苦情処理委員会 0回 (苦情等申立てなし)	外部委員による客観的で専門的な意見をいただき、効果的なフォローアップができた。	令和3年度も継続して世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会において、第二男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただく。	

令和 2 年度(2020 年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書
別冊 各事業の実績

令和 3 年 9 月発行

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5

電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710
